

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年4月26日
【計算期間】	第10期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
【ファンド名】	サムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]
【発行者名】	サムスン資産運用株式会社 (Samsung Asset Management Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表理事 全 永默 (Jeon Youngmuk)
【本店の所在の場所】	大韓民国ソウル特別市瑞草区瑞草大路74キル11(瑞草洞) (11, Seocho-daero 74-gil, Seocho-gu, Seoul, Korea)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 伊 東 啓
【代理人の住所又は所在地】	〒100-8124東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 山 本 明
【連絡場所】	〒100-8124東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所
【電話番号】	03-6250-6200
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- 注(1) 本書において、文脈により別異に解する必要がある場合を除き、以下の語はそれぞれ以下の意味を有するものとします。
- ・ 「本ファンド」
サムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]を意味します。
 - ・ 「資産運用会社」
サムスン資産運用株式会社を意味します。
 - ・ 「韓国」
大韓民国を意味します。
 - ・ 「営業日」
韓国取引所の開場日を意味します。
 - ・ 「受益者」
本ファンドの受益証券を保有する者を意味します。
 - ・ 「信託契約」
本ファンドの信託契約を意味します。
 - ・ 「払込資産構成内訳」
資産運用会社が本ファンドの設定又は交換のために、現金、構成銘柄株式等の内訳として韓国証券市場で公告するもの(Portfolio Deposit File)を意味します。
 - ・ 「HSBCソウル支店」
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited, Seoul Branchを意味します。
- (2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ウォン」は韓国の法定通貨であるウォンを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ウォン=0.1001円の換算率(2018年4月9日に株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。
- (3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

本ファンドは、サムスングループ指数(エフエヌガイド(FnGuide)が提供するSamsung Group Indexで、以下「サムスングループ指数」という。)をベンチマークとして、1口当たり純資産価額の変動率をサムスングループ指数の変動率とほぼ等しくなるように投資信託財産を運用することを目的とします。

信託金の限度額

韓国証券取引所における本ファンドの受益証券の取引状況やトラッキング・エラー率等を考慮して資産運用会社が定めます。

ファンドの基本的性格

本ファンドは、サムスングループ指数をベンチマークとして、1口当たり純資産価額の変動率をサムスングループ指数の変動率とほぼ等しくなるように投資信託財産を運用することをその運用目的とし、韓国取引所(Korea Exchange)に上場されて取引される韓国資本市場と金融投資業に関する法律(以下「資本市場法」という。)第229条第1号による証券投資信託であり、資本市場法第234条による上場指数投資信託です。よって、本ファンドは証券上場指数投資信託に分類されます。

本ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

(イ) 受益証券を上場します。

本ファンドの受益証券は、下記の取引所で時価により株式と同様に売買することができます。

韓国取引所

東京証券取引所

韓国取引所における売買単位は1口ですが、東京証券取引所における売買単位は10口です。

取引方法は株式と同様です。売買手数料などについては、詳しくは証券会社等にお問い合わせください。

(ロ) 本ファンドは払込資産構成内訳によって設定されます。

本ファンドの設定は原則として払込資産構成内訳によって行います。

本ファンドは、指定参加者が資産運用会社に対して投資信託の当初設定あるいは追加設定を要請し、投資者から直接又は販売会社を通じて払い込まれた払込金等を、指定参加者が設定単位に相当する資産に変更して、資産運用会社の代わりに受託会社に払い込むことによって設定されます。

投資者が指定参加者に払込金等を払い込む場合、当該投資者は、指定参加者が投資信託の設定を要請する日(以下「設定要請日」という。)に、資産運用会社が韓国証券市場で公告する払込資産構成内訳と同じ内訳の払込金等を、設定要請日から3営業日目までに払い込まなければなりません。

本ファンドの設定単位は、100,000口です。

なお、本ファンドの設定は韓国においてのみ行われ、日本国内では設定できません。

(ハ) 受益証券の払戻しは払込資産構成内訳との交換により行われます。

受益者は、本ファンドの受益証券の販売会社又は指定参加者に対して、設定単位又は設定単位の倍数でのみ受益証券の交換を請求することができます。

受益者から受益証券の交換請求を受けた販売会社は、指定参加者に対して本ファンドの受益証券の交換を要求します。

なお、本ファンドの交換は韓国においてのみ行われ、日本国内では受益証券を払込資産構成内訳と交換することはできません。

ファンドの特色

(イ) 本ファンドは、サムスングループ指数をベンチマークとして、1口当たり純資産価額の変動率をサムスングループ指数の変動率とほぼ等しくなるように投資信託財産を運用することをその運用目的とします。

サムスングループ指数とは

() サムスングループ指数の概要

サムスングループ指数は、エフエヌガイド(FnGuide、ホームページ www.fnguide.com)が算出し、韓国取引所を通じて公表している指数で、韓国公正取引委員会の企業集団分類基準に基づいてサムスングループに含まれる韓国取引所上場企業のうち、定期見直し日現在の時価総額が1兆ウォン以上の銘柄を対象として算出している指数です。指数を構成する株式は最低10銘柄以上とし、個別銘柄の構成比率の上限は25%です。指数算出基準日は2001年1月2日で、同日の指数を1,000ポイントとして算出します。

() 指数算出方法

サムスングループ指数は、浮動株調整後の時価総額加重方式で算出します。

$$\text{サムスングループ 構成銘柄の比較時点の時価総額} \\ \text{指数} = \frac{\text{構成銘柄の基準時点の時価総額}}{\text{構成銘柄の基準時点の時価総額}} \times 100$$

個別銘柄は、市況によってその特性が時々刻々変化するので、サムスングループ指数が市況の変化をより適確に反映できるよう、個別銘柄の特性に合わせて構成銘柄を入れ替えます。定期入替は、毎年6月と12月の第2営業日に始まり5営業日の期間をかけて行われます。また構成銘柄において、上場廃止、管理銘柄指定、合併等が発生した場合や、その他複数の専門家で構成される指数委員会が適切と認めた場合、特別変更により銘柄の入れ替えを行うことがあります。

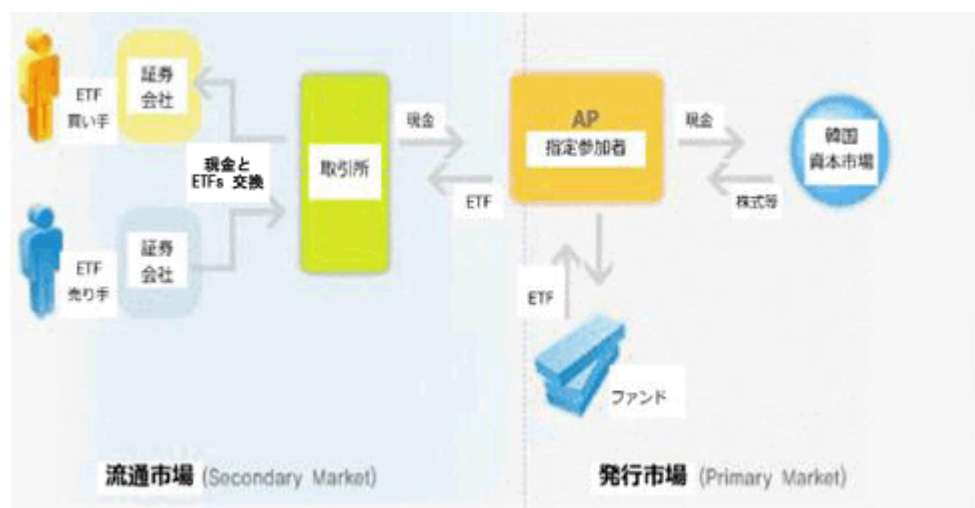
(ロ) 年5回(原則として1月、4月、7月及び10月の最終営業日並びに会計期間終了日。但し、会計期間終了日が営業日でない場合はその直前営業日)を分配基準日とします。但し、常に分配を行うわけではありません(後記「2 投資方針 (4) 分配方針」参照)。

(2) 【ファンドの沿革】

日 時	沿 革
2008年5月20日	信託契約締結、当初設定
2008年5月21日	韓国取引所上場
2013年8月6日	東京証券取引所上場

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



資産運用会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

名 称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
サムスン資産運用株式会社	資産運用会社	2008年5月20日付でHSBCソウル支店との間で信託契約を締結しています。本ファンドの運用会社として、投資信託財産の価額がサムスングループ指数の収益率と連動するように投資信託財産を運用し、指定参加者の本ファンド設定及び交換の請求に対して承認の可否を決定し、設定及び交換に応じます。 なお、上記の信託契約は、資本市場法の施行に対応するため、2009年5月3日付で全面改訂されました。
HSBCソウル支店	受託会社	2008年5月20日付で資産運用会社との間で信託契約を締結しています。投資信託財産の保管・管理、資産運用会社の有価証券等の取得・売却等の運用指示に基づく有価証券等の購入代金の支払、有価証券等の売却による証券の引渡、投資有価証券等の利子及び配当の受領、受益証券の交換資産の支払等の業務を遂行します。 なお、上記の信託契約は、資本市場法の施行に対応するため、2009年5月3日付で全面改訂されました。
韓国預託決済院	一般事務 管理会社	2008年5月20日付で資産運用会社との間で事務管理契約を締結しています。資産運用会社から本ファンドの基準価格の算出、本ファンドの運営に関する事項の開示・公告業務の委託を受け、その業務を遂行します。
1. 未来アセット大宇株式会社	指定参加者 (Authorized Participant)	2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。その役割は、資産運用会社に対する投資信託の設定・交換要請業務及び投資信託の設定に際して、払込金等を設定単位に相当する資産に変更するための投資証券の売買又は委託売買業務等を遂行することです。
2. DB金融投資株式会社		2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
3. ユアンタ証券株式会社		2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
4. メリッツ総合金融証券株式会社		2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
5. サムスン証券株式会社		2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
6. シティグループ・グローバル・マーケット証券株式会社 ソウル支店		2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
7. 新韓金融投資株式会社		2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
8. ユジン投資証券株式会社		2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。

名 称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
9. 韓国投資証券株式会社	指定参加者 (Authorized Participant)	2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
10. SK証券株式会社		2009年2月4日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
11. ハイ投資証券株式会社		2009年7月1日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
12. 大信証券株式会社		2009年7月13日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
13. KB投資証券株式会社		2010年3月22日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
14. KTB投資証券株式会社		2012年2月6日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
15. NH投資証券株式会社		2012年5月14日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
16. キウム証券株式会社		2014年8月20日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。

資産運用会社の概況

(イ) 設立準拠法

韓国商法

(ロ) 会社の目的

資産運用会社は次の事業を営むことを目的とします。

1. 資本市場法に定める資産運用業(投資信託の設定・交換、投資信託財産の運用・運用指示、投資会社財産の運用)
2. 投資諮問業務
3. 投資一任業務
4. 一般事務管理会社の業務
5. 勤労者退職給与保障法による退職年金事業者の業務
6. 不動産賃貸業務
7. 信託業
8. 不動産開発業務
9. 投資仲介業(投資信託証券の投資仲介に限る)
10. 投資売買業(投資信託証券の投資売買に限る)
11. ファンド又は証券に関連する資料の出版及び販売に関する業務
12. ファンド又は証券に関連する財産権、商標権等の権利行使に関する業務
13. ファンド又は証券に関連する電産サービス提供又はソフトウェアの貸与・販売業務
14. 資本市場法又はその他法令により認められている事業
15. その他上記1～14に付随する一切の業務

(ハ) 資本金の額(2017年12月31日現在)

93,430,000,000ウォン(9,352,343,000円)

(二) 会社の沿革

日 付	沿 革
1998年9月15日	サムスン生命投資信託運用株式会社設立登記(払込資本金300億ウォン)
9月30日	証券投資信託運用業許可取得
10月1日	サムスン投資信託証券から営業権譲受(受託高合計8兆ウォン)
11月2日	営業開始
12月4日	サムスングループ系列社編入
1999年12月29日	旧サムスン投資信託運用と合併(払込資本金632億ウォン、管理資産20兆ウォン)
2000年3月3日	資本金300億ウォン有償増資(払込資本金932億ウォン)
3月30日	会社商号変更登記(サムスン生命投資信託運用 → サムスン投資信託運用)
2002年10月14日	KODEX200 ETF 韓国取引所上場
2007年11月1日	香港現地法人設立
2010年4月1日	会社商号変更登記(サムスン投資信託運用 → サムスン資産運用)
2011年8月29日	本店所在地変更登記(大韓民国ソウル特別市永登浦区汝矣島洞36-1 → 大韓民国ソウル特別市中区太平路2街150)
2014年7月21日	筆頭株主変更(サムスン証券→サムスン生命)
2015年2月1日	サムスン生命からニューヨーク現地法人を引受
2015年11月30日	サムスン生命からロンドン現地法人を引受
2016年8月11日	北京諮問社設立 (Samsung Asset Management (Beijing) Limited)
8月30日	本店所在地変更登記(大韓民国ソウル特別市中区太平路2街150 → 大韓民国ソウル特別市瑞草区瑞草大路74キル11(瑞草洞))
2017年1月1日	サムスンアクティブ資産運用(株)、サムスンヘッジ資産運用(株)の設立

(ホ) 大株主の状況

(2017年12月31日現在)			
名 称	住 所	所有株式数	比 率
サムスン生命保険株式会社 (Samsung Life Insurance Co.,Ltd.)	大韓民国ソウル特別市瑞草区瑞草大路74キル11	18,686,000	100.00%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

以下に記載する法令は、全て本ファンドの設定国である韓国の法令をいいます。

資本市場法

2007年7月に国会で議決され、2009年2月4日から施行された資本市場法は、資本市場に関連する金融産業の競争と革新を推進し、資本市場における投資者保護制度を先進国並みに整備(以下「先進化」という。)する目的で制定されました。

資本市場法は、これまで資本市場を規律してきた15の法律のうち、証券取引法、先物取引法、間接投資資産運用業法、信託業法、総合金融会社に関する法律、韓国証券先物取引所法の6つの法律を統合し、その他の9つの法律については、関連規程を一括整備する等、資本市場関連法令・規制を改革したものです。

資本市場法の主な特徴は、金融投資商品概念の包括的規制、経済的実質による金融投資業の機能別規律、金融投資会社の業務範囲拡大、より厳格な投資勧誘規制の導入などによる投資者保護制度の先進化などです。

金融投資商品は、「1) 利益を得る、又は損失を回避する目的で、2) 現在又は将来のある時点において金銭等を支払うことを約定することにより取得することとなる権利で、3) 元本損失可能性(投資性)を負担するもの」と定義されます。従って、元本損失の可能性のある金融商品であれば、原則として金融投資商品に該当することになり、資本市場法が包括する金融投資商品の範囲が大幅に広がりました。資本市場法の施行に伴い、韓国の金融商品は、銀行預金などの貯金商品、災害や各種の事故発生時の経済的損失を補償する保険商品、金融投資商品に区分されます。

金融投資業は、金融投資商品の直接売買、又は第三者のための売買仲介など、投資者の金融投資商品取引をサポートする金融業です。資本市場法では、証券業、資産運用業、先物業、信託業など、これまで個々の法律により規制されていた資本市場関連金融業を「金融投資業」に統合し、金融投資業をその経済的機能により「投資売買業」、「投資仲介業」、「集合投資業(資産運用業)」、「信託業」、「投資諮問業」、「投資一任業」の6つに再分類しました。金融投資業の統合と機能別再分類により、これまで個々の法令による営業規制の結果生じていた規制差異が解消されるなど、合理的な規制体系となりました。

金融投資業を営む金融投資会社の営業範囲が大幅に拡大しました。これまで証券会社、資産運用会社は、それぞれ異なる法令により具体的に定められた証券業又は資産運用業のみを営むことができませんでした。しかし、現在では、金融投資会社は機能別に再分類された6つの金融投資業の全てを兼営することができ、金融投資業を営むうえで関連のある新たな業務も開発して自由に営むことができます。このことは、金融投資商品の範囲拡大に伴い金融投資会社が多様な金融投資商品を開発し、投資者の需要に積極的に応じることができるようにしたものです。

金融投資商品を取引する投資者を保護するために、金融投資会社の金融投資商品に対する投資勧誘規制が大幅に強化されました。金融投資会社が投資者に金融投資商品を販売する際、投資者の投資目的と財産状況などを把握し(顧客情報・把握義務)、投資者に投資目的などに適合した商品を勧誘(適合性原則)しなければならず、商品の内容とリスクを十分に理解させる(説明義務)など、金融投資商品の取引手続きが法的に厳格に規制され、金融投資会社の損害賠償責任など法的責任が大幅に強化されました。

資本市場法は法律と大統領令、規定など下位法規で構成されており、関心事項について正確に理解するためには、法律と関連下位規定などを全て調べてみる必要があります。例えば、金融投資商品が法的にどのように定義されているのかを知りたい場合、金融投資商品を定義している資本市場法第3条を確認するだけでは不十分です。資本市場法が金融投資商品の概念定義に必要な具体的な事項を大統領令で別途定めるよう規定しているからです。

上記以外にも、資本市場法令が委任した範囲内で、金融委員会又は金融監督院が法令施行に必要な詳細事項を定めるようにする場合があり、韓国取引所と金融投資協会などの自主規制機関も法令の委任範囲内で商取引制度、投資勧誘方法など営業に関する詳細事項を定め運営しています。

（注） 2009年2月4日の資本市場法施行とともに、証券業協会、資産運用協会、韓国先物協会が統合して金融投資協会となりました。

商法等

資産運用会社は、商法上の株式会社又は一定の金融機関であることが求められ、金融監督当局の認可を得て金融投資業を営みます。商法の規定は、特に会社型集合投資機構に多く適用されます。資本市場法は、会社型集合投資機構に対して、同法が特別に定めたものを除いては、商法の規定が適用されるようにしています。また集合投資機構の合併及び解散等に関する事項は、商法の内容と集合投資機構という特性を勘案して商法の関連内容を準用しています。

この他にも、行為及び集合投資関連者に関する法律として株式会社の外部監査に関する法律、独占規制及び公正取引に関する法律等があります。

(5) 【開示制度の概要】

日本における開示

(イ) 金融商品取引法上の開示

日本において受益証券の募集又は売出しがなされないため、有価証券届出書は作成されません。同様に金融商品取引法に基づく目論見書も作成・交付されません。

資産運用会社は、本ファンドの財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、本ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者及びその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局又はEDINETにおいて閲覧することができます。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

本ファンドの受益証券は、東京証券取引所に上場しているため、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」という。)に基づく届出は行われず、投信法に基づく運用報告書も作成されません。

(ハ) 東京証券取引所規則に基づく開示

下記 (ロ)と同様の開示が、東京証券取引所の提供する適時開示情報システム(TDnet)を通じてなされます。

韓国における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

1. 営業報告書

() 資産運用会社は投資信託財産に関する毎四半期の営業報告書を作成し、毎四半期終了後2ヶ月以内に金融委員会及び金融投資協会に提出します。

() 資産運用会社は投資信託財産に関する営業報告書を下記のように区分して作成します。

- 本ファンドの設定状況又は投資匿名組合の出資金の変動状況
- 投資信託財産の運用状況と受益証券の基準価格表
- 資本市場法第87条第8項第1号・第2号による議決権の具体的な行使内容及びその理由が記載された書類
- 投資信託財産に含まれる資産のうち株式の売買回転率と資産の委託売買による各投資仲介業者の取引金額・手数料とその割合

2. 決算書類

資産運用会社は、本ファンドに次の事由が発生した時、その事由発生日から2ヶ月以内に決算書類を金融委員会及び金融投資協会に提出します。

- 本ファンドの会計期間終了
- 本ファンドの契約期間又は存続期間の終了
- 本ファンドの解約又は解散

(ロ) 受益者に対する開示

1. 資産保管・管理報告書

受託会社は本ファンドの会計期間の終了、本ファンドの契約期間又は存続期間の終了等、いずれかの事由が発生した日から2ヶ月以内に、次の事項が記載された資産保管・管理報告書を作成して、受益者に交付します。但し、受益者が随時変わるなど受益者の利益を害するおそれがない場合は、資産保管・管理報告書を受益者に交付しないこともあります。

- 信託契約の主要変更事項 / ファンドマネージャーの変更 / 受益者総会の決議内容等

2. 信託契約変更に関する開示

() 資産運用会社は信託契約を変更する際、受託会社と変更契約を締結します。この時、信託契約のうち次の事項を変更するには受益者総会の決議が必要です。

- 資産運用会社、受託会社等が受け取る報酬、その他の手数料の引き上げ
- 受託会社の変更(合併、分割、分割合併、資本市場と金融投資業に関する法律施行令(以下「資本市場法施行令」という。)第216条に定めた事由及び資本市場法施行令第245条第5項によって二つ以上のファンドの資産を別のマザーファンドに移すことで、そのファンドの受託会社が変わる場合は除く。)
- 信託契約期間の変更(投資信託を設定した当時より、信託契約書にその期間変更が明記されている場合は除く。)
- 投資信託タイプの変更(投資信託を設定する時から、異なるタイプの投資信託に転換することが予定されている場合は除く。)
- 主な投資対象資産の変更
- 資産運用会社の合併・分割・分割合併、金融委員会の措置又は命令による資産運用会社の変更に該当しない資産運用会社の変更
- 交約(交換)禁止型投資信託への変更
- 交約(交換)代金の支払い日の延期

() 資産運用会社は信託契約を変更した場合は、ホームページ等を利用して開示しなければならず、受益者総会の決議により信託契約を変更した場合は、開示するとともに、これを受益者に通知しなければなりません。

3. 適時開示

次に定める事項が発生した時は、遅滞なく資産運用会社(www.samsungfund.com)販売会社及び金融投資協会(www.kofia.or.kr)のホームページに開示し、資産運用会社・販売会社の本店支店及び営業所に掲示するとともに、電子メールで受益者に通知しなければなりません。

- ファンドマネージャーが替わる場合、その事実と替わったファンドマネージャーの運用経歴(運用したファンドの名称、投資信託財産の規模と収益率を意味する。)
- 解約(交換)延期又は解約(交換)再開の決定及び事由
- 大統領令に定める不良資産が発生した時、その明細と償却率
- 受益者総会の決議内容
- 目論見書の変更(法令等の改正又は金融委員会の命令による変更や信託契約の変更に伴う目論見書の変更、簡単な文句修正等の軽微事項を変更する場合は除く。)
- 資産運用会社の合併、分割、分割合併又は営業の譲渡・譲受

- 資産運用会社又は一般事務管理会社が基準価格を誤って算定し、これを修正変更する時は、その内容
- 設定及び設立後1年目の日に元本額が50億ウォン未満の場合、その事実と本ファンドが資本市場法第192条第1項の但書に基づき解約されうるという事実(但し、存続期間中は追加設定(募集)できる投資信託に限る。)。
- 設定及び設立から1年が経過した後、1月間続けて元本が50億ウォン未満の場合、その事実と本ファンドが資本市場法第192条第1項但書に基づき、解約されうるという事実(但し、存続期間中は追加設定(募集)できる投資信託に限る。)。
- その他に受益者の投資判断に重大な影響を及ぼしうる事項として金融委員会が定める事項

4. 投資信託財産の議決権行使に関する開示

() 資産運用会社は投資信託財産に属する株式の議決権行使の内容等を次の方法で開示します。

- 合併、営業の譲渡・譲受、役員の任命、定款変更等、経営権の変更に関連する事項について議決権を行使する場合：議決権の具体的行使内容と事由
- 議決権開示対象法人について議決権を行使する場合：議決権の具体的な行使内容と事由
- 議決権開示対象法人について議決権を行使しない場合：議決権を行使しない具体的事由

() 議決権行使に関する開示は次の方法で行います。

議決権を行使する株式を発行した法人が株券上場法人である場合は、株主総会日から5日以内に韓国取引所を通じて議決権行使の内容等を開示すること

5. 受益者に対する公告等

資産運用会社、受託会社又は販売会社が受益者に対して、日刊紙に公告する時は韓国において発行される毎日経済新聞に公告し、2紙以上の日刊紙に公告する時は韓国において発行される韓国経済新聞にも公告します。

(6) 【監督官庁の概要】

設立の経緯

金融監督院は金融監督機構の設置等に関する法律(1997年12月31日制定)によって銀行監督院、証券監督院、保険監督院、信用管理基金など4つの監督機関が統合して1999年1月2日に設立されました。

旧金融監督委員会(監督政策機能)と旧財政経済省(金融政策機能)が統合し、現在は政策を担当する金融委員会と執行機関である金融監督院に分離しています。

設立の目的

金融機関に対する検査及び監督業務などを行い、健全な信用秩序と公正な金融取引慣行を確立し、預金者及び投資者など金融需要者を保護することで国民経済の発展に寄与することです。

ファンド関連担当部署は資産運用監督室であり、資産運用監督室は資産運用会社の許認可及び監督、証券届出書の審査、ファンド関連の統計データの作成及び分析業務などを担当しています。また韓国取引所関連の担当部署は金融投資監督局であり、金融投資監督局は証券会社・先物会社の業務及び財務健全性の監督、設立などの許認可、韓国取引所・先物市場・債券市場の管理監督、外国人投資登録に係る事項などを担当しています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

本ファンドの運営目的を達成するために資産運用会社は、サムスングループ指数構成銘柄の中から信用リスクを勘案したうえで投資可能な対象銘柄を構成し、当該投資可能対象銘柄の中でトラッキング・エラーを勘案して銘柄群をサンプリングします。資産運用会社は、このようにサンプリングされた銘柄群とサムスングループ指数の派生商品である株価指数先物等で投資信託財産を運用することをその運用方針とします。

ポートフォリオ構成

本ファンドは、サムスングループ指数を完全複製(レプリケーション)方式でポートフォリオを構成する予定です。必要に応じ、サムスングループ指数の構成銘柄のうち、不渡りの可能性、流動性等を考慮して投資対象銘柄群を構成し、投資対象銘柄群のうちトラッキング・エラー等を考慮に入れて標本抽出(サンプリング)方式も並行して構成する計画です。この場合、連動対象指数の構成銘柄に変更がある場合は、ベンチマーク指数に含まれない銘柄に投資する可能性もあります。また、トラッキング・エラーを減らす目的で、株式関連上場派生商品への投資、投資証券の貸付け等を、信託契約に定める範囲内で行うことがあります。

ポートフォリオ調整

() 本ファンドは、投資目的を達成するために、次のような株式市場を取り巻く環境の変化又は投資対象銘柄の環境の変化に対応して、随時又は定期的に信託財産における株式と株価指数先物の投資比率を調整したり、投資銘柄の入替え又は比率の調整をすることがあります。

- ・ 関連法令・規程の改正により株式現物投資比率の制限が緩和された場合
- ・ ベンチマーク指数構成銘柄の定期的又は随時の入替え時
- ・ ベンチマーク指数構成銘柄の有償増資又はCB転換等により、時価総額の比率が変動した時
- ・ 投資信託財産に含まれている構成銘柄の不渡り発生時
- ・ 投資信託財産に含まれている構成銘柄の合併、分割等の事由発生時

() 上記のようにポートフォリオを調整し続けることにより、本ファンドの投資収益率が連動対象指数の収益率と一致又はほぼ一致するよう、投資信託財産を運用します。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

資産運用会社は投資信託財産を下記の各号の投資対象及び投資方法で運用します。

- () 資本市場法第4条第4項に定める持分証券である株券、新株引受権の表示されているもの、法律により直接設立された法人が発行した出資証券(証券上場法人が発行したもの及び韓国国債証券市場で企業公開のために発行した公募株に限る。)(以下「株式」という。)
- () 資本市場法第110条により受託者が発行した受益証券、同法第9条第21項に定める投資信託証券(以下「投資信託証券」という。)
- () 資本市場法第5条第2項による上場派生商品(以下「派生商品」という。)
- () 買戻し条件付の売却
- () 投資信託財産として保有している証券の貸付
- () 資本市場法施行令第268条第4項の規定による受託会社の固有財産との取引

上記にかかわらず、資産運用会社は、交換を円滑にし、投資待機資金を効率的に運用するために必要な場合、次の方法で運用することができます。

- () 短期貸付(30日以内の金融機関間の短期資金取引による資金供与をいう。)
- () 金融機関への預置(満期1年以内の商品に限る。)
- () 買戻し条件付の買収(その証券を一定期間後に売却することを条件とし買収する場合をいう。)

(3) 【運用体制】

本ファンドの運用は、資産運用会社により、本ファンドの運営に関する内部規則に従い、以下の体制で行われます。

指数データの確認と構成銘柄リサーチデータの収集

ポートフォリオ構築

完全複製法を原則とするが、必要に応じて最適化法を使用します。

)完全複製法：指数構成銘柄全体を指数比率に合わせて組入れ

)最適化法：個別銘柄のイベント又は経営破たんリスク等のリスク要因がある場合は、最適化法でポートフォリオを構成します。

売買の執行

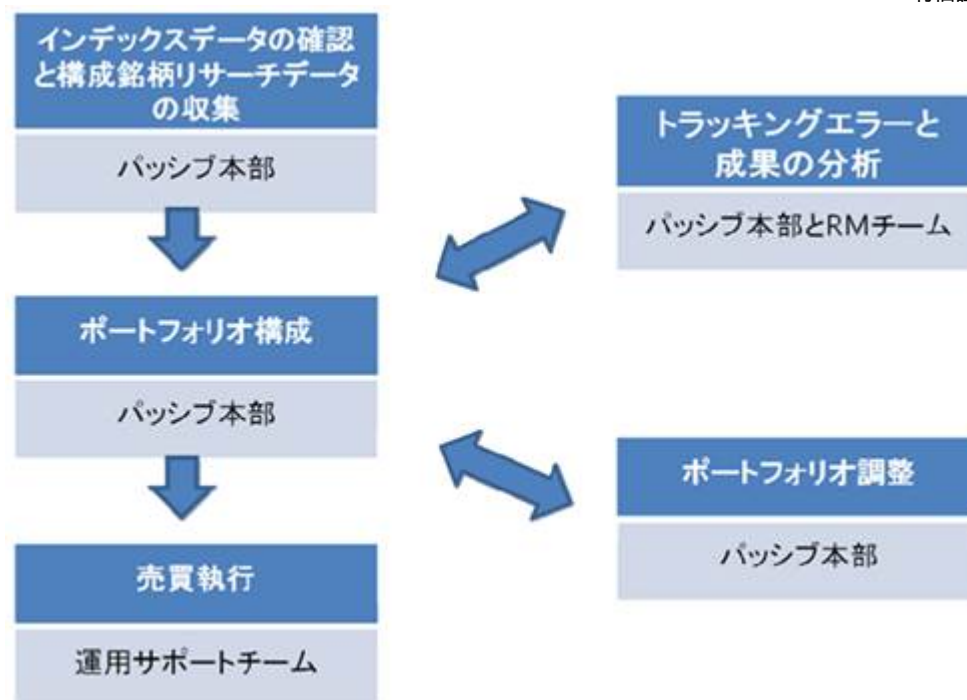
パッシブ本部は、具体的な投資銘柄を決定し、運用サポートチームが売買を実行します。売買が投資方針や投資制限に合致しているかについては、リスクマネジメントチーム(RMチーム)がモニタリングします。

トラッキング・エラーと成果分析

パッシブ本部とリスクマネジメントチームは、週ベース、月ベースでトラッキング・エラーと成果の分析を行います。

ポートフォリオ調整

成果分析の結果、トラッキング・エラーが限度以上に発生している場合、パッシブ本部はトラッキング・エラーを管理するためポートフォリオを調整します。



(4) 【分配方針】

資産運用会社は、信託財産の過度な金銭保有等の事由により発生するトラッキング・エラーを最小化する等のために、次に定める方法で投資信託分配金を支払うことがあります。この場合、資産運用会社は投資信託分配金の支払い基準日から起算して3営業日前までに投資信託分配金の支払いに関する具体的事項を韓国取引所に開示しなければなりません。

-)支払基準日 : 1月、4月、7月及び10月の最終営業日並びに会計期間終了日。但し、会計期間終了日が営業日でない場合はその直前営業日。
-)支払時期 : 支払基準日の翌営業日から7営業日以内
-)対象受益者 : 支払基準日現在、本ファンドの受益証券を保有している受益者
-)分配金 : 資産運用会社が定める分配率を基準に算出した金額
-)支払場所 : 受益者の委託売買口座(分配金支払基準日に本ファンドの受益証券を保有している口座をいう。)が開設されている販売会社、指定参加者又は証券会社で投資信託分配金を支払います。

資産運用会社が投資信託分配金の支払いを受託会社に指示した場合、受託会社は直ちに当該投資信託分配金を韓国預託決済院に引き渡します。

上記 及び の規定により、投資信託分配金を支払う場合、販売会社又は指定参加者は、韓国預託決済院から受け取った投資信託分配金を直ちに受益者に支払います。

資産運用会社は次のいずれかに該当する利益金の分配を留保し、利益金が「0」より少ない場合も分配を留保します。

- a. 資本市場法第234条による上場指数投資信託が、ベンチマーク指数の構成銘柄の入れ替え又は派生商品への投資により計算される利益
- b. 資本市場法第238条により評価した投資信託財産の評価益

(5) 【投資制限】

投資制限

資産運用会社は、投資信託財産の運用に際して、次の行為を受託会社に指示することはできません。但し、法令及び規則で例外として認める場合は、この限りではありません(信託契約第36条)。

区分	投資制限の内容	例外
利害関係人との取引制限	本ファンドの資産総額の100分の10を超えて、資本市場法施行令第84条に定める資産運用会社の利害関係人と、投資信託財産を、以下のいずれかの方法で取引して運用する行為。但し、資産運用会社の大株主や系列会社とは、以下の方法で運用してはならない。 ア．資本市場法第83条第4項による短期貸付 イ．売戻条件付買付(証券を決められた期間後に売戻す条件で、買付けること。)	
同一銘柄への投資	本ファンドの資産総額の100分の30を超えて、同一銘柄の証券へ投資する行為。この場合、同一法人等が発行した証券のうち持分証券(その法人等が発行した持分証券に関連する証券預託証券を含む。)と持分証券を除いた証券はそれぞれ同一銘柄とみなす。	当初設定日から1ヶ月
派生商品売買	派生商品売買に伴うリスクの評価額が、本ファンドの資産総額の100分の10を超えるような投資をする行為	当初設定日から1ヶ月
同一法人等が発行した証券	本ファンドの資産総額で、同一法人等の発行した持分証券の総数の100分の20を超えて運用する行為	
投資信託証券への投資	本ファンドの資産総額の100分の20を超過して、同一ファンドの投資信託証券に投資する行為。但し、上場指数ファンドの投資信託証券にはこの投資信託資産総額の100分の30まで投資できる。	当初設定日から1ヶ月
同一の投資信託証券への投資	本ファンドの投資信託財産で同一ファンドの投資信託証券総数の100分の20を超過して投資する行為(この時、比率計算は投資する日を基準とする。)	
投資限度超過	次の事由でやむを得ず上記の投資限度(利害関係人との取引制限は除く。)を超えた場合、超過するようになった日から3ヶ月以内にその投資限度に適合するよう是正しなければならない。但し、不渡り等により売却不可能な証券については売却が可能となる時期まで、投資限度に適合しているものとみなす。 ア．投資信託財産に組み入れられている投資対象資産の価格変動 イ．投資信託の一部解約(交換) ウ．担保権の実行等の権利行使 エ．投資信託財産に組み入れた証券を発行した法人の合併又は分割合併 オ．その他、投資対象資産を追加取得しないで、投資限度を超過することになった場合	
銘柄構成制限	連動対象指数の構成銘柄数の100分の50未満に投資する行為	
連動対象制限	資本市場法施行令第251条の規定に基づき日々公告する払込資産構成内訳に含まれているもので、時価総額ベースで連動対象指数の100分の95以上を構成する銘柄に投資しない行為	
他の投資信託証券への投資	投資信託財産で資産総額の100分の40を超過して他の投資信託証券に投資しうるファンドの投資信託証券に投資する行為	

区分	投資制限の内容	例外
私募投資 信託証券	私募ファンド(私募ファンドに相当する外国私募ファンドを含む。)の投資信託証券に投資信託資産総額の100分の5を超過して投資する行為	
投資信託証券の 報酬と手数料等	この投資信託の受益証券を販売する投資売買会社又は投資仲介会社が受け取る販売手数料と販売報酬及び、このファンドが投資する他のファンドの投資信託証券を販売する投資売買会社(外国投資売買会社を含む。)又は投資仲介会社(外国投資仲介会社を含む。)が受け取る販売手数料と販売報酬の合計が、資本市場法施行令第77条第4項の限度を超過して投資信託証券に投資する行為	

注)投資制限に関する詳細内容は資本市場法その他の韓国の法令及び信託契約をご覧ください。

投資限度(信託契約第35条)

投資対象		投資比率	投資対象の詳細説明
1)	株式	60%以上	資本市場法第4条第4項に定める持分証券の株券、新株引受権の表示されているもの、法律により直接設立された法人が発行した出資証券(証券上場法人が発行したものと及び韓国固有証券市場で企業公開のために発行した公募株に限る。)
2)	投資信託証券	30%以下	資本市場法第110条により信託会社が発行した受益証券、資本市場法第9条第21項に定める投資信託証券
3)	上場派生商品	-	資本市場法第5条第2項による上場派生商品 *本ファンドが投資する他の派生商品と合わせて、派生商品売買に伴うリスク評価額が、本ファンドの資産総額の100分の10以下になるようにする
4)	短期貸付、金融機関預置	-	解約(交換)をスムーズに行い、投資待機資金を効率的に運用するために必要な場合、次の方法で運用することがある ア. 短期貸付(30日以内の金融機関間の短期資金取引による資金供与を意味) イ. 金融機関に預置(満期1年以内の商品に限る) ウ. 買戻し条件付の買収(その証券を一定期間後に売却することを条件とし買収する場合を意味)
5)	買戻し条件付の売却	50%以下	本ファンドが保有する証券総額の50%以内で売却できる
6)	証券貸付	50%以下	本ファンドが保有する証券の50%以内で証券を貸付できる
7)	受託会社の固有財産との取引	-	資本市場法施行令第268条第4項の規定による受託会社の固有財産との取引
次の場合は表の1)、2)の投資比率を適用しない。但し、下の と の場合は、投資比率適用例外期間を15日以内とする。 - 本ファンドの当初設定日から1ヶ月 - 本ファンドの会計期間終了日以前の1ヶ月 - 本ファンドの契約期間終了日以前の1ヶ月 - 3営業日の間の累積追加設定請求額又は累積解約(交換)請求額が、それぞれ本ファンドの資産総額の10%を超える場合 - 投資信託財産である投資証券等の価格変動により表の1)、2)の規定に違反することになった場合 次の事由でやむを得ず表の5)及び6)の投資限度を超過した場合、超過した日から3ヶ月以内にその投資限度に適合するよう是正しなければならない。但し、不渡り等により売却不可能な証券については、売却が可能となる時期まで、投資限度に適合しているものとみなす。 - 投資信託財産に組み入れられている投資対象資産の価格変動 - 本ファンドの一部解約(交換) - 担保権の実行等の権利行使 - 投資信託財産に組み入れた証券を発行した法人の合併又は分割合併 - その他、投資対象資産を追加取得しないで、投資限度を超過することになった場合 注1)上の投資比率は、投資信託資産総額(派生商品の場合は派生商品売買に伴うリスク評価額が適用される)に占める、投資資産別の投資金額(派生商品の場合は商品別に別途適用)の比率で算出します。 注2)投資対象に関する詳細内容については、法令及び信託契約によります。			

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

一般リスク

区分	投資リスクの主な内容
株式等の 価格変動リスク	本ファンドは、韓国取引所に上場され、取引されている株式等に主に投資するため、同株式の価格変動による損失リスクがあります。また、投資信託財産の価値は投資対象株式の発行会社の営業環境、財政状況及び格付け引下げにより急変する可能性があります。
派生商品 投資リスク	派生商品は、少額の証拠金で巨額決済ができるレバレッジ効果により、原資産に直接投資する場合に比べリスクが非常に高くなる可能性があります。

特殊リスク

区分	投資リスクの主な内容
特定株式への 集中投資リスク	主に特定の産業(又はグループ)に属する株式に投資するため、韓国株式市場全体の成果とは大きく異なることがあり、一般的に韓国株式市場全体に投資する一般株式型投資信託に比べ、より高いリスクを負う可能性があります。
上場廃止リスク	韓国取引所有価証券市場上場規程第116条の上場廃止基準に該当する場合、又は公益と投資者保護の観点から、韓国取引所が本ファンドの受益証券の上場を廃止すべきと判断する場合、本ファンドは上場廃止しなければなりません。
個人受益者の 投資資金の回収 が困難になる リスク	個人受益者は、保有する受益証券を韓国取引所で売却する方法でのみ現金化できます。すなわち、個人投資者は、販売会社又は指定参加者に対して、保有受益証券の解約(交換)請求をすることはできません。その理由は、個人投資者が負担すべき課税標準を確認することができないからです。よって、韓国取引所で本ファンドの受益証券の取引が少なく、個人受益者が希望価格で希望数を売却できない場合、その個人受益者が保有する本ファンドの受益証券の現金化が困難になる可能性があり、これにより予想していなかった損失が発生する可能性もあります。 法人受益者は、保有する受益証券を韓国取引所で売却するか、本ファンドの受益証券を、設定単位又はその整数倍で販売会社又は指定参加者に解約(交換)請求をすれば、販売会社又は指定参加者で解約(交換)することができます。
指数算出方式の 大々的変更又は 中断のリスク	本ファンドの連動対象指数を管理する指数管理会社の事情により、その指数の算出方式が大きく変わり、資産運用会社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、既存の投資戦略ではその後その指数に連動することが困難な状況に陥った場合、又は指数管理会社の事情又はその他避けられない事情により、指数の発表が中断される場合は、それにより本ファンドの運用が中断され、上場廃止及び本ファンドを全額解約する事態が発生する可能性もあります。そのような状況に陥った時、それにより受益者が予想していなかった損失が発生する可能性もあります。
トラッキング・エラー 発生リスク	本ファンドは、連動対象指数と同じ収益率を実現することを、その投資目的としていますが、投資信託報酬、委託売買手数料等の関連費用の支出等、現実的な制限により連動対象指数と同じ収益率を実現できない可能性があります。よって、本ファンドの受益率と連動対象指数の受益率が一致することを前提として投資した場合、当該トラッキング・エラーが原因で予想できない損失が生じる可能性があります。

その他の投資リスク

区分	投資リスクの主要内容
純資産価値変動リスク	解約(交換)請求日と解約(交換)日が異なるため、解約(交換)請求日から解約(交換)日までの間に投資信託財産の価値が変動するリスクがあります。
流動性リスク	投資信託財産で出来高の充分でない銘柄に投資した場合、投資対象銘柄の流動性不足により、換金性が制限されることがあり、これは投資信託財産の価値下落につながる可能性があります。
解約(交換)延期リスク	投資信託財産の売却ができず、事実上解約(交換)に応じることができない、もしくは解約(交換)に応じることが受益者の利益を阻害するおそれのある場合、又はこれに準ずる場合として韓国金融委員会が認める場合は、受益証券の解約(交換)が延期されることがあります。
投資信託規模の変動に伴うリスク	本ファンドの規模が解約(交換)等により一定水準以下に縮小した場合、スムーズな分散投資ができなくなることがあります。
投資信託解約(解散)リスク	本ファンドの当初設定後1年目となる日の元本額が50億ウォン未満の場合、当初設定日から1年経過後に1ヶ月続けて投資信託の元本額が50億ウォン未満の場合、本ファンドの全ての解約(交換)請求がある場合、資産運用会社は投資者の事前同意を受けることなく本ファンドを解約又は解散することができます。

(2) 投資リスクに対する管理体制

上記のリスクに対するファンドのリスク管理体制は以下の通りです。

価格変動リスク

本ファンドはインデックス・ファンドであるため、株価変動に対する別段のリスク管理体制はありません。ベンチマークであるサムスングループ指数の変動率とほぼ等しくなるよう、運用会社は最善を尽くしています。

デリバティブ投資リスク

デリバティブ取引に伴うリスク評価額が本ファンドの資産総額の100分の10を超過するような投資行為は禁じられています。

トラッキング・エラー発生リスク

本ファンドはサムスングループ指数に連動した収益率を目指して、完全複製法又は最適化法を用いてポートフォリオを構成しますが、現在は完全複製法を用いています。本ファンドの運用ガイドラインに定める一定の限度内で、トラッキング・エラーを管理することになっています。トラッキング・エラーが目標値から外れる場合、直ちにポートフォリオ調整(リバランシング)によりポートフォリオを再構成します。配当金及び超過収益によって発生するプラスのトラッキング・エラーは四半期投資分配金支払いのような方法で投資者に現金で支払うことによりトラッキング・エラーを縮小します。

上場廃止リスク

トラッキング・エラーに関しては、上記の通り、ポートフォリオ調整を行うことによってこれを縮小する体制を構築しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

(2) 【買戻し手数料】

該当事項はありません。

(3) 【管理報酬等】

区 分		対象会社	報酬算定(費用支払)基準
投資信託 報酬	運用報酬	サムスン資産運用株式会社	投資信託財産の平均残高 (注1)の年0.215%
	指定参加 者報酬	未来アセット大宇株式会社 DB金融投資株式会社 ユアンタ証券株式会社 メリッツ総合金融証券株式会社 サムスン証券株式会社 シティグループ・グローバル・マーケット証券株式会社ソウル 支店 新韓金融投資株式会社 ユジン投資証券株式会社 韓国投資証券株式会社 SK証券株式会社 ハイ投資証券株式会社 大信証券株式会社 KB投資証券株式会社 KTB投資証券株式会社 NH投資証券株式会社 キウム証券株式会社	投資信託財産の平均残高 (注1)の年0.005%
	受託報酬	HSBCソウル支店	投資信託財産の平均残高 (注1)の年0.01%
	一般事務 報酬	韓国預託決済院	投資信託財産の平均残高 (注1)の年0.02%
	合 計	投資信託財産の平均残高(注1)の年0.25%	

(注1) 毎日の本ファンドの純資産総額(直前日の貸借対照表上に計上された本ファンドの資産総額から負債総額を差し引いた金額をいう。以下同じ。)を投資信託報酬の計算期間(以下「報酬計算期間」という。)の初日から報酬計上当日まで累積して合わせた金額を、報酬計算期間中の日数で割った金額をいいます。

(注2) 運用報酬率(運用報酬の投資信託財産の平均残高に対する比率)は、平成26年9月17日付で年0.35%から年0.215%に変更されました。

(注3) 指定参加者報酬率(指定参加者報酬の投資信託財産の平均残高に対する比率)は、平成26年9月17日付で年0.01%から年0.005%に変更されました。

(注4) 受託報酬率(受託報酬の投資信託財産の平均残高に対する比率)は、平成26年9月17日付で年0.02%から年0.01%に変更されました。

報酬計算期間は、本ファンドの分配金支払基準日(但し、会計期間終了日を除く。以下本「(3) 管理報酬等」において同じ。)を基準に算出しますが、具体的な報酬計算期間は、以下の通りです。資産運用会社は、報酬計算期間中、投資信託報酬を毎日投資信託勘定元帳に計上して、当該報酬期間が終了する時に、受託会社に当該投資信託報酬を投資信託財産から引き出すことを指示します。報酬計算期間中、発生した投資信託報酬は、投資信託分配金の支払日に支払われます。

- a. 当初設定日以後初めて到来する報酬計算期間：
当初設定日から当初設定日以後最初に到来する分配金支払基準日の次々回の分配金支払基準日まで
- b. 上記a.の報酬計算期間以後到来する報酬計算期間：
直前の報酬計算期間終了日の翌日から到来する毎分配金支払基準日まで
- c. 信託契約解約時の報酬計算期間：
上記a.又はb.の報酬計算期間終了日の翌日から信託契約の解約日まで

これらの投資信託報酬を対価とする役務の内容は以下の通りです。

- a. 運用報酬：
ファンド運用に関する業務の対価として、管理会社に支払われます。
- b. 指定参加者報酬：
ファンドの設定/交換に関する業務の対価として、指定参加者に支払われます。
- c. 受託報酬：
ファンド財産の保管及び管理監督に関する業務の対価として、HSBCソウル支店に支払われます。
- d. 一般事務報酬：
ファンドの一般会計処理に関する業務の対価として、韓国預託決済院に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

投資信託財産の運用等にかかる費用は受益者が負担するものとし、資産運用会社の指示に従って受託会社が投資信託財産から引き出して支払います。

上記の「費用」とは投資信託財産に関連する次の費用を意味します。

- (1) 証券等の売買手数料
- (2) 証券等の預託及び決済費用
- (3) 投資信託財産の会計監査費用
- (4) 受益者名簿管理費用
- (5) 全受益者で構成される受益者総会関連費用
- (6) 投資信託財産に関する訴訟費用
- (7) 証券等の資産の価格情報費用
- (8) 投資信託財産の運用に必要な指数の使用料等の知的財産権費用
- (9) 上場手数料及び年賦課金等の受益証券の上場関連費用
- (10) 証券など資産の投資情報費用
- (11) その他これに準ずる費用で投資信託財産の運用等に要する費用
- (12) 推定NAV算出等の韓国取引所を通じた投資信託関連情報算出費用

(5) 【課税上の取扱い】

日本

本ファンドの日本の受益者に対する日本の税法上の課税については、以下のような取扱いとなります(本書提出日現在)。

- () 個人に支払われるファンドの分配金は、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、分配金額にかかわらず申告不要とすることができます。また、確定申告する場合は、申告する上場株式等(公募株式投資信託を含み、以下同様。)の配当所得の金額の合計額について、申告分離課税とすることも総合課税とすることもできます。申告不要とした場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、上記の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課され、その合計額の源泉徴収が行われます。
- () 法人(公共法人等を除く。)が分配金を受け取る場合は、15%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行われます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、上記の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課され、その合計額の源泉徴収が行われます。法人の益金不算入の適用は認められません。
- () 個人が受益証券を譲渡した場合、受益証券は、その譲渡損益について税法上、上場株式等として扱われるため、その課税方法は以下の通りとなります。

受益証券の譲渡価額(邦貨換算額)から当該受益者の取得価額等(邦貨換算額)を控除した金額が株式等の譲渡所得の金額となり、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税となります。

また、損失が生じた場合には、当該損失は、他の上場株式等の譲渡損益及び上場株式等の配当等との損益通算、損益通算後の損失を翌年以降3年間繰り越すことが可能となります。

源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、上記の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課されます。

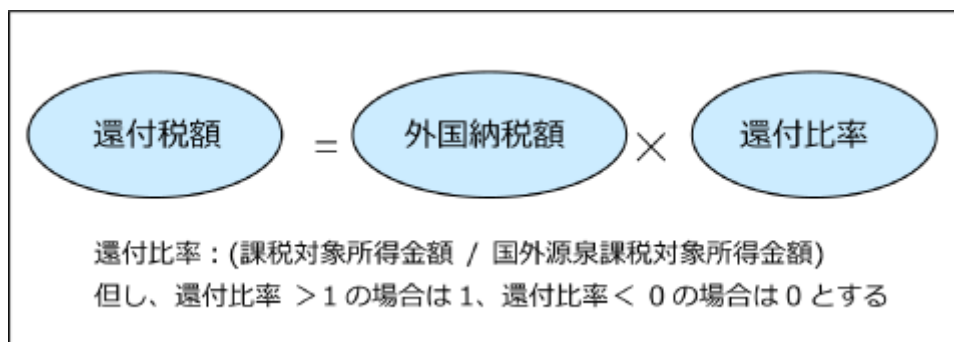
- () 分配金及び譲渡の対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

韓国

次の投資信託又は受益者に関連する税務事項の案内は、本書提出日現在の内容を参考用に提示するものであり、今後税法の改正及び政府の政策変更等の事由により、内容が変わることがあります。

(イ) 投資信託に対する課税：原則として別途の所得課税の負担なし

- () 投資所得に対する課税は、所得が発生する投資信託の段階での課税、受益者に利益を分配する段階での課税に分かれます。
- () 投資信託の段階では所得に対する別途の税金の負担はしないことを原則としており、外国源泉徴収税額は次の範囲を限度として還付を受けています。



- () 発生所得に対する税金の他に投資財産の購入、保有、処分等により発生する取得税、登録税、証券取引税及びその他税金については投資信託の費用として処理しています。

(ロ) 受益者に対する課税：源泉徴収の原則

- () 受益者はファンドから利益の支払いを受ける日(特約により元本に繰入れる日及び信託契約期間が延長される日を含む。)に課税利益に対する税金が源泉徴収されます。投資信託の受益証券を口座間の振替え、口座の名義変更、現物譲渡の方法で取引する場合も、保有期間中に発生した課税利益に対する税金を源泉徴収しています。但し、該当するファンドからの課税利益を計算する際、ファンドが投資する韓国取引所上場証券(債券及び外国投資信託証券等は除く。)及びこれを対象とする先物、ベンチャー企業の株式等で発生する売買・評価損益を分配する場合、当該売買・評価損益は課税対象となる配当所得金額から除いています。

上場指数投資信託(ETF)の保有期間課税の適用・施行

韓国所得税法施行規則第14条に基づき、2010年7月1日(以下「施行日」)以降、保有期間中に発生した利益について配当所得税が適用されています。保有期間の課税については下記の基準が適用されます。但し、韓国内株式型のETF(韓国取引所で取引される株式の価格のみを基準とする指数の変動にそのまま連動することを目指すETF)については、保有期間課税が適用されません。また、下記の基準は参考用として記載したものであり、各投資者のより詳細なETFの課税標準及び売買内訳の管理、源泉徴収に関する事項については、当該取引をなさる証券会社又は指定参加者(Authorized Participant)にお問い合わせください。

- a. 現金分配時：ETF決算時の分配金額について保有期間中の課税標準増加分を上限として、所得税が源泉徴収されます。
- 分配金額は、分配付課税標準基準価格から分配落課税標準基準価格を差引いた金額と現金分配金額のうち少ない金額です。
 - 課税標準増加分は分配課税標準基準価格から買付課税標準基準価格を差引いた金額です。
- b. 売却時：ETF売却、交換、解約及び解散時(以下「売却時点」という。)では保有期間中の課税標準増加分と売買差益を比較して少ない金額で課税標準額が計算され、課税留保金額がある場合は、課税標準増加分と売買差益の計算時にそれぞれ合算して計算します。
- 売買差益は、売却時点の課税標準基準価格から買付時点の課税標準基準価格を差引いた金額です。
 - 課税留保金額は、分配金額から決算時点の課税標準増加分を差引いた金額であり、金額が「0」より小さい場合は、「0」として計算します。
 - 韓国取引所で、一つの口座で同一のETFを2回以上買付けた場合、買付数量加重平均価格を算出して、買付課税標準基準価格を算定します。
- c. 買付課税標準基準価格の適用基準：保有期間課税を適用する際、施行日前に買付けて施行日以降に売却する場合は、施行日の課税標準基準価格を買付課税標準基準価格として適用します。但し、買付時の課税標準基準価格が施行日の課税標準基準価格より高い場合は、買付時の課税標準基準価格を適用します。
- () 所得に対する課税率(韓国の居住者の場合)
- 個人、一般法人15.4%(地方所得税を含む)
- 居住者個人が受け取るファンドからの課税利益については15.4%(所得税14%、地方所得税1.4%)の税率で源泉徴収されます。この所得は、個人の年間金融所得の合計額(利子所得と配当所得)が利子所得等の総合課税基準額以下の場合は、分離課税として源泉徴収され納付義務は終結します。年間金融所得の合計額(利子所得と配当所得)が利子所得等の総合課税基準額を超過する場合は、利子所得等の総合課税基準額を超過する金額を、他の総合所得(不動産賃貸所得、事業所得、勤労所得、その他の所得)と合算して個人所得税率で総合課税されます。
- 韓国の国内法人が受取る投資信託の課税利益は15.4%(所得税14%、地方所得税1.4%)の税率で源泉徴収(金融機関等の場合は除く。)されます。この所得は、法人の決算時点で投資信託から受取る所得と法人の他の所得の全体を合算した所得に対して法人税率を適用して課税し、以前納付した源泉徴収税額は、納付済税額として控除を受けます。
- () 日韓租税条約及び外国税額控除
- 日本の居住者たる実質受益者に対する分配金に係る所得については、いずれも所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約(以下「日韓租税条約」という。)の規定が適用されます。その結果、税率は15%が上限とされるため、日本の居住者である受益者の場合は15%の割合で源泉徴収されることとなります。
- この源泉徴収については、日本国において外国税額控除の適用を受けることができる場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2017年12月31日現在)

資産の種類	国名(注1)	時価合計(ウォン)	投資比率(%) (注3)
株式	韓国	1,124,336,049,100 (112,546,038,515円)	98.72 %
派生商品(注2)	韓国	0 (注2) (0円)	0.00%
現金及び現金同等物	韓国	4,678,094,001 (468,277,210円)	0.41 %
その他の資産(負債控除後)		98,587,534,222 (9,868,612,176円)	0.87 %
合計(純資産総額)		1,138,872,896,523 (114,001,176,942円)	100.00 %

(注1) 株式及び派生商品については取引される取引所の所在地、現金及び現金同等物については所在地を記載しています。

(注2) 名目金額を記載しています。

(注3) 投資比率とは本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(イ) 評価額上位銘柄明細

< 株式 >

(2017年12月31日現在)

順位	銘柄	発行地	業種	数量 (株)	帳簿価額		時価		投資 比率 (%)
					単価	合計金額	単価	合計金額	
					(千ウォン)	(千ウォン)	(千ウォン)	(千ウォン)	
1	サムスン電子	韓国	電気電子	111,287	2,548	283,559,276	2,548	283,559,276	25.22
2	サムスン物産	韓国	流通	1,026,498	126	129,338,748	126	129,338,748	11.5
3	サムスンSDI	韓国	電気電子	606,265	205	123,981,193	205	123,981,193	11.03
4	サムスン生命	韓国	保険	988,295	125	123,042,728	125	123,042,728	10.94
5	サムスン火災	韓国	保険	367,081	267	98,010,627	267	98,010,627	8.72
6	サムスンSDS	韓国	サービス	391,996	200	78,399,200	200	78,399,200	6.97
7	サムスン電機	韓国	電気電子	649,451	100	64,945,100	100	64,945,100	5.78
8	サムスンバイオロジクス	韓国	医薬品	171,083	371	63,471,793	371	63,471,793	5.65
9	ホテル新羅	韓国	流通	360,437	85	30,601,101	85	30,601,101	2.72
10	エスワン	韓国	サービス	285,692	107	30,569,044	107	30,569,044	2.72
11	サムスン証券	韓国	証券	714,230	37	26,140,818	37	26,140,818	2.33
12	サムスンエンジニアリング	韓国	サービス	1,729,101	12	21,440,852	12	21,440,852	1.91
13	サムスン重工業	韓国	輸送装備	2,890,140	7	21,184,726	7	21,184,726	1.87
14	第一企画	韓国	サービス	812,229	21	17,219,255	21	17,219,255	1.53
15	サムスンカード	韓国	金融	313,929	40	12,431,588	40	12,431,588	1.11
	持分証券の合計			11,417,714		1,124,336,049		1,124,336,049	100

(注) 時価は、韓国取引所における2017年12月31日の終値を記載しています。

投資比率は、投資対象株式総額に対する比率を記載しています。

2017年12月31日時点の組入銘柄は15銘柄のみです。

(口) 種類別及び業種別の投資比率

(2017年12月31日現在)

種類別及び業種別		投資比率(%)
株式		
	建設	0 %
	金融	1.11 %
	機械	0 %
	保険	19.66 %
	非金属鉱物	0 %
	サービス	13.13 %
	繊維・衣服	0 %
	輸送装備	1.87 %
	運輸倉庫	0 %
	流通業	14.22 %
	銀行	0 %
	食品・飲料	0 %
	医薬品	5.65 %
	電気・電子	42.03 %
	電力・ガス	0 %
	その他製造	0 %
	証券	2.33 %
	鉄鋼・金属	0 %
	通信	0 %
	化学	0 %
	未分類	0 %
合計		100 %

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

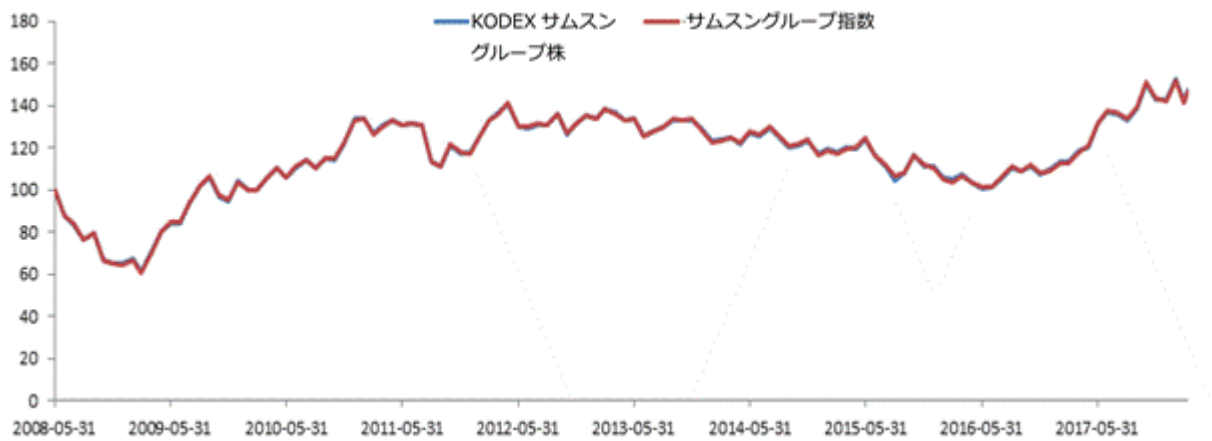
(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

本ファンドの純資産額の推移は以下の通りです。

期別	1口当たりの純資産額(ウォン)		純資産額(ウォン)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第8期末 (2015年12月31日)	5,356.86 (536.22円)	5,356.86 (536.22円)	731,211,470,561 (73,194,268,203.16円)	731,211,470,561 (73,194,268,203.16円)
第9期末 (2016年12月31日)	5,286.19 (529.15円)	5,286.19 (529.15円)	731,080,137,454 (73,181,121,759.15円)	731,080,137,454 (73,181,121,759.15円)
第10期末 (2017年12月31日)	6,856.50 (686.34円)	6,856.50 (686.34円)	1,138,864,793,024 (114,000,365,781.70円)	1,138,864,793,024 (114,000,365,781.70円)
2017年1月末日	5,461.43 (546.69円)	5,461.43 (546.69円)	758,046,190,402 (75,880,423,659.24円)	758,046,190,402 (75,880,423,659.24円)
2017年2月末日	-	5,461.69 (546.72円)	-	768,459,882,058 (76,922,834,194.01円)
2017年3月末日	-	5,702.78 (570.85円)	-	817,208,122,808 (81,802,533,093.08円)
2017年4月末日	5,782.52 (578.83円)	5,782.52 (578.83円)	824,587,562,399 (82,541,214,996.14円)	824,587,562,399 (82,541,214,996.14円)
2017年5月末日	-	6,303.43 (630.97円)	-	883,741,215,167 (88,462,495,638.22円)
2017年6月末日	-	6,587.87 (659.45円)	-	955,900,219,237 (95,685,611,945.62円)
2017年7月末日	6,527.84 (653.44円)	6,527.84 (653.44円)	945,883,778,214 (94,682,966,199.22円)	945,883,778,214 (94,682,966,199.22円)
2017年8月末日	-	6,379.21 (638.56円)	-	923,072,092,966 (92,399,516,505.90円)
2017年9月末日	-	6,639.66 (664.63円)	-	966,734,323,778 (96,770,105,810.18円)
2017年10月末日	7,221.05 (722.83円)	7,221.05 (722.83円)	1,223,245,628,200 (122,446,887,382.82円)	1,223,245,628,200 (122,446,887,382.82円)
2017年11月末日	-	6,868.16 (687.50円)	-	1,128,438,083,705 (112,956,652,178.87円)
2017年12月末日	6,856.50 (686.34円)	6,856.50 (686.34円)	1,138,864,793,024 (114,000,365,781.70円)	1,138,864,793,024 (114,000,365,781.70円)

サムスングループ指数と本ファンド



本ファンドの受益証券が上場する韓国取引所における、受益証券の取引価格の推移は以下の通りです。

期別	韓国取引所取引価格 (一口当たり終値)	
	ウォン	円
第8期末(2015年12月31日)	5,320	533
第9期末(2016年12月31日)	5,285	529
第10期末(2017年12月31日)	6,860	687
2017年1月末日	5,470	548
2017年2月末日	5,465	547
2017年3月末日	5,705	571
2017年4月末日	5,790	580
2017年5月末日	6,305	631
2017年6月末日	5,470	548
2017年7月末日	6,530	654
2017年8月末日	6,350	636
2017年9月末日	6,620	663
2017年10月末日	7,225	723
2017年11月末日	6,875	688
2017年12月末日	6,860	687

本ファンドの受益証券が上場する東京証券取引所における、受益証券の取引価格の推移は以下の通りです。

期別	東京証券取引所取引価格 (一口当たり終値)
	円
2017年1月末日	529
2017年2月末日	541
2017年3月末日	569
2017年4月末日	667
2017年5月末日	615
2017年6月末日	643
2017年7月末日	639
2017年8月末日	626
2017年9月末日	645
2017年10月末日	722
2017年11月末日	738
2017年12月末日	705

【分配の推移】

本ファンドの受益証券一口当たりの分配金の推移は以下の通りです。

期別	ウォン	円
第8期(2015年1月1日～2015年12月31日)	60	6
第9期(2016年1月1日～2016年12月31日)	58	6
第10期(2017年1月1日～2017年12月31日)	64	6

【収益率の推移】

本ファンドの収益率の推移は以下の通りです。

期別	収益率(%)
第8期(2015年1月1日～2015年12月31日)	-4.05 %
第9期(2016年1月1日～2016年12月31日)	-0.19 %
第10期(2017年1月1日～2017年12月31日)	31.14 %

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記計算期間中の販売及び買戻しの実績並びに下記計算期間末現在の発行済口数は以下の通りです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第8期(2015年1月1日～2015年12月31日)	20,200,000	27,100,000	136,500,000
第9期(2016年1月1日～2016年12月31日)	20,800,000	19,000,000	138,300,000
第10期(2017年1月1日～2017年12月31日)	54,200,000	26,400,000	166,100,000

(注) 本邦における販売・買戻はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

日本における販売手続等

日本国内において、本ファンドの設定の募集は一切行っておりません。東京証券取引所を通じて売買する方法で投資できます。下記は韓国における設定の方法について参考までに記載するものです。

海外(韓国)における販売手続等

- A. 本ファンドは、指定参加者が、資産運用会社に本ファンドの当初設定又は追加設定を要請し、投資者から直接払込を受けるか、販売会社を通じて投資者から払込を受けた払込金等を、設定単位に相当する資産に変更して資産運用会社を代理して受託会社に払い込むことによって設定されます。

*本ファンドの設定要請の効力等

投資信託の設定請求は、毎営業日の午後4時30分までとされています。この時刻を過ぎてから投資信託の設定を請求する場合、その設定請求は翌営業日に請求されたものとして手続きします。

本ファンドの設定は、投資者の設定要請によりその効力が発生するのではなく、かかる設定要請に対して資産運用会社が承認することによって設定要請の効力が発生します。

設定要請の取消は、設定要請日の午後4時30分までは可能です。この時刻を経過して設定要請を取り消す場合、かかる取消申請は、効力がないものとします。

- B. 上記A.により投資者が本ファンドの設定のために、指定参加者に払込金等を払い込む場合、当該投資者は、指定参加者が本ファンドの設定を要請する日に、資産運用会社が韓国証券市場で公告する払込資産構成内訳と同一の内訳の払込金等を、設定要請日から起算して3営業日目までに払い込まなければなりません。但し、払込金等の内訳が払込資産構成内訳の95%以上(資産の評価額を基準にして算出したものをいう。)と同じである場合で、資産運用会社がこれを承認する場合には、この限りではありません。
- C. 上記B.の但書の要件を満たす場合で、資産運用会社と指定参加者が合意する場合、投資者は、払込金等と払込資産構成内訳が一致しない資産(以下「未構成資産」という。)に代えて現金(以下「代納現金」という。)を払い込むことができます。この場合、資産運用会社は、次の事項と指定参加者契約に定められたところにより、指定参加者と当該代納現金を毎日精算します。

- ・ 代納現金の算出：

設定要請日の未構成資産の終値による評価額と、資産運用会社が代納現金をもって韓国取引所で未構成資産を買い付ける場合に発生する費用の合計額に、115%を掛けて算出します。

- ・ 代納現金の精算：

代納現金の割合が上記に規定する割合を下回る場合、資産運用会社は、同割合を満たすように指定参加者から現金を追加徴収します。

- ・ 代納現金から発生する利子等の収益の返還：

当該未構成資産を買い付ける期間中に代納現金から発生した利子等の収益がある場合、資産運用会社は、当該利子等の収益を指定参加者に返還します。

- D. 上記A.及びB.により投資者が、販売会社を経由して指定参加者に本ファンドの設定を要請した場合、又は、直接、指定参加者に本ファンドの設定を要請した場合、指定参加者は、資産運用会社に対して本ファンドの設定を要請します。
- E. 投資者が、上記B.の本文による払込資産構成内訳と異なる内訳の払込金等で本ファンドの設定を要請する場合、指定参加者は、当該払込金等が払込資産構成内訳と一致するように証券の売買(以下「払込金等の売買」という。)をして資産運用会社に本ファンドの設定を要請します。
- F. 指定参加者が、上記E.により払込金等を売買する場合は、投資者名義の委託売買口座又は金融投資業規程第7-29条第4項の規定による指定参加者名義の口座(以下「共同口座」という。)を使用することができます。但し、投資者が非居住者外国法人である場合で、払込金等の売買をしなければならない場合には、共同口座を使用します。
- *払込金等の売買に関する注意事項
- 上記F.により、指定参加者は、投資者の利益を保護するために最善を尽くして払込金等の売買をします。しかし、払込金等の売買の結果が常に満足の行くものとは限らないので、投資者は、下記G.の事項に留意する必要があります。
- G. 上記E.及びF.により、指定参加者が払込金等の売買をする場合、投資者は払込金等の売買に関連する一切の事項(証券の売買時期、価格、数量等を意味する。)についての指定参加者の決定に異議を唱えず、払込金等の売買により発生する全ての損益を負担しなければなりません。
- H. 上記E.乃至G.により、指定参加者による払込金等の売買過程において、指定参加者の最善の努力にもかかわらず、払込資産構成内訳に含まれている証券の売買が不可能になる等の事由により払込金等の売買が終了しない場合、指定参加者は、直ちにその事由及び今後の計画等を具体的に明示して投資者に書面をもって通知し、本ファンドの設定を資産運用会社に要求しません。
- I. 指定参加者が上記H.により本ファンドの設定を要求しない場合、投資者が本ファンドの設定を取り消す場合、又は上記B.の但書により資産運用会社が本ファンドの設定を承認しない場合においては、指定参加者は、当該払込金等の売買の結果により形成された資産を現状そのまま、又は投資者が本ファンドの設定のために払い込んだ資産そのままを投資者に引き渡します。但し、次の条件を全て満たす場合、指定参加者は、上記資産を現金化して投資者に支払わなければなりません。この場合、指定参加者は、上記資産を全て現金化した後、直ちに当該投資者に返還します。かかる資産の現金化にかかる費用は当該投資者の負担とします。
- ・ 投資者が非居住者外国法人の場合
 - ・ 指定参加者が上記E.記載の共同口座で上記の投資者の払込金等の売買をした場合
- J. 上記E.乃至G.による払込金等の売買の結果により形成された資産の売買価額と、資産運用会社が設定要請日に発表した払込資産構成内訳の評価価額が一致しない場合、投資者と指定参加者は、次に定めるところにより精算します。
- ・ 払込金等の売買の結果により形成された資産の売買価額が、払込資産構成内訳の評価価額より大きい場合：投資者が当該超過分に相当する現金又は証券を追加で納めるか、指定参加者が当該超過分に相当する証券を売却して精算します。
 - ・ 払込金等の売買の結果により形成された資産の売買価額が、払込資産構成内訳の評価価額より小さい場合：指定参加者が当該不足分に相当する現金又は証券を投資者に返還します。

- K. 上記A.乃至J.により投資者が指定参加者に納めた払込金等の設定要請日の終値を基準にした評価価額と、資産運用会社が設定要請日に投資信託財産の運用を終了した後作成した設定単位に該当する受益証券の純資産価額が一致しない場合、投資者は、当該差額を設定要請日から起算して3営業日目までに指定参加者を經由して払い込む必要があります。
- L. 上記A.乃至K.にかかわらず、次の場合、資産運用会社は、その定めるところによって、販売会社又は指定参加者に対して本ファンドの設定要請の受付を中止することを要求できます。この場合、販売会社又は指定参加者は、資産運用会社の要求を遵守しなければなりません。
- ・ サムスングループ指数の指数算出機関が定期的にサムスングループ指数構成銘柄を入れ替える場合：
銘柄入替日から起算して前後3営業日の間、設定要請の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、設定要請の受付の中止を開始する日から起算して3営業日前までに、かかる事項を韓国取引所に開示します。
 - ・ 本ファンドの純資産価額の1%を超過して保有中である株式の発行会社の不渡等の事由により、投資信託財産の保有株式の入替が必要な場合：
株式入替日(資産運用会社が株式の入替のために受託会社に運用指示書を発送した日をいう。)から3営業日の間、設定要請の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、設定要請の受付中止を開始する日の直前営業日までに、この内容を韓国取引所に開示します。
 - ・ 本ファンドの純資産価額の3%を超過して保有中の株式の発行会社の合併、分割等の事由により、当該株式が、一定期間の取引停止の後に新規銘柄として上場され、サムスングループ指数の新規構成銘柄となる場合：
当該株式の取引停止日から起算して3営業日前から、新規銘柄のサムスングループ指数採用日から起算して3営業日目の日まで、設定要請の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、設定要請の受付の中止を開始する日の直前営業日までに、この内容を韓国取引所に開示します。
 - ・ 上記にかかわらず、資産運用会社が必要であると判断する場合、資産運用会社は、上記に定める設定要請の受付中止期間及び開示時期を調整することができます。
 - ・ その他、資産運用会社が、サムスングループ指数に対する本ファンドのトラッキング・エラー率を最小化するために必要であると判断する場合には、設定要請の受付を中止します。
- M. 上記L.にかかわらず、資産運用会社が設定要請の受付の中止を事前に韓国取引所に開示もせず、販売会社又は指定参加者を通して掲示もしない状態で、本ファンドの設定要請の受付を中止する場合、投資者は、当該設定要請受付中止以前に行った当日の設定要請を取り消すことができます。投資者が当該設定要請を取り消さなかった場合、資産運用会社は、当該設定要請受付中止期間が終了した後の最初の営業日に当該設定要請を受け付けたものとし、但し、その最初の営業日に発表する払込資産構成内訳と既に設定要請を受け付けた払込金等が一致しない場合、投資者は、当該差異を補正しなければなりません。

*日次別設定手続き

	T-1	T	T+1	T+2
投資者		指定参加者に 設定請求		精算金額がある 場合は精算、 受益証券を受領
指定参加者		資産運用会社に 設定要求	引渡・受渡明細の 確定及び受益者へ の通知 (資産運用会社は 韓国取引所に上場 申請)	受託会社に払込金 等を振替(韓国預託 決済院の口座に振 替え)
資産運用会社	払込資産構成 内訳通知 (韓国証券市場等)	設定内訳の確認 及び承認		受益証券発行 (韓国預託決済院の 一括預託に よる受益証券発行)
韓国預託決済院		設定内訳の とりまとめ 及び通知		確定した設定内訳の とりまとめ 及び通知
受託会社				払込金等の 払込確認

2【買戻し手続等】

日本における買戻し手続等

日本国内において、本ファンドの交換の取扱は一切行っておりません。下記 は韓国における交換について参考までに記載するものです。

韓国における買戻し手続等

- A. 受益者は、本ファンドの受益証券の販売会社又は指定参加者に対して、設定単位又は設定単位の倍数でのみ受益証券の交換を請求することができます。但し、販売会社が、解散、認可取消、業務停止、天災地変等による電算障害、その他これに準ずる事由により正常に業務を営むことが難しいと金融委員会が認める場合(以下「解散等」という。)により交換に応じられない場合には、指定参加者に対して交換を請求することができます。

*受益証券交換請求の効力等

受益証券の交換請求は、毎営業日午後4時30分までとされています。受益者がこの時刻を経過して受益証券の交換を請求する場合、当該交換請求は、その翌営業日に請求が行われたものとしします。

交換請求の取消は、交換を請求した日(以下「交換請求日」という。)の午後4時30分までは可能です。この時刻を経過して交換請求を取り消す場合、かかる取消申請は効力がないものとしします。

- B. 上記A.の本文により受益者から受益証券の交換請求を受けた販売会社は、指定参加者に対して本ファンドの受益証券の交換を要求します。但し、指定参加者が解散等によって受益証券の交換に関する業務を遂行することができない場合には、資産運用会社に対して直接受益証券の交換に応じることを要求することができます。
- C. 受益者は、上記A.により本ファンドの受益証券の交換を請求しようとする指定参加者が、解散等によって受益証券の交換に関する業務を遂行することができない場合には、資産運用会社に対して直接受益証券の交換に応じることを要求することができます。
- D. 上記A.及びB.の本文により、本ファンドの受益証券の交換の請求又は要求を受けた指定参加者は、直ちに資産運用会社に対して交換に応じることを要求します。
- E. 上記B.乃至D.により、受益者、販売会社又は指定参加者が交換を請求又は要求する場合において、交換に応じなければならない資産運用会社が解散等によって交換に応じられない時には、受益者、販売会社又は指定参加者は、受託会社これにこれを直接請求することができます。
- F. 上記B.乃至E.により、交換に応じることを要求された資産運用会社及び受託会社は、直ちに交換に応じます。
- G. 上記B.乃至F.により交換に応じなければならない資産運用会社又は受託会社は、指定参加者が資産運用会社に当該受益証券の交換請求日に、投資信託財産の運用が終わった後、その投資信託財産が保有している資産を基準に資産運用会社が発表する払込資産構成内訳に従い、交換請求日から3営業日目に、販売会社又は指定参加者の営業店舗で交換します。但し、交換請求日に資産運用会社が発表する払込資産構成内訳の交換請求日の終値基準の評価価額と、交換請求日の投資信託財産の運用が終わった後に算出した設定単位当たりの純資産価額が一致しない場合、資産運用会社は、当該差額部分を精算して交換します。

- H. 上記G.の本文にかかわらず、次の事由が発生する場合、資産運用会社は、その定めるところによって交換資産を別途支払うことができます。
- ・ 投資信託財産において証券で支払うことが困難な資産を保有している場合：
資産運用会社又は受託会社は、当該資産を現金に換算して交換に応じることができます。この場合、当該資産の評価は、交換請求日の終値を基準にします。
 - ・ 投資信託財産に交換資産として支払うべき現金が不足する場合：
資産運用会社又は受託会社は、現金に代えて証券で支払うことができます。この場合、当該証券の評価は、交換請求日の終値を基準にします。
- I. 上記G.により資産運用会社又は受託会社が受益証券の交換に応じる場合、資産運用会社又は受託会社は、投資信託財産の一部交換の方法で交換に応じます。
- J. 上記G.乃至I.にかかわらず、受益者が非居住者外国法人であって、交換資産として渡すべき資産の中に非居住者外国法人の取得が制限されて外国人の取得限度を超過している株式がある場合、指定参加者は、次に定める手続きに従って当該株式を売却して現金化し、外国人の取得限度が遵守されるようにします。この場合、当該株式の現金化に係る費用は、受益者の負担とします。
- ・ 指定参加者は、受益者が交換資産を受け取る日の証券取引終了時から指定参加者と受益者が合意した時点までに、当該株式を売却するよう誘導します。
 - ・ 受益者が上記により当該株式を自ら売却しなかった場合、指定参加者は、当該株式を売却して現金化し、受益者に支払います。この場合、当該受益者と指定参加者は、当該株式を指定参加者が任意処分することができるという約定を締結したものとみなし、当該株式の処分によって発生する損益は、受益者の負担とします。
- K. 上記A.乃至J.により、交換請求を受けた販売会社、指定参加者、資産運用会社又は受託会社が、天災地変及びその他これに準ずる事由(以下「交換不可事由」という。)により上記G.に定める日までに受益証券を交換することができなくなった場合、販売会社、指定参加者、資産運用会社又は受託会社は、直ちにその事由及び今後の計画等を具体的に明示し、その交換を請求した受益者に書面をもって通知します。但し、販売会社、指定参加者、資産運用会社又は受託会社が、解散等により上記G.で定める日まで受益証券を交換できなくなった場合は、資本市場法第237条に基づき交換を延期し、延期を受益者に通知します。
- L. 上記K.の交換不可事由が解消される場合、販売会社、指定参加者、資産運用会社又は受託会社は、直ちに当該受益証券を交換します。この場合、当該受益証券の交換の際に適用する資産は、当該交換不可事由が解消され、販売会社、指定参加者、資産運用会社又は受託会社が交換に応じる日に、資産運用会社が発表する払込資産構成内訳を基準にします。
- M. 上記A.乃至L.にかかわらず、次の場合、資産運用会社は、その定めるところによって販売会社又は指定参加者に対して本ファンドの交換請求の受付を中止することを要求することができます。この場合、販売会社又は指定参加者は、資産運用会社の要求を遵守しなければなりません。
- ・ サムスングループ指数の指数算出機関が定期的にサムスングループ指数構成銘柄を入れ替える場合：
銘柄入替日から起算して前後3営業日の間、受益証券の交換請求の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、交換請求の受付の中止を開始する日から起算して3営業日前までにこれを韓国取引所に開示し、販売会社又は指定参加者の営業店舗に掲示します。

- ・ 本ファンドの純資産価額の1%を超過して保有する株式の発行会社の不渡等の事由により、投資信託財産の保有株式の入替が必要な場合：
株式入替日(資産運用会社が株式の入替のために受託会社に株式の売買を指示した日をいう。)から3営業日の間、受益証券の交換請求の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、交換請求の受付中止を開始する日の直前営業日までに、これを韓国取引所に開示し、販売会社又は指定参加者の営業店舗に掲示します。
- ・ 本ファンドの純資産価額の3%を超過して保有中の株式の発行会社の合併、分割等の事由により、当該株式が、一定期間の取引停止後に新規銘柄として上場され、サムスングループ指数の新規構成銘柄となる場合：
当該株式の取引停止日から起算して3営業日前から、新規銘柄のサムスングループ指数採用日から起算して3営業日目の日まで受益証券の交換請求の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、交換請求の受付中止を開始する日の直前営業日までに、この内容を韓国取引所に開示し、販売会社又は指定参加者の営業店舗に掲示します。
- ・ 投資信託分配金を支払う場合：
分配金支払基準日から3営業日前に受益証券の交換請求の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、交換請求の受付中止日から起算して3営業日前までに、これを韓国取引所に開示し、販売会社又は指定参加者の営業店舗に掲示します。
- ・ 上記にかかわらず、資産運用会社が必要であると判断する場合、資産運用会社は、上記に定める交換請求の受付中止期間及び開示期間を調整することができます。
- ・ その他、資産運用会社が、サムスングループ指数に対する本ファンドのトラッキング・エラー率を最小化するために必要であると判断する場合には、受益証券の交換請求の受付を中止します。

N. 上記M.にかかわらず、資産運用会社が、交換請求の受付の中止を事前に韓国取引所に開示もせず、販売会社又は指定参加者を通して掲示もしない状態で、受益証券の交換請求の受付を中止する場合、受益者は、当該交換請求の受付中止以前に行った当日の交換請求に受付分を取り消すことができます。受益者が当該交換請求の受付の取消をしなかった場合、資産運用会社は、当該交換請求の受付中止期間が終わった後、最初に到来する営業日に、当該交換請求を受け付けたものとみなします。

*日次別交換手続き

	T-1	T	T+1	T+2
受益者		指定参加者に 交換請求		受益証券の提出 及び交換 資産(株式及び現金) 受領
指定参加者		資産運用会社に 交換請求	引渡・受渡明細の 確定及び受益者へ の通知 (資産運用会社は 韓国取引所に変更 上場申請)	受益者口座における 受益証券引出し 及び資産入庫
資産運用会社	払込資産構成 内訳通知 (韓国証券市場等)	交換内訳の確認		投資信託の一部解約
韓国預託決済院		交換内訳の とりまとめ 及び通知		交換内訳の とりまとめ及び 通知
受託会社				指定参加者へ 資産振替(韓国預託 決済院の口座振替 による移管)及び 振替確認

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価格の算出

区分	内容
算定方法	当日公告される基準価格は、その直前日の貸借対照表上で計算された本ファンドの資産総額から負債総額を差引いた金額(以下「純資産総額」という。)を直前日の受益証券総口数で除し、1口単位で小数第2位まで求めます(小数第3位を四捨五入)。
算定周期	基準価格は日々算定します。
開示時期	算定された基準価格は毎日公告・掲示されます。
開示方法	1口単位でウォン未満3桁を四捨五入し、ウォン未満小数第2位まで計算して開示
開示場所	販売会社又は指定参加者の営業店舗、資産運用会社(www.samsungfund.com)・販売会社又は指定参加者・金融投資協会(www.kofia.or.kr)、韓国取引所のホームページ

注)韓国取引所の休場日は基準価格が開示されません。海外資産に投資する投資信託は、基準価格が算定・開示されない日でも海外市場の取引により、資産価格が変動し投資信託財産の価値が変動することがあります。

有価証券などの評価基準

対象資産	評価方法
上場債券	評価基準日が属する月の直前3ヶ月間続けて毎月10日以上韓国取引所で価格が形成された債券は、評価基準日に韓国取引所で取引された最終時価を基準として2つ以上の債券評価機関が提供する価格情報に基づく価格
非上場債券	2つ以上の債券評価機関が提供する価格情報に基づく価格
企業手形又は金融機関が発行した債務証券	2つ以上の債券評価機関が提供する価格情報に基づく価格
上場株式	評価基準日に韓国取引所で取引された最終時価
非上場株式	取得原価又は債券評価機関・韓国公認会計士法による会計法人が提供する価格情報に基づく価格
上場受益証券	評価基準日に韓国取引所で取引された最終時価
非上場受益証券	評価基準日に公告された基準価格により評価し、ファミリーファンド型のマザーファンドの投資信託証券は、評価基準日に算出された基準価格で評価
上場派生商品	評価基準日に、当該上場派生商品が取引される派生商品市場で公表される価格(外国の上場派生商品の場合は、評価基準日に把握しうる直近日の最終時価)で評価する
OTC派生商品	債券評価機関が提供する価格又は当該OTC派生商品の発行又は計算機関が提示する価格に基づいて投資信託財産評価委員会で決定した価格

投資信託財産評価委員会の構成及び業務

- 1)構成： 投資信託財産の評価業務担当役員、投資信託財産の運用業務担当役員、遵法監視人(コンプライアンスオフィサー)等
- 2)業務： 投資信託財産に対する評価を公正で正確なものにするために投資信託財産評価に関する必要事項を議決すること

基準価額の算出頻度と照会先

一般事務管理会社は、本ファンドの基準価格を毎日算定し資産運用会社に通知し、資産運用会社、販売会社及び指定参加者は、算定された基準価格を資産運用会社、販売会社、指定参加者の営業所及びインターネット上のホームページ並びに韓国取引所に掲示・公告します。したがって、受益者が基準価格を知るためには、資産運用会社、販売会社又は指定参加者を訪問して基準価格の開示を請求するか若しくはインターネット上のホームページを閲覧することにより、又は韓国取引所を通じて把握することができます。但し、資産運用会社は、資本市場法第254条による一般事務管理会社に基準価格の計算業務等を委託することができ、この場合、一般事務管理会社は、基準価格を販売会社若しくは指定参加者の営業店舗等に掲示・公告し、又は韓国取引所に公示します。

(2) 【保管】

受益証券の券面は発行されないため、該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの当初設定日(2008年5月20日)から信託契約の解約日までとします。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間とします。但し、第1期から第4期については毎年5月20日から翌年5月19日までの1年間、第5期については2012年5月20日から2012年12月31日までの期間としており、また、信託契約の解約時には、本ファンドの会計期間初日から信託契約の解約日までとします。

(5) 【その他】

解約

(イ) 解約事由

- A. 投資信託を設定した資産運用会社は、金融委員会の承認を得てこの投資信託を解約することができます。但し、受益者の利益を害する恐れがなく、以下のいずれかに該当する場合は、金融委員会の承認を得ずにこの投資信託を解約することができ、この場合、資産運用会社はその解約の事実を遅滞なく金融委員会に報告しなければなりません。
 - a. 受益者全員が同意した場合
 - b. 投資信託の受益証券全てについて解約請求を受け、信託契約を解約しようとする場合
 - c. 投資信託が最初に設定された後1年目となる日の元本額が50億ウォン未満の場合。但し、存続期間中に追加で設定(募集)が可能な投資信託に限ります。
 - d. 投資信託が最初に設定され1年が経過した後に、1ヶ月間続けて投資信託の元本額が50億ウォン未満の場合。但し、存続期間中に追加で設定(募集)が可能な投資信託に限ります。

- B. 投資信託を設定した資産運用会社は以下のいずれかに該当する場合は、遅滞なく投資信託を解約しなければなりません。この場合、資産運用会社はその解約事実を遅滞なく金融委員会に報告しなければなりません。
- a. 信託契約に定める信託契約期間の終了
 - b. 受益者総会の投資信託解約決議
 - c. 投資信託の被吸収合併
 - d. 投資信託の登録取消し
 - e. この投資信託受益証券の上場が廃止される場合。この場合、資産運用会社は上場廃止日から10日以内にこの信託契約を解約しなければなりません。
- C. 上記A.のc.及びd.の規定によりこの投資信託を解約しようとする場合、資産運用会社は解約事由、解約日、償還金等の支払い方法及びその他解約関連事項を資産運用会社のインターネット・ホームページ等を利用して開示するか、韓国預託決済院を通じて受益者に通知すべきであり、上記B.e.の規定によりこの投資信託を解約しようとする場合、資産運用会社は信託契約の解約日から1ヶ月前に当該信託契約の解約事由、解約日、償還金等の支払い方法及びその他解約関連事項を韓国取引所に開示し、信託契約第48条の規定により公告しなければなりません。

(ロ) 償還金等の支払い

- A. 資産運用会社は、本ファンドを解約する場合、本ファンドの残存資産を処分して取得した現金で、解約基準日の本ファンドの受益証券全部のうち、各受益者が保有する受益証券の割合によって各受益者に投資信託元本の償還金及び利益金(以下「償還金等」という。)を支払います。この場合、資産運用会社は、当該償還金等を解約基準日から10営業日以内に、各受益者に支払わなければなりません。但し、残存資産の売却が遅延する等の事由によって償還金等の支払が困難な場合には、その事由が解消した後に支払うことができます。
- B. 資産運用会社が、償還金等の支払のために受託会社に償還金等の支払を指示する場合、受託会社は、資産運用会社を代理して、直ちに当該償還金等を韓国預託決済院(資産運用会社が、韓国預託決済院に引き渡すことを指示した場合に限る。)を経由して、販売会社又は指定参加者に引き渡します。
- C. A.及びB.の規定により償還金等を支払う場合、販売会社又は指定参加者(本ファンドの販売会社又は指定参加者でない、資本市場法による投資売買会社又は投資仲介会社が管理する口座に受益証券を保有している受益者がいる場合には、当該会社等を含む。以下本(ロ)において同じ。)は、受託会社から引き渡された償還金等を直ちに受益者に支払わなければなりません。
- D. 受益者が償還金等の支払を受ける時には、販売会社又は指定参加者に受益証券を提出しなければなりません。

信託契約の変更

- A. 資産運用会社が信託契約を変更しようとする場合は、受託会社と変更契約を締結します。この場合、信託契約中、次のいずれかに該当する事項を変更する場合は、あらかじめ受益者総会の決議を経なければなりません。
- a. 資産運用会社、受託会社等が受け取る報酬やその他の手数料の引上げ
 - b. 受託会社の変更(合併、分割、分割合併、資本市場法施行令第216条に定めた事由及び資本市場法施行令第245条第5項によって二つ以上のファンドの資産を別のマザーファンドに移すことで、そのファンドの受託会社が変わる場合は除く。)
 - c. 信託契約期間の変更(投資信託を設定した当時より、信託契約書にその期間変更が明記されている場合は除く。)
 - d. 本ファンドの種類の変更。但し、本ファンドを設定する時点から、他の種類のファンドに変更することが予定されている場合は除く。
 - e. 主な投資対象資産の変更
 - f. 資産運用会社の合併、分割若しくは分割合併又は金融委員会の措置若しくは命令以外の事由による資産運用会社の変更
 - g. 解約禁止型投資信託への変更
 - h. 交換資産支払日の延長
- B. 資産運用会社は、信託契約を変更した場合、その内容を次の方法で開示します。
- a. 受益者総会の決議により信託契約を変更した場合：インターネットのホームページ等を利用した開示又は全ての受益者への通知
 - b. 受益者総会の決議によらず信託契約を変更した場合：インターネットのホームページ等を通じた開示
- C. 信託契約に規定された事項のうち、法令等の変更によりその適用が義務化された場合には、その変更されたところに従います。

関係法人との契約の更改

(イ) 信託契約

契約期間は、信託契約の解約日までです。

資産運用会社が信託契約を変更しようとする場合は、両当事者の合意によって変更をすることができます。

解除に関する規定は定められておらず、関係法令に従います。

この契約は、韓国法に準拠します。

(ロ) 事務管理契約

契約期間は、本ファンドの清算日までです。

一方当事者が事務管理契約の変更を希望する場合、当事者が別途合意しない限り、相手方に対して1ヶ月前までに書面で通知する必要があります。

一方当事者が合意解約を希望する場合、相手方に対して1ヶ月前までに書面で通知する必要があります。相手方は、正当な理由のない限り解約を拒否することができません。契約終了後は、一般事務管理会社は、後任の事務管理会社に事務管理契約の業務を引き継ぐ義務があります。

この契約は、韓国法に準拠します。

(ハ) 指定参加者契約

契約期間は信託契約の解約日までです。

指定参加者が契約期間中に解約を希望する場合、相手方に対して1ヶ月前までに書面で通知する必要があります。相手方は、正当な理由のない限り解約を拒否することができません。

資産運用会社が契約期間中に解約を希望する場合、相手方に対して3ヶ月前までに書面で通知する必要があります。相手方は、正当な理由のない限り解約を拒否することができません。

資産運用会社が契約を解約する場合、契約終了後は、資産運用会社は、後任の資産運用会社に指定参加者契約の業務を引き継ぐ義務があります。

資産運用会社は年単位で指定参加者を評価し、契約解除の上記の解約手続きをとることができます。

契約当事者の一方又は双方の事情の変更により契約の変更が必要となった場合、資産運用会社と全ての指定参加者で構成される本ファンドの運営委員会において、指定参加者の3分の2の同意を条件として、契約の変更をすることができます。

法律、関連規定、信託契約、投資信託説明書、協約書等の変更により、指定参加者契約が変更されるべき場合、別途の合意なしで指定参加者契約を変更したものとみなされ、変更後1ヶ月以内に書面で変更について通知されます。

資産運用会社は、指定参加者に対して、指定参加者契約により資産運用会社から作成供給される運用報告書等の報告書その他一切の運用業務に関連し、いかなる場合においても指定参加者の責任がないことを保証します。

この契約は、韓国法に準拠します。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が資産運用会社又は受託会社に対し受益権を直接行使するためには、本ファンドの名義人として登録されていなければなりません。

受益者の有する権利は次の通りです。

(a) 分配請求権

受益者は、資産運用会社が決定した本ファンドの分配金を、持分に応じて請求する権利を有します。この請求権の消滅時効は5年です。

(b) 交換請求権

受益者は、本ファンドの受益証券の交換を請求しようとする指定参加者が、解散等によって受益証券の交換に関する業務を遂行することができない場合には、資産運用会社に対して本ファンドの受益証券の交換を請求することができます。

(c) 償還金支払い請求権

本ファンドが解約される場合、受益者は、その持分に応じて償還金及び利益金を請求する権利を有します。この請求権の消滅時効は5年です。

(d) 受益者総会に関する権利

後記「第一部 ファンド情報 第4 外国投資信託受益証券事務の概要 受益者総会」参照。

(e) 反対受益者の受益証券買取請求権

A. 受益者は、次のいずれかの場合、資産運用会社に対し、受益証券の数を記載した書面をもって、自己の所有する受益証券の買取りを請求することができます。

a. 資本市場法第188条第2項各号以外の部分(本文)の後段による信託契約の変更又は第193条第2項による投資信託の合併についての受益者総会決議への反対(受益者総会の前に、当該資産運用会社に対し、その決議に反対する意思を書面で通知した場合に限る。)は、受益者がその受益者総会の決議日から20日以内に受益証券の買取りを請求する場合

b. 資本市場法第193条第2項各号以外の部分(本文)の但書による投資信託の合併に反対する受益者が、大統領令に定める方法で受益証券の買取りを請求する場合

B. 資産運用会社は、上記A.による請求がある場合、当該受益者からの受益証券買取りにかかる手数料、その他の費用を、受益者に負担させることはできません。

C. 資産運用会社は、上記A.の規定による受益証券の買取請求がある場合、買取請求期間の終了日に解約請求したものとみなし、信託契約第25条の規定に従いその受益証券を買取ります。但し、買取資金の不足により買取りに応じることができない場合は、金融監督院長の承認を得て受益証券の買取りを延期することができます。

D. 資産運用会社は、上記C.の本文により受益証券を買取った場合、遅滞なくその受益証券を消却しなければなりません。

(f) 帳簿・書類の閲覧及び謄・抄本交付請求権

受益者は、資産運用会社、販売会社又は指定参加者に対して営業時間内に、当該受益者に関する投資信託財産の帳簿・書類の閲覧及び謄・抄本の交付を請求することができます。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する本ファンドの分配金等の送金に関して、韓国における外国為替管理上の制限はありません。但し、韓国政府は国家的非常事態が生じた時には、資本の流入及び送金を制限する可能性がないとは言えません。

(3) 【本邦における代理人】

継続開示に関する代理人は、以下の者です。

弁護士 伊東 啓

東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー

西村あさひ法律事務所

(4) 【裁判管轄等】

受益者が訴訟を提起する時には、受益者の選択によって受益者の住所地又は受益者が取引する資産運用会社、受託会社、販売会社若しくは指定参加者の営業店舗の所在地を管轄する裁判所に提起することができます。但し、受益者が韓国外国為替取引法第3条第1項第15号の規定による非居住者である場合には、受益者が取引する資産運用会社、受託会社、販売会社又は指定参加者の営業店舗の所在地を管轄する裁判所に提起しなければなりません。

第3【ファンドの経理状況】

本ファンドの日本語の財務書類は、韓国における諸法令及び一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(但し、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定の適用によるものです。

本ファンドの原文の財務書類は、韓国において、独立監査人である安進会計法人(Deloitte Anjin LLC)の監査を受けており、別紙の通り監査報告書(訳文を含む。)を受領しています。

本ファンドの原文の財務書類はウォンで表示されています。日本語の財務書類には、2018年4月9日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売・買相場の仲値(1ウォン=0.1001円)を使用して換算された円換算額が併記されています。なお、円未満の金額は四捨五入されています。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

貸借対照表

第10期：2017年12月31日現在

第9期：2016年12月31日現在

サムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]

科 目	第10期		第9期	
	ウォン	円	ウォン	円
資 産				
・運用資産	1,129,014,143,101	113,014,315,724	722,125,020,125	72,284,714,515
(1)現金及び預置金	4,678,094,001	468,277,210	2,379,388,775	238,176,816
1.現金及び現金性資産	4,678,094,001	468,277,210	2,379,388,775	238,176,816
(2)有価証券	1,124,336,049,100	112,546,038,515	719,745,631,350	72,046,537,698
1.持分証券(注釈3)	1,124,336,049,100	112,546,038,515	719,745,631,350	72,046,537,698
・その他資産	10,463,764,796	1,047,422,856	9,347,936,590	935,728,453
1.未収利息	5,568,815	557,438	3,373,141	337,651
2.未収配当金	10,429,834,250	1,044,026,408	9,303,648,450	931,295,210
3.その他未収収益	28,361,731	2,839,009	40,914,999	4,095,591
資 産 合 計	1,139,477,907,897	114,061,738,580	731,472,956,715	73,220,442,967
負 債				
Ⅰ.その他負債	605,011,374	60,561,639	388,367,498	38,875,587
1.未払運用報酬(注釈4、11)	415,853,344	41,626,920	263,441,833	26,370,527
2.未払販売報酬(注釈4、11)	9,670,980	968,065	6,126,525	613,265
3.未払受託報酬(注釈4)	19,341,991	1,936,133	12,253,074	1,226,533
4.未払一般事務管理報酬(注釈4)	38,684,008	3,872,269	24,506,186	2,453,069
5.その他未払費用	121,461,051	12,158,251	82,039,880	8,212,192
負 債 合 計	605,011,374	60,561,639	388,367,498	38,875,587

科 目	第10期		第9期	
	ウォン	円	ウォン	円
資 本				
.元本(注釈6)	809,875,363,000	81,068,523,836	674,327,289,000	67,500,161,629
.利益剰余金	328,997,533,523	32,932,653,106	56,757,300,217	5,681,405,752
(総口数				
第10期：166,100,000口				
第9期：138,300,000口)				
(一口当たり基準価格				
第10期：6,856.55ウォン(686.34円)				
第9期：5,286.22ウォン(529.15円))(注釈10)				
資 本 合 計	1,138,872,896,523	114,001,176,942	731,084,589,217	73,181,567,381
負 債 及 び 資 本 合 計	1,139,477,907,897	114,061,738,580	731,472,956,715	73,220,442,967

後記「財務書類に対する注釈」ご参照

(2) 【損益計算書】

損 益 計 算 書

第10期：2017年1月1日から2017年12月31日まで

第9期：2016年1月1日から2016年12月31日まで

サムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]

科 目	第10期		第9期	
	ウォン	円	ウォン	円
.運用利益	232,490,464,495	23,272,295,496	1,993,337,450	199,533,079
(1) 投資収益	12,890,416,084	1,290,330,650	9,904,475,779	991,438,025
1.受取利息	50,112,051	5,016,216	67,737,433	6,780,517
2.受取配当金	12,545,829,250	1,255,837,508	9,712,703,200	972,241,590
3.その他収益	294,474,783	29,476,926	124,035,146	12,415,918
(2) 売買利益及び評価利益	382,561,462,507	38,294,402,397	216,161,167,672	21,637,732,884
1.持分証券売買利益	382,561,328,879	38,294,389,021	215,915,200,823	21,613,111,602
2.派生商品取引利益	-	-	245,920,000	24,616,592
3.外国為替取引利益	133,628	13,376	46,849	4,690
(3) 売買損失及び評価損失	162,961,414,096	16,312,437,551	224,072,306,001	22,429,637,831
1.持分証券売買損失	162,961,159,049	16,312,412,021	223,918,922,843	22,414,284,177
2.派生商品取引損失	-	-	152,710,000	15,286,271
3.外国為替取引損失	255,047	25,530	673,158	67,383
.運用費用	3,177,914,789	318,109,270	2,469,427,006	247,189,643
1.運用報酬(注釈4、11)	1,988,538,571	199,052,711	1,573,072,578	157,464,565
2.販売報酬(注釈4、11)	46,244,910	4,629,115	36,582,901	3,661,948
3.受託報酬(注釈4)	92,490,008	9,258,250	73,165,988	7,323,915
4.一般事務管理報酬(注釈4)	184,980,174	18,516,515	146,332,162	14,647,849
5.その他費用	865,661,126	86,652,679	640,273,377	64,091,365
.当期純利益(損失) (-)	229,312,549,706	22,954,186,226	(476,089,556)	(47,656,565)
.一口当たり純利益(損失)(注釈8)	1,559	156	(3)	(0)

後記「財務書類に対する注釈」ご参照

[次へ](#)

資 本 変 動 表

第10期：2017年1月1日から2017年12月31日まで

第9期：2016年1月1日から2016年12月31日まで

サムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]

(()はマイナスを意味)

区分	元本		利益剰余金		総計	
	ウォン	円	ウォン	円	ウォン	円
・ 前期首金額	665,550,795,000	66,621,634,580	65,655,477,146	6,572,113,262	731,206,272,146	73,193,747,842
追加募集	101,417,264,000	10,151,868,126			101,417,264,000	10,151,868,126
解約還付	(92,640,770,000)	(9,273,341,077)			(92,640,770,000)	(9,273,341,077)
当期純利益			(476,089,556)	(47,656,565)	(476,089,556)	(47,656,565)
設定調整金			4,815,148,900	481,996,405	4,815,148,900	481,996,405
解約調整金			(4,873,636,273)	(487,850,991)	(4,873,636,273)	(487,850,991)
現金分配金(注釈7)			(8,363,600,000)	(837,196,360)	(8,363,600,000)	(837,196,360)
(総口数： 138,300,000口 一口当たり基準価 格：5,286.22ウォン (529.15円))						
・ 前期末金額	674,327,289,000	67,500,161,629	56,757,300,217	5,681,405,752	731,084,589,217	73,181,567,381
・ 当期首金額	674,327,289,000	67,500,161,629	56,757,300,217	5,681,405,752	731,084,589,217	73,181,567,381
追加募集	264,269,986,000	26,453,425,599			264,269,986,000	26,453,425,599
解約還付	(128,721,912,000)	(12,885,063,391)			(128,721,912,000)	(12,885,063,391)
当期純利益			229,312,549,706	22,954,186,226	229,312,549,706	22,954,186,226
設定調整金			89,451,010,109	8,954,046,112	89,451,010,109	8,954,046,112
解約調整金			(37,396,926,509)	(3,743,432,344)	(37,396,926,509)	(3,743,432,344)
現金分配金(注釈7)			(9,126,400,000)	(913,552,640)	(9,126,400,000)	(913,552,640)
(総口数： 166,100,000口 一口当たり基準価 格：6,856.55ウォン (686.34円))						
・ 当期末金額	809,875,363,000	81,068,523,836	328,997,533,523	32,932,653,106	1,138,872,896,523	114,001,176,942

後記「財務書類に対する注釈」ご参照

[次へ](#)

財務書類に対する注釈

第10期：2017年1月1日から2017年12月31日まで

第9期：2016年1月1日から2016年12月31日まで

サムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]

1. 投資信託の概要

サムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式](以下「本ファンド」という。)は大韓民国「資本市場と金融投資業に関する法律」に基づき、資産運用会社はサムスン資産運用株式会社、受託会社は香港上海銀行ソウル支店にて、2008年5月20日に設定されました。本ファンドの契約期間は最初の設定日から信託契約の解約日までです。

本ファンドは株式、投資信託証券、場内派生商品等を投資対象とし、株式への投資は投資信託資産総額の60%以上、投資信託証券等への投資は投資信託資産総額の30%以下、証券の貸付は本ファンドが保有している証券総額の50%以下になるよう、投資信託財産を運用しています。

本ファンドは、大韓民国「資本市場と金融投資業に関する法律」第229条第1号及び第234条の規定による韓国証券市場に上場され、取引される証券上場指数投資信託であり、資産運用会社は発行された受益証券を本ファンドの設定日から30日以内に韓国証券市場に上場しなければなりません。

2. 重要な会計処理方針

本ファンドは、公式の会計記録を韓国ウォンで保持し、法定財務書類は大韓民国で一般に公正妥当と認められた会計基準に準じ韓国語(ハングル)で作成します。大韓民国の会計基準及び会計原則に準じて本ファンドが採用した会計基準は、他国で一般に公正妥当と認められた会計基準として認識されません。それ故、これら財務書類は韓国の会計基準及び慣習を十分に理解する者によって使用されるべきです。財務書類は韓国語の財務書類を日本語に翻訳したものです。

本ファンドの財務書類は大韓民国の企業会計基準書第5003号「集合投資機構」に従って作成されており、本ファンドが採択している重要会計処理方針は以下の通りです。

(1) キャッシュフロー計算書の未作成

本ファンドの運用資産のほとんどは流動性が非常に高く、公正価値で評価され、負債が重要ではないため、企業会計基準書第5003号文段4によりキャッシュフロー計算書を作成していません。

(2) 持分証券の評価

韓国証券市場に上場している株式は、報告期間終了日に韓国証券市場で取引された最終時価で評価しています。これによる評価損益は持分証券売買利益又は持分証券売買損失の勘定科目に含めて認識しています。

(3) 派生商品の評価

場内派生商品は、報告期間終了日に当該派生商品が取引される派生商品市場で公表される価格で評価しており、報告期間終了日現在の公表価格がない場合は直近の公表価格で評価しています。これによる評価損益は派生商品売買利益又は派生商品売買損失の勘定科目に含めて認識しています。

(4) 受取配当金及び受取利息

受取配当金は配当落日に計上され、配当額が決定した時点で計上額との差異を受取配当金に加減しており、利息は発生主義によって計上しています。

(5) 所得税等

投資信託財産の運用によって発生し、投資信託財産に帰属する所得に対する納税義務はなく、受益者に対する投資分配金の支払時に所得税の源泉徴収義務のみがあります。

3. 持分証券

当期末(2017年12月31日)現在、持分証券の内訳は次の通りです。(単位：千ウォン)

銘 柄	数 量	取得価額	帳簿価額	構成比(%)
韓国有価証券市場上場：				
サムスン電子	111,287	177,872,284	283,559,276	25.22
サムスン物産	1,026,498	156,576,059	129,338,748	11.50
サムスンSDI	606,265	94,071,218	123,981,193	11.03
サムスン生命	988,295	108,216,354	123,042,728	10.94
サムスン火災	367,081	95,560,101	98,010,627	8.72
サムスンSDS	391,996	85,312,714	78,399,200	6.97
サムスン電機	649,451	51,908,000	64,945,100	5.78
サムスンバイオロジクス	171,083	44,747,874	63,471,793	5.65
ホテル新羅	360,437	22,701,644	30,601,101	2.72
エスワン	285,692	23,584,946	30,569,044	2.72
サムスン証券	714,230	30,189,679	26,140,818	2.33
サムスンエンジニアリング	1,729,101	34,078,748	21,440,852	1.91
サムスン重工業	2,890,140	43,858,364	21,184,726	1.87
第一企画	812,229	15,341,118	17,219,255	1.53
サムスンカード	313,929	12,291,385	12,431,588	1.11
持分証券の合計	11,417,714	996,310,488	1,124,336,049	100.00

前期末(2016年12月31日)現在、持分証券の内訳は次の通りです。(単位：千ウォン)

銘 柄	数 量	取得価額	帳簿価額	構成比(%)
韓国有価証券市場上場：				
サムスン電子	100,959	123,883,512	181,928,118	25.28
サムスン生命	957,036	99,213,279	107,666,550	14.96
サムスン物産	817,353	130,455,553	102,577,802	14.25
サムスン火災	340,218	85,965,533	91,348,533	12.69
サムスンSDI	493,731	71,014,292	53,816,679	7.48
サムスンSDS	295,962	71,960,813	41,286,699	5.74
サムスン電機	571,179	43,397,227	29,015,893	4.03
サムスン重工業	2,425,782	40,953,822	22,438,483	3.12
エスワン	236,493	18,415,529	20,740,436	2.88
サムスン証券	549,051	26,445,606	17,404,917	2.42
ホテル新羅	319,473	20,237,948	15,382,625	2.14
サムスンカード	331,920	13,122,131	13,177,224	1.83
サムスンエンジニアリング	1,218,423	30,448,386	12,549,757	1.74
第一企画	661,074	12,569,826	10,411,915	1.44
持分証券の合計	9,318,654	788,083,457	719,745,631	100.00

4. 報酬

当期末及び前期末現在、本ファンドの未払報酬の内容は次の通りです。(単位：千ウォン)

勘 定 科 目	支 払 先	金 額	金 額
		当 期 末 (2017年12月31日)	前 期 末 (2016年12月31日)
未払運用報酬	サムスン資産運用(株)	415,853	263,442
未払販売報酬	サムスン証券(株)他16社	9,671	6,127
未払受託報酬	香港上海銀行ソウル支店	19,342	12,253
未払一般事務管理報酬	韓国預託決済院	38,684	24,506
		483,550	306,328

- (1) 本ファンドは信託契約第38条に基づき、資産運用会社であるサムスン資産運用株式会社に対して、運用報酬として、本ファンド設定日から毎分配金支払基準日のうち1月、4月、7月、10月の最終営業日までを報酬計算期間とし、報酬計算期間中の投資信託財産の純資産総額の平均残高(日々の投資信託財産の純資産総額を報酬計算期間の初日から報酬計上の当日まで累計し、報酬計算期間中の日数で除した金額)に年率0.215%に相当する金額を報酬計算期間最終日毎に支払っています。

- (2) 本ファンドは信託契約第38条に基づき、販売会社であるサムスン証券株式会社の他16社に対して、販売報酬として、本ファンド設定日から毎分配金支払基準日のうち1月、4月、7月、10月の最終営業日までを報酬計算期間とし、報酬計算期間中の投資信託財産の純資産総額の平均残高(日々の投資信託財産の純資産総額を報酬計算期間の初日から報酬計上の当日まで累計し、報酬計算期間中の日数で除した金額)に年率0.005%に相当する金額を報酬計算期間最終日毎に支払っています。
- (3) 本ファンドは信託契約第38条に基づき、受託会社である香港上海銀行ソウル支店に対して、受託報酬として、本ファンド設定日から毎分配金支払基準日のうち1月、4月、7月、10月の最終営業日までを報酬計算期間とし、報酬計算期間中の投資信託財産の純資産総額の平均残高(日々の投資信託財産の純資産総額を報酬計算期間の初日から報酬計上の当日まで累計し、報酬計算期間中の日数で除した金額)に年率0.01%に相当する金額を報酬計算期間最終日毎に支払っています。
- (4) 本ファンドは信託契約第38条に基づき、一般事務管理会社である韓国預託決済院に対して、一般事務管理報酬として、本ファンド設定日から毎分配金支払基準日のうち1月、4月、7月、10月の最終営業日までを報酬計算期間とし、報酬計算期間中の投資信託財産の純資産総額の平均残高(日々の投資信託財産の純資産総額を報酬計算期間の初日から報酬計上の当日まで累計し、報酬計算期間中の日数で除した金額)に年率0.02%に相当する金額を報酬計算期間最終日毎に支払っています。

5. 交換手数料

信託契約第25条により受益者が受益証券の交換を請求する場合、交換請求日に資産運用会社が韓国証券市場で公告する払込資産構成内訳の交換請求日終値基準の評価価額を基準として交換して支払わなければならない、交換手数料は請求しません。

6. 元本

当期末(2017年12月31日)及び前期末(2016年12月31日)現在、本ファンドの発行口数はそれぞれ166,100,000口、138,300,000口であり、一口当たり発行価額は4,875.83ウォンで、元本はそれぞれ809,875,363千ウォン、674,327,289千ウォンです。

7. 投資分配金

本ファンドの当期投資分配金の算出内訳は以下の通りです。

次数	元本額	配当額	分配率	一口当たり 分配金	支払基準日	支払日
	(千ウォン)	(千ウォン)	(%)	(ウォン)		
1次	695,293,358	9,126,400	1.31	64	2017年4月28日	2017年5月4日

本ファンドの前期投資分配金の算出内訳は以下の通りです。

次数	元本額	配当額	分配率	一口当たり 分配金	支払基準日	支払日
	(千ウォン)	(千ウォン)	(%)	(ウォン)		
1次	703,094,686	8,363,600	1.19	58	2016年4月29日	2016年5月3日

8. 一口当たり純利益(損失)

当期及び前期の一口当たり当期純損失の算出内訳は以下の通りです。(単位:ウォン)

	金	額
	当 期	前 期
当期純利益(損失)	229,312,549,706	(476,089,556)
期中の加重平均口数	147,085,753口	142,596,721口
一口当たり純利益(損失)	1,559	(3)

9. 当期純利益(損失)に対する課税対象所得

当期及び前期の純利益(損失)に対する課税対象所得の内訳は以下の通りです。(単位:ウォン)

	金	額
	当 期	前 期
当期純利益(損失)	229,312,549,706	(476,089,556)
課税収益	13,937,219,197	10,920,229,262
課税費用	5,599,679,798	2,893,624,819
課税対象所得	8,337,539,399	8,026,604,443

10. 受益証券の基準価格

当期末及び前期末現在の受益証券の基準価格の計算内訳は以下の通りです。(単位:ウォン)

科 目	金	額
	当期末 (2017年12月31日)	前期末 (2016年12月31日)
・ 貸借対照表の資産総額	1,139,477,907,897	731,472,956,715
・ 貸借対照表の負債総額	605,011,374	388,367,498
・ 信託財産の純資産総額	1,138,872,896,523	731,084,589,217
・ 受益証券の総口数	166,100,000口	138,300,000口
・ 受益証券の基準価格(一口当たり)	6,856.55	5,286.22

11. 特殊関係者との取引

(1) 当期及び前期中における本ファンドの資産運用会社及びその特殊関係者との重要な取引の内容は以下の通りです。(単位:千ウォン)

会社名	勘定科目	金	額
		当 期	前 期
サムスン資産運用(株)	運用報酬	1,988,539	1,573,073
サムスン証券(株)	販売報酬	14,438	7,870

(2) 当期末及び前期末現在、本ファンドが保有していた資産運用会社及びその特殊関係者との債権・債務の内訳は以下の通りです。(単位:千ウォン)

会社名	勘定科目	金	額
		当 期 末 (2017年12月31日)	前 期 末 (2016年12月31日)
サムスン資産運用(株)	未払運用報酬	415,853	263,442
サムスン証券(株)	未払販売報酬	3,027	2,156

[前へ](#)

(3) 【投資有価証券明細表等】

上記「(2) 損益計算書 財務書類に対する注釈」の「3. 持分証券」以下をご参照下さい。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2017年12月31日現在)

資産総額	1,139,477,907,897 ウォン (114,061,738,580円)
負債総額	605,011,374 ウォン (60,561,639円)
純資産総額(-)	1,138,872,896,523 ウォン (114,001,176,942円)
発行済口数	166,100,000 口
1口当たり純資産額(/)	6,856.55 ウォン (686.34円)

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

受益証券の名義書換

受益証券の韓国における名義書換機関は次の通りです。

取扱機関 韓国預託決済院

取扱場所 大韓民国ソウル特別市永登浦区汝矣島洞 汝矣2ギル22-1

日本においては、株式会社証券保管振替機構(以下「振替機関」という。)又はそのノミニー名義となっている受益証券保有者に対する外国投資信託受益証券事務は、振替機関の規則に基づき受益証券事務取扱機関及び分配金支払取扱銀行として任命された三菱UFJ信託銀行株式会社がこれを取扱います。

取引所に上場される受益証券は、同一の証券会社の顧客間の決済については、各外国証券取引口座間の振替が行われ、又は異なる証券会社の顧客間決済については、決済会社に開設した各証券会社の口座間で振替が行われるので、韓国国内の保管機関の保管にかかる株式の株数は変化しません。受益証券が海外の投資者から購入され、又は海外の投資者へ売却される場合には、振替機関が本邦証券会社のために保管している当該証券会社名義の受益証券の口数は増減します。

受益者名簿の閉鎖の時期

本ファンドは、四半期ごとに投資分配金を支払うことができますが、常に年4回支払うわけではありません。投資分配金の支払いは、本ファンドに超過収益部分がある場合、トラッキング・エラーを減らすための目的で発生しますが、その場合の各四半期における分配落ち日(Ex-dividend day)、基準日(Record day)は次の通りです。

基準日	分配落ち日
1月の最終営業日	基準日の1営業日前
4月の最終営業日	
7月の最終営業日	
10月の最終営業日	

本ファンドは、ファンドの決算期にも投資分配金を支払うことができます。

基準日	分配落ち日
会計期間終了日 (12月31日) (但し、会計期間終了日が営業日 でない場合はその直前営業日)	基準日の1営業日前

(注) 分配落ち日は、韓国における分配落ち日を記載しています。日本における分配落ち日は、東京証券取引所の業務規定等に従います。

受益者総会

(イ) 議決事項

受益者は、受益者総会で次の事項を含む関連法令又は信託契約に定めた事項に関して決議することができます。

- () 資産運用会社、受託会社等が受け取る報酬やその他の手数料の引上げ、受託会社の変更(合併、分割、分割合併、資本市場法施行令第216条に定めた事由及び資本市場法施行令第245条第5項によって二つ以上のファンドの資産を別のマザーファンドに移すことで、そのファンドの受託会社が変わる場合は除く。)、信託契約期間の変更(投資信託を設定した当時より、信託契約書にその期間変更が明記されている場合は除く。)等、主な投資対象資産の変更、資産運用会社の変更(但し、合併、分割若しくは分割合併又は金融委員会の措置若しくは命令による場合を除く。)、解約禁止型投資信託への変更、及び交換資産支払日の延長に関する事項
- () 信託契約の変更
- () 投資信託の合併に関する事項

(ロ) 議決権

議決権に関する事項は、次の通りです。

- () 議決権は、受益証券1口当たり1個とします。
- () 受益者は、代理人にその議決権を行使させることができます。この場合、その代理人は、代理権を証明する書面を受益者総会に提出しなければなりません。

(ハ) 議決方法

受益者総会は、次のように総会議案を決議します。

- () 出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の4分の1以上の数をもって決議します。但し、法令に定める受益者総会の決議事項以外であり、信託契約で定める受益者総会の決議事項については、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の5分の1以上の数をもって決議することができます。
- () 受益者は、受益者総会に出席せず、書面をもって議決権を行使することができます。但し、次の要件を全て満たす場合は、受益者総会に出席した受益者が所有する受益証券の総口数の決議内容に影響を与えないように議決権を行使(以下「みなし議決権行使」という。)したものとみなします。
 - a. 受益者のもとに、資本市場法施行令第221条第6項により、投資信託約款に記載されている内容を知らせる書面、電話・電信・ファックス、電子メール、又はこれに類する電子通信の方法で、議決権行使に関する通知があったものの、議決権が行使されていないこと
 - b. みなし議決権行使の方法が投資信託約款に記載されていること
 - c. 受益者総会で議決権を行使した受益証券の総口数が、発行済受益証券の総口数の10分の1以上であること
 - d. そのほか、受益者の利益保護と受益者総会決議の公正性などのために、みなし議決権行使の結果を、金融委員会が定め告示する方法で受益者に提供すること書面をもって議決権を行使しようとする受益者は、議決権行使書面に議決権行使の内容を記載して、受益者総会日の前日までに資産運用会社(又は下記(二)(i)但書の場合は、受益者総会を招集する受託会社若しくは発行された受益証券総数の5%以上を保有する受益者)に提出しなければなりません。

（二）招集主体及び通知

- （ ） 受益者総会は、資産運用会社が招集し、資産運用会社の本店所在地又はこれに隣接した地域に招集することができます。但し、受託会社又は発行された受益証券総数の5%以上を保有する受益者が、受益者総会の目的と招集の理由を記載した書面を提出して受益者総会の招集を資産運用会社に要請する場合、資産運用会社は、1ヶ月以内に受益者総会を招集しなければなりません。
- （ ） 受益者総会を招集する場合、資産運用会社は、受益者総会日を決め、2週間前に各受益者に対して書面又は電磁的方法により通知しなければなりません。但し、その通知が受益者名簿又は実質受益者名簿上の住所に継続して3年間配達されない場合、資産運用会社は、当該受益者に受益者総会の招集を通知しないことができます。

（ホ）受益者総会の延期

投資信託を設定した資産運用会社(資本市場法第190条第3項後段により受益者総会を招集する受託会社、又は発行済受益証券総口数の100分の5以上を所有する受益者を含む。)は、資本市場法第190条第5項による受益者総会の決議が成立しない場合、その日から2週間以内に延期された受益者総会(以下「延期受益者総会」という。)を招集しなければなりません。

延期受益者総会は、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の8分の1以上の数をもって決議します。但し、資本市場法に定める受益者総会の決議事項以外であり、信託契約に定める受益者総会の決議事項については、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の10分の1以上の数をもって決議します。

受益者に対する特典、譲渡制限

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第 1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額等

(2017年12月31日現在)

資本金の額	93,430,000,000ウォン (9,352,343,000円)
発行する株式の総数	48,000,000 株
発行済株式総数	18,686,000 株

過去5年間に於いて、資本金の増減はありません。

(2) 会社の機構

3名以上の理事が、株主総会において選任されます。理事の人数に上限はありません。理事の選任は、出席した株主の議決権の過半数かつ発行済み株式総数の4分の1の賛成をもってこれを行います。理事の過半数は社外理事である必要があります。社外理事は役員候補推薦委員会の推薦を受けた者の中から選任します。

理事の任期は、選任後3年を原則としますが、事業年度終了後当該事業年度に係る定時株主総会以前に任期が満了する場合、その任期は定時株主総会まで延長されます。

本書提出日現在、資産運用会社には3名の社内理事及び4名の社外理事がいます。また、理事には該当しない副社長が1名、専務が2名、常務が7名います。

理事会は、会社の業務執行を決定し、理事の職務の執行について監督します。その決議は、理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行います。

(3) 投資運用の意思決定機構

本部内会議

原則として毎週月曜日と水曜日にパッシブ本部内の会議を開き、マーケットの状況や個別銘柄のイベント、指数変更等についての情報交換と議論を行います。

この会議では、パッシブ本部ETF運用チームが運用しているポートフォリオを調整すべきかどうかを決定します。

運用チーム・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、本部会議の議論を参考にし、各自が運用しているポートフォリオとベンチマーク指数とのトラッキング・エラーが最小限にとどまるよう、ポートフォリオ調整のための意思決定を行います。

投資判断は原則としてファンドマネージャーの専決事項ですが、ファンドの清算や運用ファンド間での資産の移動等の事項については、パッシブ本部長の決裁が必要です。

2【事業の内容及び営業の概況】

資産運用会社は、韓国において、投資信託を設定、管理及び運用することを目的とします。資産運用会社が運用を行っている投資信託は、以下の通りです。

(2017年12月31日現在)

国	種 類	ファンド本数	純資産額	
			ウォン	円
韓国	投資信託総合計	559 (174)	65,485,682,348,214 (32,465,225,908,733)	6,555,116,803,056 (3,249,769,113,464)
	株式投資信託	308 (52)	34,034,198,399,183 (7,790,760,284,621)	3,406,823,259,758 (779,855,104,491)
	単位型	19 (9)	601,810,468,345 (451,267,081,948)	60,241,227,881 (45,171,834,903)
	追加型	289 (43)	33,432,387,930,838 (7,339,493,202,673)	3,346,582,031,877 (734,683,269,588)
	公社債投資信託	251 (122)	31,451,483,949,031 (24,674,465,624,112)	3,148,293,543,298 (2,469,914,008,974)
	単位型	52 (48)	1,943,412,767,713 (1,840,966,833,507)	194,535,618,048 (184,280,780,034)
	追加型	199 (74)	29,508,071,181,318 (22,833,498,790,605)	2,953,757,925,250 (2,285,633,228,940)
	投資法人合計(諮問)	363	149,724,921,218,445	14,987,464,613,966

(注) ()内は私募投資信託分であり内書き表記しております。韓国法上、ELS専用投資ファンドは株式型として分類され、FOfs該当性は投資資産比率によって決まります。また、公社債の区分基準のうち混合型投資信託については60%以上株式に投資するものを株式型として分類し、その他は債券型として分類しています。

(注) 本資料は韓国金融投資協会に開示された資料を基準に作成したものです。

3【管理会社の経理状況】

資産運用会社の日本文の財務書類は韓国における諸法令及び一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(但し、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定の適用によるものです。

資産運用会社の原文の財務書類は、韓国において、独立監査人である三逸会計法人(Samill PricewaterhouseCoopers)の監査を受けており、別紙の通り監査報告書を受領しています。

資産運用会社の原文の財務書類はウォンで表示されています。日本文の財務書類には、2018年4月9日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売・買相場の仲値(1ウォン=0.1001円)を使用して換算された円換算額が併記されています。なお、円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

財務状態表

第 20(当)期 2017年 12月 31日 現在

第 19(前)期 2016年 12月 31日 現在

サムスン資産運用株式会社

科 目	注記	第20(当)期		第19(前)期	
		(単位:ウォン)	(単位:円)	(単位:ウォン)	(単位:円)
資 産					
・ 現金及び現金 性資産	6,30	4,887,432,312	489,231,974	13,775,238,937	1,378,901,418
・ 当期損益認 識金融資産	5,7,31	96,435,065,686	9,653,150,075	122,394,019,378	12,251,641,340
・ 売却可能金 融資産	5,8,31	78,378,493,300	7,845,687,179	72,786,193,300	7,285,897,949
・ 貸付金及び 受取債権	5,9,28,30	114,087,974,484	11,420,206,246	296,493,089,555	29,678,958,264
・ 従属企業投 資	10	156,152,831,646	15,630,898,448	91,891,088,036	9,198,297,912
・ 有形資産	11,28	3,777,579,440	378,135,702	5,021,897,257	502,691,915
・ 無形資産	12,28	12,684,539,968	1,269,722,451	13,078,890,956	1,309,196,985
・ 繰延法人税資 産	27	1,852,754,490	185,460,724	2,154,164,444	215,631,861
・ その他資産	13	1,647,123,583	164,877,071	1,757,556,372	175,931,393
資 産 合 計		469,903,794,909	47,037,369,870	619,352,138,235	61,997,149,037
負 債					
・ 預かり負債	5,14,30	64,674,890,983	6,473,956,587	245,609,341,245	24,585,495,059
・ その他金融負 債	5,15,28,30	21,436,780,929	2,145,821,771	22,042,904,902	2,206,494,781
・ 引当負債	16	299,912,777	30,021,269	295,444,650	29,574,009
・ 純確定給付負 債	17,28	76,886,607	7,696,349	450,973,868	45,142,484
・ 当期法人税負 債		10,946,018,682	1,095,696,470	12,706,358,002	1,271,906,436
・ その他負債	18	1,223,301,655	122,452,496	978,528,204	97,950,673
負 債 合 計		98,657,791,633	9,875,644,942	282,083,550,871	28,236,563,442
資 本					
・ 資本金	20	93,430,000,000	9,352,343,000	93,430,000,000	9,352,343,000
・ その他不組入 資本	20	51,087,628	5,113,872	51,087,628	5,113,872
・ その他資本構 成要素	20	(4,208,048,007)	(421,225,606)	(3,883,534,921)	(388,741,846)
・ 利益剰余金	21	281,972,963,655	28,225,493,662	247,671,034,657	24,791,870,569
資 本 合 計		371,246,003,276	37,161,724,928	337,268,587,364	33,760,585,595
負債及び資本の合計		469,903,794,909	47,037,369,870	619,352,138,235	61,997,149,037

後記『財務書類に対する注記』ご参照

(2) 【損益計算書】

包括損益計算書

第20(当)期 2017年1月1日 ～ 2017年12月31日

第19(前)期 2016年1月1日 ～ 2016年12月31日

サムスン資産運用株式会社

(()はマイナスを意味)

科 目	注記	第20(当)期		第19(前)期	
		(単位:ウォン)	(単位:円)	(単位:ウォン)	(単位:円)
・ 営業収益		161,528,708,048	16,169,023,676	178,621,656,083	17,880,027,774
1. 手数料収益	22,28	156,448,090,725	15,660,453,882	171,453,150,858	17,162,460,401
2. 有価証券評価及び処分利益	22,26	2,494,245,932	249,674,018	1,471,049,338	147,252,039
3. 利子収益	22,26	1,527,026,280	152,855,331	3,290,668,641	329,395,931
4. 外国為替取引利益	22,26	155,625,111	15,578,074	239,386,865	23,962,625
5. 配当金収益	22,26	903,720,000	90,462,372	1,509,686,701	151,119,639
6. その他収益	22,26,28	-	-	657,713,680	65,837,139
・ 営業費用		104,594,045,882	10,469,863,993	105,011,629,960	10,511,664,159
1. 手数料費用	23,28	24,835,917,454	2,486,075,337	18,989,624,194	1,900,861,382
2. 有価証券評価及び処分損失	23,26	316,468,264	31,678,473	721,270,440	72,199,171
3. 利子費用	23,26	1,015,812,841	101,682,865	2,061,196,249	206,325,745
4. 外国為替取引損失	23,26	88,762,663	8,885,143	338,911,904	33,925,082
5. 販売費	24	6,600,549,120	660,714,967	7,469,873,852	747,734,373
6. 一般管理費	24,28	71,732,067,413	7,180,379,948	75,413,959,968	7,548,937,393
7. その他費用	23,28	4,468,127	447,260	16,793,353	1,681,015
・ 営業利益		56,934,662,166	5,699,159,683	73,610,026,123	7,368,363,615
・ 営業外損失		(6,292,026,326)	(629,831,835)	250,037,650	25,028,769
1. 営業外収益	25	259,266,345	25,952,561	887,121,412	88,800,853
2. 営業外費用	25	6,551,292,671	655,784,396	637,083,762	63,772,085
・ 法人税費用差引前純利益		50,642,635,840	5,069,327,848	73,860,063,773	7,393,392,384
・ 法人税費用	27	16,340,706,842	1,635,704,755	19,856,726,993	1,987,658,372
・ 当期純利益		34,301,928,998	3,433,623,093	54,003,336,780	5,405,734,012
・ その他包括損益		(324,513,086)	(32,483,760)	(1,017,732,977)	(101,875,071)
後続的に当期損益に再分類しない項目		(318,676,486)	(31,899,516)	(511,846,059)	(51,235,791)
1. 確定給付制度の再測定要素	27	(420,417,524)	(42,083,794)	(675,258,654)	(67,593,391)
2. 当期損益に再分類しない項目の法人税	27	101,741,038	10,184,278	163,412,595	16,357,601
後続的に当期損益に再分類しうる項目		(5,836,600)	(584,244)	(505,886,918)	(50,639,280)
1. 売却可能金融資産評価損益	27	(7,700,000)	(770,770)	(667,396,991)	(66,806,439)
2. 当期損益に再分類しうる項目の法人税	27	1,863,400	186,526	161,510,073	16,167,158
・ 当期総包括利益		33,977,415,912	3,401,139,333	52,985,603,803	5,303,858,941
・ 一株当たり純利益	29				
1. 基本一株当たり純利益		1,836	184	2,890	289

後記『財務書類に対する注記』ご参照

(3) 【株主資本等変動計算書】

資本変動表

第20(当)期 2017年1月1日 ～ 2017年12月31日

第19(前)期 2016年1月1日 ～ 2016年12月31日

サムスン資産運用株式会社

(()はマイナスを意味)

科目	資本金		その他不組入資本		その他資本構成要素		利益剰余金		合計	
	(単位：ウォン)	(単位：円)	(単位：ウォン)	(単位：円)	(単位：ウォン)	(単位：円)	(単位：ウォン)	(単位：円)	(単位：ウォン)	(単位：円)
2016年1月1日(前期首)	93,430,000,000	9,352,343,000	51,087,628	5,113,872	(2,865,801,944)	(286,866,775)	193,667,697,877	19,386,136,557	284,282,983,561	28,456,726,000
総包括利益										
当期純利益	-	-	-	-	-	-	54,003,336,780	5,405,734,012	54,003,336,780	5,405,734,012
その他包括損益	-	-	-	-	(1,017,732,977)	(101,875,071)	-	-	(1,017,732,977)	(101,875,071)
確定給付制度再測定要素	-	-	-	-	(511,846,059)	(51,235,791)	-	-	(511,846,059)	(51,235,791)
売却可能金融資産評価損益	-	-	-	-	(505,886,918)	(50,639,280)	-	-	(505,886,918)	(50,639,280)
2016年12月31日(前期末)	93,430,000,000	9,352,343,000	51,087,628	5,113,872	(3,883,534,921)	(388,741,846)	247,671,034,657	24,791,870,569	337,268,587,364	33,760,585,000
2017年1月1日(当期首)	93,430,000,000	9,352,343,000	51,087,628	5,113,872	(3,883,534,921)	(388,741,846)	247,671,034,657	24,791,870,569	337,268,587,364	33,760,585,000
総包括利益										
当期純利益	-	-	-	-	-	-	34,301,928,998	3,433,623,093	34,301,928,998	3,433,623,093
その他包括損益	-	-	-	-	(324,513,086)	(32,483,760)	-	-	(324,513,086)	(32,483,760)
確定給付制度再測定要素	-	-	-	-	(318,676,486)	(31,899,516)	-	-	(318,676,486)	(31,899,516)
売却可能金融資産評価損益	-	-	-	-	(5,836,600)	(584,244)	-	-	(5,836,600)	(584,244)

2017 年12 月31 日 (当期 末)	93,430,000,000	9,352,343,000	51,087,628	5,113,872	(4,208,048,007)	(421,225,606)	281,972,963,655	28,225,493,662	371,246,003,276	37,161,724
--------------------------------------	----------------	---------------	------------	-----------	-----------------	---------------	-----------------	----------------	-----------------	------------

後記『財務書類に対する注記』ご参照

(4) 【キャッシュフロー計算書】

第20期 2017年1月1日 ～ 2017年12月31日

第19期 2016年1月1日 ～ 2016年12月31日

サムスン資産運用株式会社

(()はマイナスを意味)

科 目	注記	第20(当)期		第19(前)期	
		(単位: ウォン)	(単位: 円)	(単位: ウォン)	(単位: 円)
・営業活動によるキャッシュフロー		30,396,749,428	3,042,714,618	(5,651,503,614)	(565,715,512)
1. 営業により創出したキャッシュフロー		46,537,883,327	4,658,442,121	11,296,307,362	1,130,760,367
当期純利益		34,301,928,998	3,433,623,093	54,003,336,780	5,405,734,012
利子費用		1,015,812,841	101,682,865	2,061,196,249	206,325,745
外貨換算損失		16,672,159	1,668,883	129,103,681	12,923,278
売却可能金融資産処分損失		316,468,264	31,678,473	-	-
売却可能金融資産減損損失		-	-	384,666,700	38,505,137
従属企業投資減損損失		5,893,278,022	589,917,130	-	-
減価償却費		1,527,267,612	152,879,488	833,058,737	83,389,180
無形資産償却費		2,403,168,662	240,557,183	1,841,030,618	184,287,165
有形資産処分損失		10,426,728	1,043,715	12,706,958	1,271,966
無形資産減損損失		380,803,580	38,118,438	320,881,510	32,120,239
復旧工事費		4,468,127	447,260	16,793,353	1,681,015
退職給付		1,542,028,723	154,357,075	1,495,299,860	149,679,516
法人税費用		16,340,706,842	1,635,704,755	19,856,726,993	1,987,658,372
利子収益		(1,527,026,280)	(152,855,331)	(3,290,668,641)	(329,395,931)
外貨換算利益		(71,063,918)	(7,113,498)	(15,442,851)	(1,545,829)
配当金収益		(903,720,000)	(90,462,372)	(1,509,686,701)	(151,119,639)
当期損益認識金融資産評価利益		(1,089,117,607)	(109,020,672)	(1,109,229,509)	(111,033,874)
売却可能金融資産処分利益		(255,722,594)	(25,597,832)	(345,269,829)	(34,561,510)
従属企業投資処分利益		(215,767,302)	(21,598,307)	-	-
有形資産処分利益		(10,000,000)	(1,001,000)	(12,627,075)	(1,263,970)
無形資産処分利益		(210,652)	(21,086)	-	-
原状回復引当負債の繰入		-	-	(657,713,680)	(65,837,139)
運転資本の変動		(13,142,518,878)	(1,315,566,140)	(62,717,855,791)	(6,278,057,365)
当期損益認識金融資産の増減		(358,110,412)	(35,846,852)	(63,000,000,000)	(6,306,300,000)
貸付金及び受取債権の増減		168,441,959,715	16,861,040,167	(47,866,476,915)	(4,791,434,339)
その他資産の増減		(12,255,463)	(1,226,772)	(10,790,030)	(1,080,082)
預かり負債の増減		(180,985,343,183)	(18,116,632,853)	48,697,490,055	4,874,618,755
その他金融負債の増減		1,775,767,990	177,754,376	2,210,062,215	221,227,228
その他負債の増減		244,773,451	24,501,822	17,053,803	1,707,086
退職金の支払い		(2,249,310,976)	(225,156,029)	(2,720,878,019)	(272,359,890)
引当負債の減少		-	-	(44,316,900)	(4,436,122)
2. 利子収益の受取		1,625,680,736	162,730,642	3,643,987,898	364,763,189
3. 利子費用の支払い		(1,013,478,868)	(101,449,235)	(2,091,372,129)	(209,346,350)
4. 配当金の受取		942,696,000	94,363,870	502,500,000	50,300,250
5. 法人税の納付		(17,696,031,767)	(1,771,372,780)	(19,002,926,745)	(1,902,192,967)

科 目	注記	第20(当)期		第19(前)期	
		(単位:ウォン)	(単位:円)	(単位:ウォン)	(単位:円)
.投資活動によるキャッシュフロー		(39,267,883,894)	(3,930,715,178)	12,039,352,567	1,205,139,192
1.投資活動による現金流入		10,987,398,053	1,099,838,545	158,932,672,963	15,909,160,564
定期預金積立金の減少		10,000,000,000	1,001,000,000	111,000,000,000	11,111,100,000
貸付金の減少		709,820,761	71,053,058	827,033,360	82,786,039
保証金の減少		215,516,640	21,573,216	9,976,845,164	998,682,201
売却可能金融資産の処分		-	-	36,979,083,527	3,701,606,261
有形資産の処分		10,000,000	1,001,000	24,140,912	2,416,505
無形資産の処分		52,060,652	5,211,271	125,570,000	12,569,557
2.投資活動による現金流出		(50,255,281,947)	(5,030,553,723)	(146,893,320,396)	(14,704,021,372)
長期預金積立金の増加		-	-	(70,000,000,000)	(7,007,000,000)
貸付金の増加		(1,456,249,997)	(145,770,625)	(1,290,000,000)	(129,129,000)
保証金の増加		(251,941,724)	(25,219,367)	(4,447,478,634)	(445,192,611)
売却可能金融資産の取得		(25,600,000,000)	(2,562,560,000)	(40,003,229,079)	(4,004,323,231)
従属企業投資の取得		(10,000,000,000)	(1,001,000,000)	(23,633,137,500)	(2,365,677,064)
有形資産の取得		(360,288,506)	(36,064,879)	(4,839,962,602)	(484,480,256)
無形資産の取得		(3,565,396,254)	(356,896,165)	(2,679,512,581)	(268,219,209)
分割純現金流出		(9,021,405,466)	(903,042,687)	-	-
.財務活動によるキャッシュフロー		-	-	-	-
1.財務活動による現金流入		-	-	-	-
2.財務活動による現金流出		-	-	-	-
.現金及び現金性資産の増加(減少) (+ +)	32	(8,871,134,466)	(888,000,560)	6,387,848,953	639,423,680
.期首現金及び現金性資産		13,775,238,937	1,378,901,418	7,382,890,851	739,027,374
.外貨建現金及び現金性資産の為替レ ート変動効果		(16,672,159)	(1,668,883)	4,499,133	450,363
.期末現金及び現金性資産		4,887,432,312	489,231,974	13,775,238,937	1,378,901,418

後記『財務書類に対する注記』ご参照

財務書類に対する注記

第20期 2017年1月1日～2017年12月31日

第19期 2016年1月1日～2016年12月31日

サムスン資産運用株式会社

1. 会社の概要

サムスン資産運用株式会社(以下「資産運用会社」という。)は、証券投資信託業法に基づき1998年9月15日に設立され、投資信託運用業務、投資諮問業務、投資一任業務、投資仲介業務、投資売買業務、その他これらに付随する業務を主要事業目的としています。

同社は構造調整と経営合理化のために、同じ業種の(旧)サムスン投資信託運用株式会社を1999年12月29日(合併基準日)に1対1.106の割合で吸収合併しました。また、商号を2000年3月30日付で「サムスン生命投資信託運用株式会社」から「サムスン投資信託運用株式会社」に、2010年4月1日付で「サムスン投資信託運用株式会社」から「サムスン資産運用株式会社」に変更しました。

2017年12月末現在の資本金は934億3,000万ウォンであり、主要株主は以下の通りです。

株 主 名	保有株式数	持株比率(%)
サムスン生命保険株式会社	18,686,000	100.00

2. 重要な会計方針

次は、財務書類の作成に適用された重要な会計方針です。これらのポリシーは、別途の言及がない場合は、表示された会計期間に継続的に適用されます。

2.1 財務書類作成基準

資産運用会社の財務書類は、韓国採択国際会計基準（以下、企業会計基準）に基づき作成しています。韓国採択国際会計基準は、国際会計基準審議会（「IASB」）が発表した基準書と解釈指針のいずれかで、大韓民国が採択したものを意味します。

韓国採択国際会計基準は、財務書類作成の際、重要な会計推定の使用を許容しており、会計方針を適用するにあたり、経営陣の判断を要求しています。より複雑で高いレベルの判断が必要な部分及び重要な仮定と推定が必要な部分は、注記3で説明しています。

2.2 会計方針と開示の変更

（１）資産運用会社の適用した制定・改正基準書

資産運用会社は2017年1月1日付に開始する会計期間から次の制定・改正基準書を新規に適用しました。これにより財務書類に及ぼす有意な影響はありません。

- 企業会計基準書第1007号「キャッシュフロー計算書」の改正

財務活動から生じる負債の変動をキャッシュフローで生じる変動と非現金取引に起因する変動などに区分して開示するようにしました。

- 企業会計基準書第1012号「法人税」の改正

公正価値で測定する金融商品の公正価値が税務基準額に達しない場合は、未実現損失に対して一時差異が存在するという点を明確にしました。

- 企業会計基準書第1112号「投資企業に対する持分の開示」の改正

他の企業に対する持分が基準書第1105号に従って売却予定及び中断営業に分類されても、基準書第1112号で規定している要約財務情報を除く他の項目の開示は要求されることを明確にしました。

（２）資産運用会社が適用しない制定・改正基準書

制定または公表済であるものの、2017年1月1日以降開始する会計年度において実施日が到来せず、資産運用会社が早期に適用しない制定・改正基準書は、次の通りです。

- 企業会計基準書第1028号「関係企業と共同企業への投資」の改正

ベンチャーキャピタル投資機構、ミューチュアル・ファンド等が保有する関係企業及び共同企業に対する投資持分を持つ分法ではなく公正価値で評価する場合、それぞれの持分別に選択適用が可能であることを明確にしました。同改正は2018年1月1日以降最初に始まる会計年度から適用されるものの、早期適用が許容されます。資産運用会社は、ベンチャーキャピタル投資機構などに該当せず、上記の免除規定が適用されないため、財務書類に同改正による重要な影響はないと予想します。

- 企業会計基準書第1040号「投資不動産」の改正

不動産の投資不動産、または投資不動産における代替は用途変更の証拠が存在する場合にのみ可能であり、同基準書の段落57にてこのような状況の例であることを明確にしました。また、建設中の不動産も勘定代替規定の適用対象に含まれることを明確にしました。同改正は2018年1月1日以後最初に始まる会計年度から適用されるものの、早期適用が許容されます。資産運用会社は、同改正による財務書類への重要な影響はないと予想します。

- 企業会計基準書第1102号「株式に基づく報酬」の改正

現金決済型より株式決済型に分類を変更する際、条件変更会計処理と現金決済型株式に基づく報酬取引の公正価値測定方法が、株式決済型株式に基づく報酬取引と同じであることを明確にしました。同改正は2018年1月1日以後最初に始まる会計年度から適用されるものの、早期適用が許容されます。資産運用会社は、同改正による財務書類への重要な影響はないと予想します。

- 企業会計基準解釈書第2122号「外貨建取引および前払・前受の対価」の制定

制定された解釈書によると、関連資産、費用、収益（またはその一部）の最初認識に適用する為替レートを決定するための取引日は、対価を前払もしくは前受して、非貨幣性資産または非貨幣性負債を最初に認識する日です。また、前払もしくは前受が複数回にわたって行われる場合、対価の前払もしくは前受による取引日をそれぞれ決定します。同解釈書は2018年1月1日以後最初に始まる会計年度から適用されるものの、早期適用が許容されます。資産運用会社は、同解釈書の制定による財務書類への重要な影響はないと予想します。

- 企業会計基準書第1116号「リース」の制定

2017年5月22日に制定された企業会計基準書第1116号「リース」は、2019年1月1日以後に最初に始まる会計年度から適用されるものの、早期適用することも可能です。同基準書は現行の企業会計基準書第1017号「リース」、企業会計基準解釈書第2104号「約定にリースが含まれているかの決定」、企業会計基準解釈書第2015号「運用リース：インセンティブ」、企業会計基準解釈書第2027号「法的形式上のリースを含む取引の実質に対する評価」を代える予定です。

資産運用会社は、契約の約定時点で、契約がリースであるか、契約がリースを含んでいるかを判断して、最初の適用日にも同基準書に基づいて契約がリースであるか、リースが含まれているかを識別します。ただし、同社は最初の適用日以前の契約については、実務的簡便法を適用し、すべての契約について再度判断しない場合があります。

リース利用者及びリース提供者は、リース契約もしくはリースを含む契約において契約の各リース要素をリースではない要素（以下「非リース要素」という。）と分離してリースと会計処理する必要があります。リース利用者は原資産を使用する権利を表す使用権資産（リース資産）とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識する必要があります。ただし、短期リース（リース開始日に、リース期間が12ヶ月以下のリース）と少額資産リースの場合、同基準書の例外規定を選択することができます。また、リース利用者は実務的簡便法に基づき非リース要素をリース要素と分離せずに、各リース要素と関連非リース要素に対して一つのリース要素として会計処理する方法を原資産の類型別に選択して適用することができます。

リース利用者としての会計処理

企業会計基準書第1116号「リース」の適用方法

リース利用者は企業会計基準書第1008号「会計方針、会計上の見積りの変更 及び誤謬」に基づいて表示される各過去の報告期間に遡及適用する方法（完全遡及法）と、最初適用日に最初適用累積効果を認識するように遡及適用する方法（累積効果一括調整経過措置）のいずれかの方法で適用することができます。

リース提供者としての会計処理

企業会計基準書第1116号「リース」の適用方法及び財務的影響

資産運用会社は、リース提供者として現在のリース会計処理が企業会計基準書第1116号を適用しても有意的に変わらないため、財務書類に及ぼす影響も有意的でないと予想します。

- 企業会計基準書第1109号「金融商品」の制定

2015年9月25日に制定された企業会計基準書第1109号「金融商品」は、2018年1月1日以後に最初に始まる会計年度から適用されるものの、早期適用することも可能です。同基準書は現行の企業会計基準書第1039号「金融商品：認識と測定」を代える予定です。資産運用会社は企業会計基準書第1109号を2018年1月1日以降から始まる会計年度より適用する予定です。

新しい企業会計基準書第1109号は、遡及適用することが原則ですが、金融商品の分類及び測定、損傷の場合、比較情報の再作成を免除するなど、一部の例外条項があり、リスク回避会計の場合はオプションの時間価値会計処理などの、一部例外条項を除いては前進的に適用します。

企業会計基準書第1109号の主な特徴として、金融資産の管理のための事業モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づく金融資産の分類と測定、期待信用損失に基づいた金融商品の損傷モデル、リスクヘッジ適用条件を満たす危険回避対象項目とリスクヘッジ手段の拡大またはリスクヘッジ効果の評価方法の変更などが挙げられます。

企業会計基準書第1109号の円滑な導入のためには、一般的に財務影響分析と会計方針の樹立、会計システムの構築、システムの安定化などの準備作業が必要です。同基準書を最初に適用する会計期間の財務書類に与える影響は、同基準書に基づく会計方針の選択と判断だけでなく、該当期間に資産運用会社が保有する金融商品と経済状況等により異なる場合があります。

資産運用会社は、企業会計基準書第1109号の最初の適用による財務的影響を評価するために、2017年12月31日現在の状況及び入手可能な情報に基づいて2017年の財務書類に与える潜在的な影響を予備評価しました。同基準書を適用する場合、財務書類に与えると予想される財務的影響は次の通りです。今後の追加情報に基づいて、より具体的な財務影響を分析する予定であり、2017年12月31日現在の予備影評価結果は、今後の資産運用会社が利用できる追加情報に応じて変更されることがあります。

金融資産の分類および測定

新しい企業会計基準書第1109号を適用する場合、資産運用会社は、金融資産の管理のための事業モデルと金融資産の契約上でのキャッシュフロー特性に基づいて、次の表の通りに、金融資産を後続的に償却後原価、その他包括損益 - 公正価値、当期損益 - 公正価値で測定されるように分類し、複合契約が金融資産を主契約として含む場合には、内在派生商品と分離せず、該当する複合契約全体を基準に、金融資産を分類します。

区分		契約上のキャッシュ・フロー特性	
		元本と利息のみで構成	その他の場合
事業モデル	契約上のキャッシュフロー受取目的	償却後原価測定(*1)	当期損益-公正価値測定(*2)
	契約上のキャッシュフロー受取及び売却目的	その他包括損益 - 公正価値測定(*1)	
	売却目的、その他	当期損益-公正価値測定	

(*1) 会計不一致を除去したり、減少させるために当期損益 - 公正価値測定項目として指定することができます（取消不可）。

(*2) 短期売買目的でない持分証券の場合、その他包括損益-公正価値測定項目に指定できます(取消不可)。

企業会計基準書第1109号で金融資産を償却後原価または、その他包括損益-公正価値測定対象に分類するための要件が現行の企業会計基準書第1039号の要件より厳格であるため、企業会計基準書第1109号導入時は、当期損益 - 公正価値測定対象金融資産の割合が増加し、当期損益の変動性が拡大する場合があります。

資産運用会社は2017年12月31日現在、貸付金及び受取債権114,088百万ウォン、売却可能金融資産78,378百万ウォン、当期損益認識金融資産96,435百万ウォンを保有しています。

企業会計基準書第1109号によると、契約条件に従って、特定日に元本と元本残高に対する利息だけで構成されたキャッシュフローが発生し、契約上のキャッシュフロー受取を目的とする債務商品のみ償却後原価で測定することができます。資産運用会社は2017年12月31日現在の貸付金及び受取債権114,088百万ウォンを償却後原価として測定しています。

予備評価の結果によると企業会計基準書第1109号を2017年12月31日現在上記の金融資産に適用する場合、ほとんどの契約条件に従って特定日に元本と元本残高に対する利息だけで構成されたキャッシュフローが発生し、契約上のキャッシュフロー受取を目的とするため償却後原価で測定する項目に分類されて財務書類に重大な影響を及ぼさないと判断します。

企業会計基準書第1109号によると、契約条件に従って、特定日に元本と元本残高に対する利息だけで構成されたキャッシュフローが発生し、契約上のキャッシュフロー受取及び売却を目的とする債務商品をその他包括損益 - 公正価値で測定します。

企業会計基準書第1109号によると、短期売買目的で保有しない持分商品は、最初の認識時点でその他包括損益 - 公正価値測定項目として指定する取消不可の選択をすることができ、当該包括損益は、後続的に当期損益に再循環（recycling）されません。資産運用会社の2017年12月31日現在、売却可能金融資産として分類された持分商品は78,378百万ウォンで、2017会計年度における売却可能持分商品関連の未実現評価損益353百万ウォンが当期損益に再循環されました。

予備評価の結果によると資産運用会社は売却可能持分商品の殆どを占める集合投資機構の投資商品を当期損益 - 公正価値測定項目として分類する計画を持っています。資産運用会社は2017年12月31日現在、売却可能持分商品として集合投資機構に75,215百万ウォンを保有しています。その他の残り売却可能持分商品は、長期投資目的の持分商品でその他包括損益 - 公正価値測定項目に指定する計画であり、企業会計基準書第1109号を適用しても、該当金融資産が財務書類に重大な影響を及ぼさないと判断します。

企業会計基準書第1109号によると、契約条件に基づくキャッシュフローが元本と元本残高に対する利息のみで構成されていないか、または売買が主な目的である債務商品とその他包括損益公正価値測定項目に指定していない持分商品は、当期損益 - 公正価値で測定します。資産運用会社は2017年12月31日現在の当期損益認識金融資産に分類された持分商品を96,435百万ウォンを保持しています。

予備評価の結果によると企業会計基準書第1109号を2017年12月31日現在、当期損益認識金融資産に適用する場合、主に当期損益 - 公正価値測定項目に分類されて該当金融資産が財務書類に及ぼす影響は殆どないと判断します。

金融負債の分類及び測定

新しい企業会計基準書第1109号によると、当期損益 - 公正価値測定項目に指定した金融負債の公正価値変動のうち該当金融負債の信用リスク変動に伴う部分は当期損益ではなくその他包括損益と表示して、同その他包括損益は後続的に当期損益に再循環されません。ただし、金融負債の信用リスクの変動に伴う公正価値の変動をその他包括損益として認識し、会計不一致の発生、あるいは拡大する場合は、該当公正価値の変動を当期損益として認識します。

現行の企業会計基準書第1039号においてすべて当期損益として認識した当期損益 - 公正価値測定項目と指定した金融負債の公正価値の変動の一部がその他包括損益として表示されるため、金融負債の評価に関する当期損益が減少する場合があります。

減損：金融資産と契約資産

現行の企業会計基準書第1039号では、発生損失モデル（incurred loss model）に基づいて、減損発生の客観的証拠のある場合にのみ、減損を認識しますが、新しい企業会計基準書第1109号では、償却後原価またはその他包括損益 - 公正価値として測定する債務商品、リース債券、契約資産、貸出約定、金融保証契約についての期待信用損失モデル（expected credit loss impairment model）に従って減損を認識します。

企業会計基準書第1109号では、金融資産の最初認識後の信用リスクの増加程度によって、次の表の通りに3段階に区分して、12ヶ月の期待信用損失及び全期間期待信用損失に相当する金額で損失引当金を測定するようになっているため、現行の企業会計基準書第1039号の発生損失モデルに比べて信用損失を早期に認識することができます。

区分(*1)		損失引当金
Stage 1	最初認識後の信用リスクが有意的に増加しない場合(*2)	12ヶ月の期待信用損失：報告期間末以降、12カ月以内に発生可能な金融商品の債務不履行事件による期待信用損失
Stage 2	最初認識後の信用リスクが有意的に増加した場合	全期間の期待信用損失： 期待存続期間に発生可能なすべての債務不履行事件による期待信用損失
Stage 3	信用が減損された場合	

(*1) 企業会計基準書第1115号「顧客との契約から生じる収益」の適用範囲に含まれる取引で生じる売上債権または契約資産の場合、有意的な金融要素がない場合は全期間の期待信用損失に相当する金額で損失引当金を測定しなければならず、有意な金融要素がある場合は全期間における期待信用損失に相当する金額で損失引当金を測定することを会計方針として選択可能です。リース債権も全期間における期待信用損失に相当する金額で損失引当金を測定することを会計方針として選択可能です。

(*2) 報告期間末の信用リスクが低い場合には、信用リスクが有意的に増加してないとみなすことができます。

企業会計基準書第1109号では、最初認識の時点で信用が減損した金融資産は最初認識の後に全期間における期待信用損失の累積変動分のみを損失引当金として計上します。

資産運用会社は2017年12月31日現在の償却後原価として測定する債務商品114,088百万ウォン（貸付金及び受取債権114,088百万ウォン）を保有しており、これらの資産に対して損失引当金438百万ウォンを設定しています。

リスク回避会計

新しい企業会計基準書第1109号では現行の企業会計基準書第1039号で定めたリスク回避会計のシステム（mechanics of hedge accounting：公正価値リスク回避、キャッシュフローのリスク回避、海外事業場純投資リスク回避）を維持しますが、複雑で規定中心的な企業会計基準書第1039号のリスク回避会計の要求事項を企業のリスク管理活動に重点を置いた原則中心的な方式に変更しました。リスク回避対象項目とリスク回避手段を拡大すると共に、高いリスク回避効果の有無についての評価及び計量的な判断基準（80～125％）をなくすなどのリスク回避会計適用要件を緩和しました。

企業会計基準書第1109号のリスク回避会計を適用する場合、現行の企業会計基準書第1039号のリスク回避会計適用要件を満たせない一部の取引に対してもリスク回避会計を適用することができ当期損益の変動性が縮小される場合があります。

リスク回避会計についての経過規定によると、企業会計基準書第1109号を最初に適用する際に、現行の企業会計基準書第1039号のリスク回避会計関連規定を継続して適用することを会計方針として選択することができます。

- 企業会計基準書第1115号 「顧客との契約から生じる収益」

2015年11月6日に制定された企業会計基準書第1115号「顧客との契約から生じる収益」は、2018年1月1日以後最初に開始する会計年度から適用されるものの、早期適用する場合があります。同基準書は、現行の企業会計基準書第1018号「収益」、第1011号「建設契約」、業会計基準解釈書第2031号「収益：広告役務の交換取引」、第2113号「顧客忠誠制度」、第2115号「不動産の建設契約」、第2118号「顧客からの資産移転」を代える予定です。資産運用会社は、企業会計基準書第1115号を2018年1月1日以降始まる会計年度から適用するものの、最初の適用累積効果を最初適用日である2018年1月1日の利益剰余金として認識する方法で適用する予定です。

現行の企業会計基準書第1018号などでは財貨の販売、役務の提供、利子収益、ロイヤルティ収益、配当収入、建設契約のような取引類型別に収益認識基準を提示しますが、新しい企業会計基準書第1115号による全類型の契約に5段階収益認識モデル（顧客との契約識別 → 遂行義務識別 → 取引価格算定 → 取引価格を遂行義務に配分 → 遂行義務を履行する際の収益認識）を適用し、収益を認識します。

資産運用会社は2017年12月31日現在の状況及び入手可能な情報に基づいて企業会計基準書第1115号の適用時に2017年の財務書類に与える潜在的な影響を予備評価して、財務書類に及ぼす有意な影響はないと予想しています。

2017年12月31日基準予備影響評価の結果は、今後資産運用会社が利用できる追加情報等に応じて変更される場合があります。

2.3 関係・従属企業投資

資産運用会社は、従属企業と関係企業に対する投資を企業会計基準書第1027号に基づき原価法で処理しています。

2.4 外貨換算

（１）機能通貨と表示通貨

資産運用会社は財務書類に含まれる項目をそれぞれの営業活動が行われる主な経済環境での通貨（「機能通貨」）に適用して測定しています。資産運用会社の機能通貨は大韓民国ウォンであり、財務書類は大韓民国ウォンで表示されています。

（２）外貨取引と報告期間末の換算

外貨取引は、取引日の為替レートまたは再測定される項目である場合、評価日の為替レートを適用した機能通貨と認識されます。外貨取引の決済や貨幣性外貨資産・負債の換算から発生する外国為替差は当期損益として認識されます。

非貨幣性金融資産・負債から発生する外国為替差は公正価値変動損益の一部とみなし当期損益認識持分商品から発生する外国為替差は当期損益として、売却可能持分商品の外国為替差はその他包括損益に含まれ認識されます。

2.5 金融資産

（１）分類と測定

資産運用会社は、金融資産を当期損益認識金融資産、売却可能金融資産、貸付金及び受取債権、満期保有金融資産のカテゴリに分類しており、金融資産の定型化した売買取引は、売買日に認識します。

金融資産は、最初認識時に公正価値で測定して、取引原価は、当期損益認識金融資産を除いた金融資産は公正価値に加算して、当期損益認識金融資産の場合には当期費用として処理されます。最初認識以後、売却可能金融資産と当期損益認識金融資産は、後続的に公正価値で測定され、貸付金および受取債権と満期保有金融資産は実効利子率法を適用して償却後原価として測定されます。

当期損益認識金融資産の公正価値の変動は、当期損益として認識され、売却可能金融資産の公正価値変動はその他包括損益に計上されて、これを処分したり、減損を認識する時に資本から当期損益に再分類されます。

（２）減損

資産運用会社は、金融資産または金融資産集合の減損発生に対する客観的な証拠があるかを各報告期間末に評価し、その結果、減損されたという客観的な証拠があると共に減損が信頼性をもって推定できる金融資産の推定将来のキャッシュフローに影響を及ぼした場合には、減損損失を認識しています。

貸付金及び受取債権の減損は貸倒引当金勘定で差引表示され、その他金融資産は、帳簿価額から直接差引されます。資産運用会社は、金融資産をもはや回収できないと判断した際には、該当金融資産を除却しています。

資産運用会社の金融資産が減損されたという客観的な証拠には、金融資産の発行者や支給義務者の有意な財務的困難、利払いまたは元金返済の不履行や延滞などが含まれます。また、売却可能持分商品の公正価値が原価より大幅な下落するか、継続的に下落する場合は減損の客観的証拠に該当するものと判断します。

（３）除去

資産運用会社が金融資産を譲渡した場合でも、債務者の債務不履行時の訴求権などにより譲渡した金融資産の所有に伴うリスクと報酬の大部分を会社が保有している場合は、これを除去せずに、その譲渡資産全体を継続して認識するものの、受取した対価を金融負債として認識します。該当金融負債は貸借対照表に「借入金」として分類しています。

（４）金融商品の相殺

金融資産と負債は、認識した資産と負債に対して現在法的に執行可能な相殺権利を保有しており、純額で決済するか、資産を実現すると同時に、負債を決済する意図を持っている時に、相殺して貸借対照表に純額で表示します。法的に執行可能な相殺権利は将来の出来事に左右されず、正常な事業過程の場合と債務不履行の場合及び支払不能や破産の場合にも、執行可能であることを意味します。

2.6 派生商品

派生商品は、派生商品契約の締結時に公正価値で初認識され、以来、公正価値で再測定されます。リスクヘッジの適用要件を満たしていない派生商品の公正価値の変動は、取引の性質に応じて、「金融商品の評価と処分損益」に損益計算書に認識されます。

2.7 有形資産

有形資産は、原価から減価償却累計額と減損損失累計額を控除して表示されます。歴史的原価は資産の取得に直接的に関連されている支出を含みます。

土地を除く資産は取得原価で残存価値を除き、次の推定経済耐用年数にわたって定額法で償却されます。

科目	推定耐用年数
車両運搬具	4年
電算備品	4年
備品	4年
賃借建物施設	4年

有形資産の減価償却方法、残存価値及び耐用年数は毎報告期間終了日に見直しており、必要な場合、推定の変更として処理します。

2.8 無形資産

無形資産は、歴史的原価で当初認識され、原価から償却累計額と減損損失累計額を控除した金額で表示されます。

内部的に創出した無形資産であるソフトウェア開発費は、技術的な実現可能性、将来の経済的便益などを含む資産の認識要件が満たされた時点以降に発生した支出額の合計です。会員券は、利用可能期間に対して予測可能な制限がないため、耐用年数が限定されず、償却されません。限られた耐用年数を持つ次の無形資産は、耐用年数の間に定額法で償却されます。

科目	推定耐用年数
ソフトウェア	5年
開発費	5年
商標権	5年
特許権	5年

2.9 非金融資産の減損

耐用年数に限定のない無形資産に対しては毎年、償却対象資産に対しては減損の兆しがある場合に減損検査を行います。減損損失は、回収可能額（使用価値又は処分付帯原価を差し引いた公正価値のいずれか高い金額）を超える帳簿額だけ認識され、のれん以外の非金融資産の減損損失は、毎報告期間末に戻入する可能性が検討されます。

2.10 金融負債

(1)分類および測定

資産運用会社の当期損益認識金融負債は、短期売買目的の金融商品です。主に、短期間で再買入する目的で負担する金融負債は、短期売買金融負債に分類されます。また、リスクヘッジの手段に指定されていない派生商品や金融商品から分離された内在派生商品も短期売買金融負債に分類されます。

当期損益認識金融負債、金融保証契約、金融資産の譲渡が除去条件を満たしていなかった場合に発生する金融負債を除くすべての非派生金融負債は償却後原価で測定する金融負債に分類されており、財務書類上「預かり負債」および「その他金融負債」などに表示されます。

特定日に義務的に返済しなければなら優先株は負債に分類されます。これらの優先株の実効金利法による支払利息は、他の金融負債で認識された利息とともに損益計算書上の「利息」として認識されます。

(2) 除去

金融負債は、契約上の義務が履行、取消、または有効期限が切れて消滅したり、既存の金融負債の条件が実質的に変更された場合には財務書類から除去されます。

2.11 引当負債

引当負債は義務を履行するために予想される支出額の現在価値で測定され、時間の経過による引当負債の増加は、利息として認識されます。

2.12 当期法人税と繰延法人税

法人税費用は当期法人税と繰延法人税で構成されています。法人税は、その他包括損益や資本に直接認識された項目に関連する金額はその項目で直接認識し、これを除いては、当期損益として認識されます。

法人税費用は報告期間末現在、制定又は実質的に制定された税率及び税法に基づいて計算されています。

経営陣は、適用可能な税法規定が解釈により異なることができる状況について会社が税務申告時に適用した税務政策について定期的に評価しています。会社は税務当局に納付すると予想される金額に基づいて、当期法人税費用を認識します。

繰延法人税は、資産と負債の帳簿金額と税務基準額との差異である一時的差異について帳簿金額を回収したり、決済する時の予想法人税効果として認識されます。ただし、事業結合以外の取引で資産・負債を最初に認識したときに発生する繰延法人税資産と負債は、その取引の会計利益や課税所得に影響を与えない場合は認識されません。

繰延法人税資産は、差引くべき一時的差異が用いられる将来の課税所得の発生可能性が高い場合に認識されます。

従属企業、関係企業および共同企業投資持分に関する加算すべき一時的差異について消滅時点を制御することができる場合、そして予測可能な将来に一時差異が消滅しない可能性が高い場合を除いて、繰延法人税負債を認識しています。また、このような資産から発生する差引くべき一時差異について、一時差異が予測可能な将来に消滅する可能性が高く、一時差異が使用できる課税所得が発生する可能性が高い場合にのみ、繰延法人税資産を認識しています。

繰延法人税資産・負債は、法的に当期税金資産と当期税金負債を相殺することができる権利を会社が保有しており、同時に繰延法人税資産と負債は、同じ課税当局によって課される法人税と関連していて純額で決済する意図がある場合に相殺されます。

2.13 従業員給付

(1)退職給付

会社の退職年金制度は、確定拠出制度と確定給付制度で区分されます。

確定拠出制度は、会社が固定された拠出金を別途基金に支払う退職年金制度であり、拠出金は従業員が勤務役務を提供した時の費用として認識されます。

確定給付制度は確定拠出制度を除くすべての退職年金制度です。一般的に、確定給付制度は、年齢、勤続年数や給与水準などの要素によって、従業員が退職する時に支給される退職年金給付の額が確定されます。確定給付制度に関連して貸借対照表に計上された負債は報告期間末現在、確定給付債務の現在価値で社外積立資産の公正価値を差し引いた金額です。確定給付債務は、毎年独立したアクチュアリーにより予測単位積立方式に基づいて算定され、確定給付債務の現在価値は、その支給時点と満期が類似する優良社債の金利で期待将来現金流出を割引して算定されます。一方、純確定給付負債と関連する再測定要素は、その他包括損益として認識されます。

制度改正、縮小または精算が発生する場合には、過去の勤務原価または精算による損益は、当期損益として認識されません。

2.14 収益認識

収入は会社の通常の活動で発生する財貨の販売及び役務の提供について受けたり、受ける代価の公正価値で構成されています。収益は、付加価値税、返品、リベートおよび割引額を差し引いた純額で表示しています。

収益金額を信頼性をもって測定でき、将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、次で説明している会社の活動別特定要件を満す場合に、収益を認識しています。会社の推定は、顧客の類型、取引の種類及び個々の取引条件などの過去の資料を基にしています。

(1) 役務の提供

資産運用会社は、資本市場と金融投資業に関する法律及び金融投資業規則に従い、投資信託財産の設定依頼及び指示を行う投資信託財産運用業務を行い、同業務について事前に定める投資信託規約に基づいて運用報酬を計上しています。

上記の運用報酬は、各契約期間中の投資信託財産の純資産額に投資信託規約上の運用報酬率を乗じた金額で、設定日から決算日までの資産運用会社該当分の運用報酬を営業収益(投資信託運用報酬)として認識し、期間が経過したものの報酬支払日を迎えていない分の投資信託運用報酬は未収収益として計上しています。

また、資産運用会社は資本市場と金融投資業に関する法律及び金融投資業規則に従い、投資諮問契約を締結し、同契約に基づく投資諮問サービスについて、契約資産又は純資産額に契約した報酬率を乗じた金額を諮問報酬として計上しています。資産運用会社は報酬を契約期間分につき営業収益(資産管理手数料)として認識しており、期間が経過したものの未収の報酬については未収収益として計上しています。

2.15 リース

リースは、リース提供者が資産の使用権を一定期間リース利用者に移転して、リース利用者は、その対価として使用料をリース提供者に支給する契約です。リース資産の所有に伴うリスクと報酬の大部分がリース利用者である会社に移転されていないリースは運用リースに分類され、リース支払額は、リース期間中に定額基準で費用として認識されます

リース資産の所有に伴うリスクと報酬の大部分がリース利用者である会社に移転されるリースは、金融リースに分類され、リース資産の公正価値と最低リース料の現在価値のいずれか小さい金額がリース期間の開始日に、それぞれリース資産とリース負債として計上されます。

会社がリース提供者である場合、リース約定日にリース資産の所有に伴うリスクと報酬の大部分を移転するリースは、金融リースに分類され、金融リース以外のすべてのリースは、運用リースとして分類されます。
運用リースから発生するリース料収益はリース期間にわたって定額基準で認識され、運用リースの交渉及び契約の段階で発生したリース開設直接原価はリース資産の帳簿価額に加算した後、リース料収益に対応してリース期間中の費用として認識されます。

2.16 営業部門

営業部門別情報は、最高営業意思決定者に内部的に報告される方式に基づいて開示されます。最高営業意思決定者は、営業部門に配られる資源と営業部門の成果を評価する責任があり、資産運用会社は戦略的な意思決定を行う取締役会を最高意思決定者と見ています。

2.17 財務書類の承認

資産運用会社の財務書類は、2018年1月30日に取締役会で承認され、定期株主総会で修正承認されることがあります。

3. 重要な会計推定と仮定

会社は、将来に対して推定と仮定しています。推定および仮定は継続的に評価され、過去の経験と現在の状況に照らして合理的に予測可能な将来の出来事を考慮して行われます。このような会計推定は、実際の結果とは異なる場合があります。次の会計年度に資産と負債帳簿価額の調整に影響を与えることができる有意的なリスクに対する推定および仮定は、以下のとおりです。

(1)法人税

資産運用会社は、「企業所得還流税制」により2015年から3年間、当期課税所得の一定量を投資、賃金の増加、配当等を使用しない時税法で定める方法により算定された法人税を追加で負担します。したがって、同期間の当期法人税と繰延法人税を測定する際に還流税制による税効果を反映しなければならず、これにより、会社が3年間負担する法人税は、各年度の投資、賃金の増加、配当などの水準により変わるので、最終的な税効果を算定するには、不確実性が存在します。

(2)金融商品の公正価値

活発な市場で取引されない金融商品の公正価値は、原則的に評価技法を使用して決定されます。資産運用会社は、報告期間末現在、重要な市場の状況に基づいて、様々な評価技法の選択や仮定に対する判断をしています。（注記31を参照）

(3)純確定給付負債

純確定給付債務の現在価値は、保険数理方式により決定される様々な要素、特に割引率の変動に影響を受けます。（注記17を参照）

4. 投資信託財産の概要

報告期間終了日現在、資産運用会社が管理している投資信託財産の内容は次の通りです。

（単位：千ウォン）

区 分			当期末(2017年12月末)		前期末(2016年12月末)	
			総設定元本	純資産価額	総設定元本	純資産価額
投資信託	証券	株式	14,165,371,262	14,448,455,442	10,398,146,188	9,880,993,785
		混合株式	185,342,008	215,531,418	195,456,897	211,073,430
		混合債券	988,968,142	1,057,985,030	1,001,985,803	1,002,910,148
		債券	7,991,514,105	7,988,049,559	8,932,563,168	8,927,193,030
		小計	23,331,195,517	23,710,021,449	20,528,152,056	20,022,170,393
	短期金融(MMF)		6,226,170,815	6,255,264,341	8,143,551,688	8,184,613,120
	派生商品		12,007,271,916	12,010,708,549	9,909,873,709	9,647,425,945
	不動産		21,052,280	18,519,075	24,334,078	22,655,473
	再間接		21,206,192,307	21,642,374,439	20,981,952,436	21,161,761,221
	特別資産		1,846,106,317	1,851,632,819	943,215,913	950,382,968
投資一任資産			151,154,939,412	153,258,499,181	146,173,534,264	150,720,582,741
合計			215,792,928,564	218,747,019,853	206,704,614,144	210,709,591,861

5. カテゴリー別金融商品

(1) 報告期間終了日現在のカテゴリー別金融資産の内訳は次の通りです。

当期末(2017年12月末)

(単位：千ウォン)

区 分	当期損益認識 金融資産	貸付金及び 受取債権	売却可能 金融資産	合 計
当期損益認識金融資産	96,435,066	-	-	96,435,066
売却可能金融資産	-	-	78,378,493	78,378,493
預置金	-	64,672,552	-	64,672,552
貸付金	-	4,749,038	-	4,749,038
未収収益	-	39,442,140	-	39,442,140
未収金	-	532,320	-	532,320
保証金	-	4,691,924	-	4,691,924
合 計	96,435,066	114,087,974	78,378,493	288,901,533

前期末(2016年12月末)

(単位：千ウォン)

区 分	当期損益認識 金融資産	貸付金及び 受取債権	売却可能 金融資産	合 計
当期損益認識金融資産	122,394,019	-	-	122,394,019
売却可能金融資産	-	-	72,786,193	72,786,193
預置金	-	255,589,990	-	255,589,990
貸付金	-	4,335,634	-	4,335,634
未収収益	-	31,316,279	-	31,316,279
未収金	-	390,260	-	390,260
保証金	-	4,860,927	-	4,860,927
合 計	122,394,019	296,493,090	72,786,193	491,673,302

(2) 報告期間終了日現在のカテゴリー別金融負債の内訳は次の通りです。

当期末(2017年12月末)

(単位：千ウォン)

区 分	償却後原価測定 金融負債
預かり負債	64,674,891
未払金	76,903
未払費用	21,359,878
合 計	86,111,672

前期末(2016年12月末)

(単位：千ウォン)

区 分	償却後原価測定 金融負債
預かり負債	245,609,341
未払金	147,525
未払費用	21,895,380
合 計	267,652,246

(3) 報告期間終了日現在の金融資産の満期分析は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当 期 末 (2017年12月末)			前 期 末 (2016年12月末)		
	1年未満	1年以上	合 計	1年未満	1年以上	合 計
当期損益認識金融資産	96,435,066	-	96,435,066	122,394,019	-	122,394,019
売却可能金融資産	-	78,378,493	78,378,493	-	72,786,193	72,786,193
預置金	64,672,552	-	64,672,552	255,589,990	-	255,589,990
貸付金	3,174,000	1,575,038	4,749,038	2,846,448	1,489,186	4,335,634
未収収益	39,442,140	-	39,442,140	31,316,279	-	31,316,279
未収金	532,320	-	532,320	390,260	-	390,260
保証金	4,691,924	-	4,691,924	869,271	3,991,656	4,860,927
合 計	208,948,002	79,953,531	288,901,533	413,406,267	78,267,035	491,673,302

6. 現金及び現金性資産

報告期間終了日現在の現金及び現金性資産の内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当 期 末 (2017年12月末)		前 期 末 (2016年12月末)
	金融機関	帳簿金額	帳簿金額
現 金	-	3,497	2,072
当座預金	韓国銀行	35,482	25,013
外貨預金	ウリィ銀行	2,061,254	1,994,739
MMDA	国民銀行他	2,787,199	11,753,415
合 計		4,887,432	13,775,239

7. 当期損益認識金融資産

報告期間終了日現在の当期損益認識金融資産の内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当期末 (2017年12月末)	前期末 (2016年12月末)
短期売買目的金融資産		
投資信託証券	96,435,066	122,394,019

8. 売却可能金融資産

報告期間終了日現在の売却可能金融資産の内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当期末 (2017年12月末)	前期末 (2016年12月末)
持分証券		
出資金(*)	3,163,833	3,163,833
投資信託証券	75,214,660	69,622,360
合 計	78,378,493	72,786,193

(*)公正価額を信頼性のある方法で測定できないため取得原価で評価しており、前期中に減損損失385百万ウォンを認識しました。

9. 貸付金及び受取債権

(1) 報告期間終了日現在の貸付金及び受取債権の内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当 期 末 (2017年12月末)	前 期 末 (2016年12月末)
預置金	64,672,552	255,589,990
貸付金	4,791,960	4,378,556
貸倒引当金	(42,922)	(42,922)
(純額)：貸付金	4,749,038	4,335,634
未収収益	39,442,140	31,316,279
未収金	927,172	785,112
貸倒引当金	(394,852)	(394,852)
(純額)：未収金	532,320	390,260
保証金	4,731,970	4,947,479
現在価値割引差金	(40,046)	(86,552)
(純額)：保証金	4,691,924	4,860,927
合 計	114,087,974	296,493,090

(2) 当期と前期の貸付金と受取債権の貸倒引当金の変動内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当 期		前 期	
	貸付金	未収金	貸付金	未収金
期 首	42,922	394,852	42,922	394,852
減損損失	-	-	-	-
期 末	42,922	394,852	42,922	394,852

(3) 報告期間終了日現在の預置金の内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	金融機関	利子率(%)	当期末 (2017年12月末)	前期末 (2016年12月末)	使用制限内容
投資者預託金別途預置金	韓国証券金融	1.47	64,672,552	245,589,990	資本市場と金融投資業に関する法律第74条により韓国証券金融に預置
定期預金積立金	新韓銀行他	1.65	-	10,000,000	
合 計			64,672,552	255,589,990	

10. 従属企業

(1) 報告期間終了日現在の従属企業の詳細内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

従属企業名	主要営業活動	所在地	資産運用会社が所有する 持株比率と議決権比率(%)		帳簿金額	
			当期末	前期末	当期末	前期末
Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd. (*1)	信託運用業務	香港	100.00	100.00	9,956,515	15,849,793
Samsung Asset Management (New York), Inc.	信託運用業務	米国	100.00	100.00	19,708,780	19,708,780
Samsung Asset Management (London), Ltd.	信託運用業務	英国	100.00	100.00	26,819,495	26,819,495
Samsung Private Equity Manager I Co., Ltd. (A Cayman Islands Exempted Company)	信託運用業務	ケイマン	100.00	100.00	5,974,985	5,974,985
Samsung Triple Alpha Asia Feeder Fund Limited (A Cayman Islands Exempted Company) (*2)	受益証券運用	ケイマン	49.59	49.59	10,514,817	10,514,817
サムスンアクティブ資産運用株式会社 (*3)	信託運用業務	大韓民国	100.00	-	30,000,000	-
サムスンヘッジ資産運用株式会社 (*3)	信託運用業務	大韓民国	100.00	-	10,000,000	-
サムスングローバルオールアセット証券H	受益証券運用	大韓民国	100.00	40.33	1,023,218	1,023,218
サムスンソリューションのグローバルアル ファ証券者投資信託H (*2)	受益証券運用	大韓民国	24.62	22.31	15,471,490	10,000,000
サムスンロスチャイルドヨーロッパ転換社 債証券者の投資信託	受益証券運用	大韓民国	80.38	100.00	2,000,000	2,000,000
サムスンHクラブトータルリターン専門私 募投資信託 (*2)	受益証券運用	大韓民国	33.83	-	14,683,532	-
サムスンHクラブニュートラルアルファ専 門投資信託 (*2)	受益証券運用	大韓民国	49.56	-	10,000,000	-
合 計					156,152,832	91,891,088

(*1) 当期中の減損損失5,893百万ウォンを認識しました。

(*2) 持分率は50%以下であるものの、変動利益へのエクスポージャーと、その他が持つ権利を考慮して、資産運用会社が事実上同ファンドを支配していると判断します。

(*3) 当期中に物的分割で設立しました。

(2) 当期と前期の従属企業投資の変動内訳は次の通りです。

当期(2017年12月期)

(単位:千ウォン)

従属企業名	期 首	取 得	減損損失	物的分割	振替	期 末
Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	15,849,793	-	(5,893,278)	-	-	9,956,515
Samsung Asset Management (New York), Inc.	19,708,780	-	-	-	-	19,708,780
Samsung Asset Management (London), Ltd.	26,819,495	-	-	-	-	26,819,495
Samsung Private Equity Manager I Co., Ltd. (A Cayman Islands Exempted Company)	5,974,985	-	-	-	-	5,974,985
Samsung Triple Alpha Asia Feeder Fund Limited (A Cayman Islands Exempted Company)	10,514,817	-	-	-	-	10,514,817
サムスンアクティブ資産運用株式会社	-	-	-	30,000,000	-	30,000,000
サムスンヘッジ資産運用株式会社	-	-	-	10,000,000	-	10,000,000
サムスングローバルオールアセット証券H	1,023,218	-	-	-	-	1,023,218
サムスンソリューションのグローバルアルファ 証券者投資信託H	10,000,000	-	-	-	5,471,490	15,471,490
サムスンロスチャイルドヨーロッパ転換社債証 券者の投資信託	2,000,000	-	-	-	-	2,000,000
サムスンHクラブトータルリターン専門私募投資 信託	-	-	-	-	14,683,532	14,683,532
サムスンHクラブニュートラルアルファ専門投資 信託	-	10,000,000	-	-	-	10,000,000
合 計	91,891,088	10,000,000	(5,893,278)	40,000,000	20,155,022	156,152,832

前期(2016年12月期)

(単位:千ウォン)

従属企業名	期 首	取 得	期 末
Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	4,216,655	11,633,138	15,849,793
Samsung Asset Management (New York), Inc.	19,708,780	-	19,708,780
Samsung Asset Management (London), Ltd.	26,819,495	-	26,819,495
Samsung Private Equity Manager I Co., Ltd. (A Cayman Islands Exempted Company)	5,974,985	-	5,974,985
Samsung Triple Alpha Asia Feeder Fund Limited (A Cayman Islands Exempted Company)	10,514,817	-	10,514,817
サムスングローバルオールアセット証券H	1,023,218	-	1,023,218
サムスンソリューションのグローバルアルファ証券 者投資信託H	-	10,000,000	10,000,000
サムスンロスチャイルドヨーロッパ転換社債証券 者の投資信託	-	2,000,000	2,000,000
合 計	68,257,950	23,633,138	91,891,088

(3) 従属企業投資の減損

当期中の従属企業投資に対する減損チェックが行われており、回収可能価額の測定するための将来のキャッシュフローは、資産運用会社の過去の営業実績と将来の事業計画に基づき、今後5年間の値を推定し、以後のキャッシュフローは、0%の永久成長率を適用して推定しました。回収可能価額を推定するための割引率は、従属企業の特有なリスクを反映し調整した加重平均資本費用である11.88%にて推定しました。

11. 有形資産

(1) 報告期間終了日現在の有形資産の内訳は次の通りです。

当期末(2017年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	車輛運搬具	電算備品	備 品	賃借建物施設	原状回復引当 負債関連資産	合 計
取得原価	230,943	3,114,308	1,308,673	4,055,616	293,236	9,002,776
減価償却累計額	(230,943)	(2,640,509)	(911,602)	(1,332,179)	(109,964)	(5,225,197)
純帳簿金額	-	473,799	397,071	2,723,437	183,272	3,777,579

前期末(2016年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	車輛運搬具	電算備品	備 品	賃借建物施設	原状回復引当 負債関連資産	合 計
取得原価	297,836	3,130,724	2,434,087	4,010,031	293,236	10,165,914
減価償却累計額	(297,836)	(2,606,020)	(1,884,274)	(319,232)	(36,655)	(5,144,017)
純帳簿金額	-	524,704	549,813	3,690,799	256,581	5,021,897

(2) 当期と前期の有形資産の増減内訳は次の通りです。

当期(2017年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	電算備品	備 品	賃借建物施設	原状回復引当 負債関連資産	合 計
期首	524,704	549,813	3,690,799	256,581	5,021,897
分割	(24,993)	(43,859)	-	-	(68,852)
取得	255,082	61,562	45,585	-	362,229
処分	-	(10,427)	-	-	(10,427)
償却	(280,994)	(160,018)	(1,012,947)	(73,309)	(1,527,268)
当末	473,799	397,071	2,723,437	183,272	3,777,579

前期(2016年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	車輛運搬具	電算備品	備 品	賃借建物施設	原状回復引当 負債関連資産	合 計
期首	12,863	587,809	99,559	45,747	-	745,978
取得	-	291,391	538,541	4,010,031	293,236	5,133,199
処分	-	(6,552)	(5,221)	(12,448)	-	(24,221)
償却	(12,863)	(347,944)	(83,066)	(352,531)	(36,655)	(833,059)
期末	-	524,704	549,813	3,690,799	256,581	5,021,897

(3) 資産運用会社は電算備品等について付保金額9,540,726千ウォンのPACKAGE保険(火災・財産総合・一般賠償)に加入しており、その他にも車輛について自動車総合保険、役員について役員賠償責任保険等に加入しています。

12. 無形資産

(1) 報告期間終了日現在の無形資産の内訳は次の通りです。

当期末(2017年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	会員権	その他無形資産(*)	建設中の資産	合 計
取得価額	9,826,313	19,114,291	471,765	29,412,369
減損損失累計額	(4,918,846)	-	-	(4,918,846)
償却累計額	-	(11,808,983)	-	(11,808,983)
純帳簿金額	4,907,467	7,305,308	471,765	12,684,540

(*) 当期末現在、ホームページの構築に関連する開発費1,830百万ウォン及び実績分析システムの構築に関連する開発費1,080百万ウォンが含まれており、該当開発費の未償却の残余耐用年数は、4.1年及び2.4年です。

前期末(2016年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	会員権	その他無形資産	建設中の資産	合 計
取得価額	10,950,238	14,595,136	1,477,374	27,022,748
減損損失累計額	(4,538,042)	-	-	(4,538,042)
減価償却累計額	-	(9,405,815)	-	(9,405,815)
純帳簿金額	6,412,196	5,189,321	1,477,374	13,078,891

(2) 当期と前期の無形資産の変動内訳は次の通りです。

当期(2017年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	会員権	その他無形資産	建設中の資産	合 計
期首	6,412,196	5,189,321	1,477,374	13,078,891
分割	(1,123,925)	-	-	(1,123,925)
取得	-	2,795,093	770,304	3,565,397
処分	-	(51,850)	-	(51,850)
償却	-	(2,403,169)	-	(2,403,169)
減損損失	(380,804)	-	-	(380,804)
振替	-	1,775,913	(1,775,913)	-
期末	4,907,467	7,305,308	471,765	12,684,540

前期(2016年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	会員権	その他無形資産	建設中の資産	合 計
期首	6,807,547	4,954,195	925,119	12,686,861
取得	51,100	951,938	1,676,474	2,679,512
処分	(125,569)	-	-	(125,569)
償却	-	(1,841,031)	-	(1,841,031)
減損損失	(320,882)	-	-	(320,882)
振替	-	1,124,219	(1,124,219)	-
期末	6,412,196	5,189,321	1,477,374	13,078,891

13. その他資産

報告期間終了日現在のその他資産の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2017年12月末)	前期末 (2016年12月末)
前払費用	1,644,624	1,755,056
その他	2,500	2,500
合 計	1,647,124	1,757,556

14. 預かり負債

報告期間終了日現在の預かり負債の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2017年12月末)	前期末 (2016年12月末)
投資信託証券投資者預かり金	64,672,552	245,589,990
その他預かり金	2,339	19,351
合 計	64,674,891	245,609,341

15. その他金融負債

報告期間終了日現在のその他金融負債の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2017年12月末)	前期末 (2016年12月末)
未払金	76,903	147,525
未払費用	21,359,878	21,895,380
合 計	21,436,781	22,042,905

16. 引当負債

(1) 報告期間終了日現在の引当負債の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2017年12月末)	前期末 (2016年12月末)
原状回復引当負債	299,913	295,445

(2) 当期と前期の原状回復引当負債の変動内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

勘定科目	当 期 (2017年12月期)	前 期 (2016年12月期)
期首	295,445	687,446
繰入	4,468	(392,001)
期末	299,913	295,445

17. 退職給付制度

(1) 確定拠出型制度

資産運用会社は資格を持つ全ての従業員のために確定拠出型退職給付制度を運営しています。社外積立資産は受託者の管理の下、基金形態で資産運用会社の資産とは独立して運用されています。従業員が確定拠出型の受取条件を満たす前に退社する場合、資産運用会社が支払うべき拠出金は喪失される拠出金の分が減少します。

包括損益計算書で認識した総費用880,171千ウォン(前期:940,367千ウォン)は退職給付制度で定められている比率で資産運用会社が退職給付制度に納付した拠出金を意味します。当期末現在、2017年報告期間に該当する76,411千ウォン(前期:133,798千ウォン)は未払いのままで、同金額は当期末以降に支払われました。

(2) 確定給付型制度

資産運用会社は資格要件を持つ従業員のために確定給付型退職給付制度を運営しています。この制度では従業員は退職時に勤務した期間のうち最後の3か月間の平均給与を適用した一括給付金を受取っています。また、資産運用会社はこの制度により投資リスク、利息リスク、賃金リスク等にさらされています。

1) 報告期間終了日現在、保険数理的評価のために使用した主要推定内容は次の通りです。

(単位: %)

区 分	当期末 (2017年12月末)	前期末 (2016年12月末)
割引率	3.00	2.60
期待賃金上昇率	4.50	4.76

2) 報告期間終了日現在、確定給付型退職給付制度に係り資産運用会社の義務により発生する財務状態表上の構成項目は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2017年12月末)	前期末 (2016年12月末)
基金が積立てられている制度で発生した確定給付債務の現在価値	9,361,356	9,605,543
社外積立資産の公正価値	(9,284,469)	(9,154,569)
純確定給付負債	76,887	450,974

3) 当期と前期の純確定給付負債(資産)の変動内訳は次の通りです。

当期(2017年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	確定給付債務 現在価値	社外積立資産	合計
期首	9,605,543	(9,154,569)	450,974
当期損益と認識される金額			
当期勤務原価	1,507,440	-	1,507,440
利子費用(利子収益)	209,587	(174,998)	34,589
小 計	1,717,027	(174,998)	1,542,029
その他包括損益として認識される再測定要素			
社外積立資産の収益(上記の利子に含む金額は除く)	-	79,665	79,665
人口統計的仮定の変更により生じる保険数理的損益	(4,841)	-	(4,841)
財務的統計的仮定の変更により生じる保険数理的損益	(325,925)	-	(325,925)
経験調整により発生した保険数理的損益	671,519	-	671,519
小 計	340,753	79,665	420,418
拠出金			
企業が納付した拠出金	-	(2,200,000)	(2,200,000)
制度で支払った金額			
支払額	(508,599)	508,599	-
DC型転換	(1,010,711)	961,400	(49,311)
系列社 転出・入	(8,852)	8,852	-
分割による効果	(773,805)	686,582	(87,223)
期末	9,361,356	(9,284,469)	76,887

前期(2016年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	確定給付債務 現在価値	社外積立資産	合計
期首	8,133,915	(7,132,622)	1,001,293
当期損益と認識される金額			
当期勤務原価	1,449,259	-	1,449,259
利子費用(利子収益)	191,371	(145,330)	46,041
小 計	1,640,630	(145,330)	1,495,300
その他包括損益として認識される再測定要素			
社外積立資産の収益(上記の利子に含む金額は除く)	-	59,486	59,486
人口統計的仮定の変更により生じる保険数理的損益	65,639	-	65,639
経験調整により発生した保険数理的損益	550,134	-	550,134
小 計	615,773	59,486	675,259
拠出金			
企業が納付した拠出金	-	(2,569,000)	(2,569,000)
制度で支払った金額			
支払額	(434,461)	434,461	-
DC型転換	(350,314)	198,436	(151,878)
期末	9,605,543	(9,154,569)	450,974

当期損益と認識した金額は包括損益計算書の従業員給付に含まれており、全額販売費及び管理費に含まれています。

報告期間終了日現在の資産運用会社は、支配企業のサムスン生命保険（株）とサムスン生命保険（株）信託勘定に確定給付型退職年金に加入しています

4) 報告期間終了日現在の社外積立資産の公正価値の構成要素は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2017年12月末)	前期末 (2016年12月末)
現金及び現金同等物	3,403,820	5,890,447
ファンド(間接投資商品)	5,879,167	3,262,640
国民年金転換金	1,482	1,482
合 計	9,284,469	9,154,569

社外積立資産についての投資戦略と方針はリスク削減と収益をバランス良く追求しています。負債に関連する資産の変動性を最小限にと抑える目的は、基本的に資産の分散投資、部分的な資産負債対応戦略、更にヘッジにより行われています。負債に関連する資産の変動性を全体的により減らし(リスク調整)目標収益を達成するために多種の資産に幅広く分散投資しています。固定的収益を得るための資産配分は債券と似ており、満期までの期間が長い特性のある年金負債で部分的に対応します。

当期の社外積立資産の実際の収益は95,333千ウォン(前期:85,844千ウォン)です。

5) 当期末現在、他の全ての仮定が同じで、留意的な保険数理的仮定が発生可能な合理的な範囲内で変動する場合、確定給付債務に及ぼす影響は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	増 加	減 少
割引率の1%変動	(349,522)	384,959
賃金上昇率の1%変動	375,388	(347,911)

各保険数理的仮定の間に相関関係があり仮定の変動は独立して起こることはないので、上記の敏感度分析は確定給付債務の実際の変動を表すものではありません。また、上記の敏感度分析における確定給付債務の現在価値は、財務状態表上の確定給付債務を測定する際に適用した予測単位積立方式を使用して測定しました。

6) 退職給付制度に関連して、2018年度に納入すると予想される事業主負担金の合理的な推定値は、1,484,602千ウォンです。

18. その他負債

報告期間終了日現在のその他負債の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2017年12月末)	前期末 (2016年12月末)
諸税金預かり金	787,916	671,070
長期勤務従業員給付	435,386	307,458
合計	1,223,302	978,528

19. 偶発負債と約定事項

(1) 当期末現在、資産運用会社はソウル保証保険株式会社から年金基金投資枠の主幹運用会社の選定と産業災害補償保険及び予防基金の主幹運用会社の選定に関連した契約保証金、国公債型資金委託運用会社の選定に対する入札保証金につき、履行保証等で9,019百万ウォンの支払保証の提供を受けています。

(2) 資産運用会社は、現在の役員に対して今後3年間の経営業績によって成果報酬を支払う長期成果インセンティブを付与しました。今後支払いが予想される金額を期間経過により費用計上し、支払予想時期により未払費用に計上しました。

20. 資本金等

(1) 報告期間終了日現在の資本金の内容は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2017年12月末)	前 期 末 (2016年12月末)
発行する株式の総数	48,000,000株	48,000,000株
1株の金額	5,000ウォン	5,000ウォン
発行済株式数	18,686,000株	18,686,000株
普通株資本金	93,430,000	93,430,000

(2) 報告期間終了日現在のその他不組入資本の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2017年12月末)	前 期 末 (2016年12月末)
株式発行プレミアム	38,432	38,432
自己株式処分利益	12,656	12,656
合 計	51,088	51,088

(3) 報告期間終了日現在のその他資本構成要素の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2017年12月末)	前 期 末 (2016年12月末)
売却可能金融資産評価損益	(558,179)	(552,342)
確定給付負債の再測定要素	(3,649,869)	(3,331,193)
合 計	(4,208,048)	(3,883,535)

21. 利益剰余金

(1) 報告期間終了日現在の利益剰余金の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2017年12月末)	前 期 末 (2016年12月末)
法定積立金(*1)	19,904,960	19,904,960
任意積立金	227,490,000	173,490,000
貸倒準備金(*2)	180,205	183,176
未処分利益剰余金	34,397,799	54,092,899
合 計	281,972,964	247,671,035

(*1) 韓国商法上、資産運用会社は資本金の50%に達するまで毎決算期に金銭による利益配当額の10%以上を利益準備金として積立てるよう定められており、この利益準備金は現金で配当してはならず、株主総会の決議により繰越欠損金の補てんと資本金組入にのみ使用できます。

(*2) 資産運用会社は韓国採択国際会計基準を適用する金融投資会社であり、金融投資業規程第3条第8項により、韓国採択国際会計基準の貸倒引当金積立額が韓国金融監督院の基準である健全性分類上の貸倒引当金額に満たないため、その差異を貸倒準備金として積み立てています。

(2) 報告期間終了日現在の貸倒準備金の残額は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2017年12月末)	前 期 末 (2016年12月末)
貸倒準備金既存積立額	180,205	183,176
貸倒準備金積立(繰入)予定額	43,413	(2,971)
貸倒準備金予定残額	223,618	180,205

(3) 当期と前期の貸倒準備金繰入額及び貸倒準備金反映後の調整利益等は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 (2017年12月期)	前 期 (2016年12月期)
当期純利益	34,301,929	54,003,337
貸倒準備金繰入(積立)予定額	(43,413)	2,971
貸倒準備金反映後の純利益	34,258,516	54,006,308
反映後の一株当たり純利益	1,833ウォン	2,890ウォン

(4) 当期と前期の利益剰余金の処分(案)は次の通りです。

利益剰余金処分計算書

第20(当)期 2017年1月1日から
2017年12月31日まで
処分予定日 2018年3月22日

第19(前)期 2016年1月1日から
2016年12月31日まで
処分確定日 2017年3月24日

サムスン資産運用株式会社

(単位：千ウォン)

科 目	第20(当)期		第19(前)期	
.未処分利益剰余金		34,397,799		54,092,899
1. 前期繰越未処分利益剰余金	95,870		89,562	
2. 当期純利益	34,301,929		54,003,337	
.任意積立金等の移入額		-		2,971
1. 貸倒準備金繰入	-		2,971	
.利益剰余金処分額		34,343,413		54,000,000
1. 任意積立金	34,300,000		54,000,000	
2. 貸倒準備金	43,413		-	
.次期繰越未処分利益剰余金		54,386		95,870

22. 営業収益

当期と前期の継続営業により発生した主な営業収益の内容は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 (2017年12月期)	前 期 (2016年12月期)
手数料収益		
資産管理手数料	50,301,000	54,933,853
ファンド運用報酬	99,399,434	116,432,888
その他手数料	6,747,657	86,410
小 計	156,448,091	171,453,151
金融商品評価及び処分利益		
当期損益認識金融資産評価利益	1,089,118	1,109,229
当期損益認識金融資産処分利益	82,608	16,550
売却可能金融資産処分利益	255,723	345,270
派生商品取引の利益	1,066,797	-
小 計	2,494,246	1,471,049
利子収益		
現金及び現金性資産の利子収益	176,091	410,157
貸付金及び受取債権の利子	1,350,935	2,880,512
小 計	1,527,026	3,290,669
外国為替取引利益		
外国為替差益	84,561	223,944
外貨換算利益	71,064	15,443
小 計	155,625	239,387
配当金収益	903,720	1,509,687
その他収益	-	657,713
合 計	161,528,708	178,621,656

23. 営業費用

当期及び前期の継続営業により発生した主な営業費用の内容は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 (2017年12月期)	前 期 (2016年12月期)
手数料費用		
投資諮問手数料	1,172,263	1,431,314
運用委託手数料	22,272,779	16,338,939
送金手数料	12,983	14,067
その他手数料	1,377,892	1,205,304
小 計	24,835,917	18,989,624
金融商品評価及び処分損失		
売却可能金融資産処分損失	316,468	-
売却可能金融資産減損損失	-	384,667
派生商品取引損失	-	336,603
小 計	316,468	721,270
利子費用		
顧客預かり金利用料	1,015,813	2,061,196
外国為替取引損失		
外国為替差損	72,091	209,808
外貨換算損失	16,672	129,104
小 計	88,763	338,912
その他費用	4,468	16,794
合 計	26,261,429	22,127,796

24. 販売費及び一般管理費

当期と前期の販売費及び一般管理費の内容は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期(2017年12月期)	前 期(2016年12月期)
販売費		
広告宣伝費	3,276,243	4,099,217
販売付帯費	3,298,582	3,345,197
印刷費	25,724	25,460
合 計	6,600,549	7,469,874
一般管理費		
給与	33,954,349	37,999,211
退職給付	2,422,200	2,435,667
福利厚生費	5,963,234	6,698,445
減価償却費	1,527,268	833,059
無形資産償却費	2,403,169	1,841,031
電算運用費	4,717,417	4,865,214
賃借料	7,586,561	6,538,057
支払手数料	1,382,521	1,657,522
接待費	956,499	1,192,036
調査研究費	3,977,284	3,578,719
研修費	586,167	1,003,083
税金及び公課金	1,458,107	1,414,390
旅費交通費	781,976	1,216,454
保険料	928,903	1,066,813
用役費	1,965,546	1,575,257
その他	1,120,866	1,499,002
合 計	71,732,067	75,413,960

25. 営業外収益及び営業外費用

当期と前期の営業外収益及び営業外費用の内容は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 (2017年12月期)	前 期 (2016年12月期)
営業外収益		
従属企業投資処分利益	215,767	-
有形資産処分利益	10,000	12,627
無形資産処分利益	211	-
雑収入	33,288	9,346
その他営業外収益	-	865,148
合 計	259,266	887,121
営業外費用		
従属企業投資減損損失	5,893,278	-
有形資産処分損失	10,427	12,707
無形資産減損損失	380,804	320,882
寄付金	264,000	298,000
雑損失	2,784	5,495
合 計	6,551,293	637,084

[次へ](#)

26. 金融資産のカテゴリー別損益

当期と前期の金融資産のカテゴリー別純損益の内容は次の通りです。

当期(2017年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分		収 益					費 用			
		金融商品評価及び処分利益	利子収入	外貨換算利益	配当金収益	合計	金融商品評価及び処分損失	利子費用	外貨換算損失	合計
金融資産	現金性資産	-	176,091	-	-	176,091	-	-	(16,672)	(16,672)
	当期損益認識金融資産	2,238,523	-	-	-	2,238,523	-	-	-	-
	貸付金及び受取債権	-	1,350,935	-	-	1,350,935	-	-	-	-
	売却可能金融資産	255,723	-	-	903,720	1,159,443	(316,468)	-	-	(316,468)
	小 計	2,494,246	1,527,026	-	903,720	4,924,992	(316,468)	-	(16,672)	(333,140)
金融負債	預かり負債	-	-	-	-	-	-	(1,015,813)	-	(1,015,813)
	その他金融負債	-	-	71,064	-	71,064	-	-	-	-
	小 計	-	-	71,064	-	71,064	-	(1,015,813)	-	(1,015,813)
合 計		2,494,246	1,527,026	71,064	903,720	4,996,056	(316,468)	(1,015,813)	(16,672)	(1,348,953)

前期(2016年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分		収 益					費 用			
		有価証券評価及び処分利益	利子収入	外貨換算利益	配当金収益	合計	有価証券評価及び処分損失	利子費用	外貨換算損失	合計
金融資産	現金性資産	-	410,157	13,260	-	423,417	-	-	(8,761)	(8,761)
	当期損益認識金融資産	1,125,779	-	-	-	1,125,779	(336,603)	-	-	(336,603)
	貸付金及び受取債権	-	2,880,512	225	-	2,880,737	-	-	(11,543)	(11,543)
	売却可能金融資産	345,270	-	-	1,509,687	1,854,957	(384,667)	-	-	(384,667)
	小 計	1,471,049	3,290,669	13,485	1,509,687	6,284,890	(721,270)	-	(20,304)	(741,574)
金融負債	預かり負債	-	-	-	-	-	-	(2,061,196)	-	(2,061,196)
	その他金融負債	-	-	1,958	-	1,958	-	-	(108,800)	(108,800)
	小 計	-	-	1,958	-	1,958	-	(2,061,196)	(108,800)	(2,169,996)
合 計		1,471,049	3,290,669	15,443	1,509,687	6,286,848	(721,270)	(2,061,196)	(129,104)	(2,911,570)

[次へ](#)

27. 法人税費用

(1) 当期と前期の法人税費用の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期(2017年12月期)	前期(2016年12月期)
当期法人税負担額	15,935,693	19,665,972
一時的差異による繰延法人税変動額	301,410	(134,168)
その他包括損益に反映した法人税	103,604	324,923
法人税費用	16,340,707	19,856,727

(2) 当期と前期の法人税費用差引前純利益と法人税費用の関係は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期(2017年12月期)	前期(2016年12月期)
法人税費用差引前純利益	50,642,636	73,860,064
適用税率による税負担額	12,255,518	17,874,135
調整事項		
非課税収益及び非控除費用	773,172	573,668
未還流所得に対する当期法人税費用	1,703,355	1,795,552
繰延法人税が認識されない一時的差異	1,766,437	-
その他	(157,775)	(386,628)
法人税費用	16,340,707	19,856,727
有効税率	32.27%	26.88%

(3) 当期と前期の一時的差異及び繰延法人税資産(負債)の増減内訳は次の通りです。

当期(2017年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	累積一時的差異			繰延法人税資産(負債)		
	期首残高	増減	期末残高	期首残高	増減	期末残高
確定給付負債	6,645,016	238,176	6,883,192	1,608,094	57,639	1,665,733
社外積立資産	(6,645,016)	(451,249)	(7,096,265)	(1,608,094)	(109,202)	(1,717,296)
未払費用	4,880,117	(48,597)	4,831,520	1,180,987	(11,760)	1,169,227
従属企業投資	5,151,443	7,299,326	12,450,769	-	-	-
無形資産	4,184,747	(2,317,213)	1,867,534	1,012,709	(560,766)	451,943
その他負債	-	435,386	435,386	-	105,363	105,363
原状回復引当負債	295,445	4,468	299,913	71,498	1,081	72,579
前払費用	(6,320)	6,629	309	(1,529)	1,604	75
貸倒引当金	120,203	(84,442)	35,761	29,089	(20,435)	8,654
売却可能金融資産評価損益	728,683	7,700	736,383	176,341	1,864	178,205
売却可能金融資産減損損失	750,000	184,667	934,667	181,500	44,689	226,189
当期損益認識金融資産	(1,800,219)	711,101	(1,089,118)	(435,653)	172,087	(263,566)
有形資産	(251,150)	67,878	(183,272)	(60,778)	16,426	(44,352)
合 計	14,052,949	6,053,830	20,106,779	2,154,164	(301,410)	1,852,754

前期(2016年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	累積一時的差異			繰延法人税資産(負債)		
	期首残高	増減	期末残高	期首残高	増減	期末残高
確定給付負債	5,021,510	1,623,506	6,645,016	1,215,206	392,888	1,608,094
社外積立資産	(5,021,510)	(1,623,506)	(6,645,016)	(1,215,206)	(392,888)	(1,608,094)
未払費用	3,836,468	1,043,649	4,880,117	928,425	252,562	1,180,987
従属企業投資	5,165,177	(13,734)	5,151,443	-	-	-
無形資産	3,739,561	445,186	4,184,747	904,974	107,735	1,012,709
原状回復引当負債	687,446	(392,001)	295,445	166,362	(94,864)	71,498
前払費用	17,017	(23,337)	(6,320)	4,118	(5,647)	(1,529)
貸倒引当金	170,033	(49,830)	120,203	41,148	(12,059)	29,089
減価償却費	158	(158)	-	38	(38)	-
売却可能金融資産評価損益	61,286	667,397	728,683	14,831	161,510	176,341
売却可能金融資産減損損失	550,000	200,000	750,000	133,100	48,400	181,500
当期損益認識金融資産	(690,989)	(1,109,230)	(1,800,219)	(167,219)	(268,434)	(435,653)
有形資産	(23,888)	(227,262)	(251,150)	(5,781)	(54,997)	(60,778)
合 計	13,512,269	540,680	14,052,949	2,019,996	134,168	2,154,164

繰延法人税資産の将来の実現可能性は、一時的差異が実現する期間に課税所得を創出できる資産運用会社の能力、全般的な経済環境や産業全般の展望など多様な要素を考慮して評価します。同社は、周期的に同事項を検討しています。

(4) 当期末と前期末現在、繰延法人税資産として認識せず差引くべき一時的差異の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2017年12月末)	前 期 末 (2016年12月末)
従属企業投資	12,450,769	5,151,443

(5) 当期と前期において資本に直接加減した繰延法人税の内訳は次の通りです。

(当期)

(単位:千ウォン)

区 分	税引前金額	法人税効果	税引後金額
確定給付負債再測定要素	(420,417)	101,741	(318,676)
売却可能金融資産評価損益	(7,700)	1,863	(5,837)
合 計	(428,117)	103,604	(324,513)

(前期)

(単位:千ウォン)

区 分	税引前金額	法人税効果	税引後金額
確定給付負債再測定要素	(675,259)	163,413	(511,846)
売却可能金融資産評価損益	(667,397)	161,510	(505,887)
合 計	(1,342,656)	324,923	(1,017,733)

28. 特殊関係者

(1) 当期末現在の資産運用会社の特殊関係者の現状は次の通りです。

区 分	特殊関係者の名称
支配企業	サムスン生命保険(株)
従属企業	Samsung Asset Management(Hong Kong)Ltd. Samsung Asset Management (New York), Inc. Samsung Asset Management (London), Ltd. Samsung Private Equity Manager I Co., Ltd.(A Cayman Islands Exempted Company) Samsung Triple Alpha Asia Feeder Fund Limited(A Cayman Islands Exempted Company) Samsung Triple Alpha Asia Master Fund Limited(A Cayman Islands Exempted Company) サムスンアクティブ資産運用株式会社、 サムスンヘッジ資産運用株式会社、 サムスン諮問北京有限公司、 サムスングローバルオールアセット証券者投資信託H、 サムスンロスチャイルド欧州転換社債証券者投資信託H、 サムスンHクラブトータルリターン専門私募投資信託、 サムスンHクラブニュートラルアルファ専門投資信託、 サムスンソリューションズグローバルアルファ証券者投資信託H
支配企業の従属企業	サムスン生命サービス損害査定、SSI Holding、Park Capital Holding、Thai Samsung Life Insurance Co.,Ltd.、北京サムスンチアアップ有限公司、サムスンSRA資産運用、サムスン生命金融サービス保険代理店、サムスンカード(株)など
支配企業の関係企業 及び共同企業	サムスン証券(株)、A&D信用情報、コクレプ14号、新空港ハイウェイ、ジュンウンサムスン引受保険有限公司など
大規模企業集団系列 会社(*3)	サムスン電子(株)、サムスンSDS(株)、サムスン火災海上保険(株)、(株)第一企画、サムスン物産(株)など

(*1) 独占規制及び公正取引法に基づく大企業集団所属会社です。

(2) 当期と前期における特殊関係者との重要な営業上の取引の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	会 社 名	勘 定 科 目	当 期 (2017年12月期)	前 期 (2016年12月期)
支配企業	サムスン生命保険(株)	資産管理手数料	36,714,601	34,880,123
		その他収益	160,998	2,652
		賃借料	54,830	2,782,458
		その他費用	615,686	599,847
従属企業	Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	その他手数料収益	32,091	26,089
		運用委託報酬	9,798,951	7,641,094
	Samsung Asset Management (New York), Inc.	運用委託報酬	3,950,678	3,732,356
	Samsung Asset Management (London), Ltd.	運用委託報酬	3,062,456	2,671,687
	サムスンアクティブ資産運用株式会 社	その他手数料収益	5,331,548	-
		運用委託報酬	2,727,626	-
		支払手数料	201,000	-
	サムスンヘッジ資産運用株式会社	その他手数料収益	2,293,903	-
支配企業 の 従属企業	連結対象受益証券	委託者報酬	6,996,180	6,815,049
	サムスンカード(株)	委託者報酬	121,856	164,851
		その他費用	-	461
支配企業 の 関係企業	サムスン証券(株)	支払手数料	100,829	40,253
		その他費用	130,000	34,194
大規模企業 集団系列会 社	サムスン電子(株)	賃借料	6,800,853	2,765,447
		その他費用	184	12,264
		固定資産買取	-	216
	サムスンSDS(株)	電算運営費	4,654,056	4,242,733
		その他費用	44,367	42,786
		固定資産買取	1,923,416	2,669,922
	サムスン火災海上保険(株)	資産管理手数料	747,687	764,866
		その他費用	988,908	1,002,282
	(株)第一企画	広告宣伝費	967,945	785,748
		その他費用	-	8,030
	サムスン物産(株)	福利厚生費	111,091	110,273
		その他費用	77,276	28,996
	その他(9社)	その他費用	1,210,498	1,409,495

(3) 当期末と前期末現在の特殊関係者に対する債権・債務の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	会 社 名	勘 定 科 目	当 期 (2017年12月期)	前 期 (2016年12月期)
支配企業	サム生命保険(株)	未収収益	9,161,937	8,259,805
		賃借保証金	41,313	-
		未払費用	421,721	416,966
従属企業	Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	未収収益	15,108	7,088
		未払費用	2,757,044	2,103,268
	Samsung Asset Management (New York), Inc.	未払費用	1,060,935	931,081
	Samsung Asset Management (London), Ltd.	未払費用	827,191	704,371
	サムスンアクティブ資産運用株式会 社	未収金	277,926	-
		未収収益	4,783,609	-
		未払費用	960,725	-
	サムスンヘッジ資産運用株式会社	未収金	122,252	-
		未収収益	2,234,445	-
	サムスングローバルオールアセット 証券H	未収収益	638	34
支配企業の 従属企業	連結対象受益証券	未収収益	1,247,768	878,925
	サムスンカード(株)	未払費用	73,312	8,769
		未払金	-	234,824
支配企業の 関係企業	サムスン証券(株)	未払費用	70,459	59,892
大規模企業 集団系列会 社	サムスン電子(株)	賃借保証金	4,003,130	4,369,844
		未払費用	13,261	-
	サムスンSDS(株)	未払費用	-	48,400
		未払金	-	962,983
	サムスン火災海上保険(株)	未収収益	180,260	191,472
		未払費用	344,707	330,108
	(株)第一企画	未払費用	540,573	113,282
	その他(9社)	その他債権	33,600	-
		その他債務	7,712	206,170

(4) 当期と前期の特殊関係者との資金取引は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	会 社 名	取 引 内 用	当 期 (2017年12月期)	前 期 (2016年12月期)
従属企業	サムスンヘッジ資産運用株式会社	物的分割	9,021,405	-
	サムスンHクラブニュートラルアルファ専門投資信託	現金出資	10,000,000	-
	Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	現金出資	-	(11,633,138)
	サムスンソリューションのグローバルアルファ証券者投資信託H	現金出資	-	(10,000,000)
	サムスンロスチャイルドヨーロッパ 転換社債証券者の投資信託	現金出資	-	(2,000,000)

(5) 当期と前期の主要経営陣への報酬の内容は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期(2017年12月期)	前期(2016年12月期)
短期給付	2,124,551	1,688,551
長期給付	800,000	500,000
退職給付	454,375	508,996
合 計	3,378,926	2,697,547

(6) 報告期間終了日現在の資産運用会社は、支配企業のサムスン生命保険(株)とサムスン生命保険(株)信託勘定に確定給付型退職年金を加入しています（注記17を参照）。

29. 一株当たり純利益

当期と前期の一株当たり純利益の計算内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期(2017年12月期)	前期(2016年12月期)
当期純利益	34,301,929	54,003,337
加重平均普通流通株式数	18,686,000 株	18,686,000 株
一株当たり純利益	1,836 ウォン	2,890 ウォン

30. リスク管理

(1) リスク管理方針

資産運用会社は、固有財産の運営に関連して市場リスク、信用リスク、流動性リスク、運営リスク及び法律リスクのような多様なリスクにさらされています。資産運用会社のリスク管理は、同社の財務的健全性を保つために、安全性と収益性を考慮し許容可能な水準にまでリスクを減少させたり除去及び回避することを目的としています。

資産運用会社は会社全体としてのリスク管理方針と手順を策定して運営しており、同社のリスク管理部署がリスク管理の総括責任を担っています。リスク管理部署は、リスク管理委員会で承認されたリスク管理方針及び手順に従って、金融投資会社として固有財産及び投資信託財産全般に発生しうるリスクを監視し管理する役割を担っています。周期的に金融リスクの性格と程度を分析した内部リスク報告書をリスク管理委員会に提出しています。

資産運用会社のリスク管理委員会は、全般的なリスクを管理統制するための戦略を樹立し、リスクヘッジ手段及び手順を定めてリスク管理の効果を事後評価しています。

資産運用会社の監査担当部署では、固有財産の運用に関連する現物及び帳簿を点検確認しています。

(2) 信用リスク

資産運用会社は信用リスクを管理するために、発行元及び取引相手の信用レベルが一定水準以上の金融機関と取引しており、新規取引先と取引する際は、公開されている財務情報と格付機関が提供している情報などを用いて、取引先の信用度を評価しこれを根拠に投資可否を決定しています。また同一人に対する投資限度を設定し運営しています。資産運用会社は周期的に取引相手の信用度を再評価し、取引限度を見直しています。

1) 信用リスクの最大エクスポージャー

(単位:千ウォン)

区 分	勘定科目	当期末 (2017年12月)	前期末 (2016年12月)
現金及び現金性資産		4,883,935	13,773,167
貸付金及び受取債権	預置金	64,672,552	255,589,990
	貸付金	4,749,038	4,335,634
	未収収益	39,442,140	31,316,279
	未収金	532,320	390,260
	保証金	4,691,924	4,860,927
	小計	114,087,974	296,493,090
合 計		118,971,909	310,266,257

2) 金融資産の種類別信用健全性

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2017年12月)	前期末 (2016年12月)
延滞も減損もしていない金融資産	118,971,909	310,266,257
延滞したが減損していない金融資産	-	-
減損した金融資産	437,774	437,774
合 計	119,409,683	310,704,031

3) 減損した金融資産の年齢分析

当期末(2017年12月)

(単位:千ウォン)

区 分	1年未満	1年以上	合 計
貸付金	-	42,922	42,922
未収金	-	394,852	394,852
合 計	-	437,774	437,774

前期末(2016年12月)

(単位:千ウォン)

区 分	1年未満	1年以上	合 計
貸付金	-	42,922	42,922
未収金	-	394,852	394,852
合 計	-	437,774	437,774

4) 延滞も減損もない貸付金及び受取債権の信用健全性

当期末(2017年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	正 常	要注意	固 定	回収疑問	推定損失	合 計
預置金	64,672,552	-	-	-	-	64,672,552
貸付金	4,749,038	-	-	-	-	4,749,038
未収収益	39,442,140	-	-	-	-	39,442,140
未収金	532,320	-	-	-	-	532,320
保証金	4,691,924	-	-	-	-	4,691,924
合 計	114,087,974	-	-	-	-	114,087,974

前期末(2016年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	正 常	要注意	固 定	回収疑問	推定損失	合 計
預置金	255,589,990	-	-	-	-	255,589,990
貸付金	4,335,634	-	-	-	-	4,335,634
未収収益	31,316,279	-	-	-	-	31,316,279
未収金	390,260	-	-	-	-	390,260
保証金	4,860,927	-	-	-	-	4,860,927
合 計	296,493,090	-	-	-	-	296,493,090

(3) 流動性リスク

資産運用会社は流動性リスクを管理するため、可用現金限度を保ち投資満期に制限を設定しています。

1) 当期末と前期末現在の流動性リスク開示対象の残存契約満期による流動性リスクは次の通りです。

当期末(2017年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	1ヶ月以内	1ヶ月超～ 3ヶ月以内	3ヶ月超～ 6ヶ月以内	6ヶ月超～ 1年以内	合 計
預かり負債	64,674,891	-	-	-	64,674,891
その他金融負債	12,958,144	7,976,634	502,003	-	21,436,781
合 計	77,633,035	7,976,634	502,003	-	86,111,672

前期末(2016年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	1ヶ月以内	1ヶ月超～ 3ヶ月以内	3ヶ月超～ 6ヶ月以内	6ヶ月超～ 1年以内	合 計
預かり負債	245,592,302	-	-	17,039	245,609,341
その他金融負債	11,694,845	10,305,274	42,786	-	22,042,905
合 計	257,287,147	10,305,274	42,786	17,039	267,652,246

(4) 市場リスク

1) 利子率リスク

資産運用会社は借入金がなく、固有財産の運用は固定利子率の定期預金積立金等に投資しており、同社の収益及び営業キャッシュフローの市場利子率リスクは極めて制限的です。

2) 為替リスク

資産運用会社は海外諮問収入手数料、海外諮問支払手数料及び賃借保証金と関連して、USD、EUR、JPY、HKDの為替変動リスクにさらされています。

報告期間終了日現在の外貨建ての貨幣性資産及び負債の帳簿金額は次の通りです。

(ウォン貨単位：千ウォン)

通貨	当期末(2017年12月末)					前期末(2016年12月末)				
	為替レート	資 産		負 債		為替レート	資 産		負 債	
		外貨金額	ウォン金額	外貨金額	ウォン金額		外貨金額	ウォン金額	外貨金額	ウォン金額
USD	1,071	1,232,473	1,320,472	1,975,765	2,116,834	1,209	2,242,467	2,710,021	1,567,668	1,894,527
EUR	1,279	579,075	740,782	627,639	802,907	1,268	945,348	1,198,323	499,863	633,626
JPY	9	-	-	12,961,031	123,014	10	-	-	8,418,514	87,284
HKD	137	-	-	16,169,020	2,216,289	156	46,839	7,299	10,915,540	1,700,969
合計			2,061,254		5,259,044			3,915,643		4,316,406

報告期間終了日現在の各外貨に対する資産運用会社の機能通貨(ウォン)のレートが5%変動した場合、為替変動が法人税費用差引前純利益に及ぼす影響は次の通りです。

(単位：千ウォン)

通貨	当期(2017年12月期)				前期(2016年12月期)			
	5%上昇時		5%下落時		5%上昇時		5%下落時	
	損益	資本	損益	資本	損益	資本	損益	資本
USD	(39,818)	(39,818)	39,818	39,818	40,775	40,775	(40,775)	(40,775)
EUR	(3,106)	(3,106)	3,106	3,106	28,235	28,235	(28,235)	(28,235)
JPY	(6,151)	(6,151)	6,151	6,151	(4,364)	(4,364)	4,364	4,364
HKD	(110,814)	(110,814)	110,814	110,814	(84,683)	(84,683)	84,683	84,683
合計	(159,889)	(159,889)	159,889	159,889	(20,037)	(20,037)	20,037	20,037

(5) 資本リスク管理

資産運用会社の資本管理の主な目的は、株主価値の最大化と継続企業として事業を営むための競争力ある格付を保つことです。また、外部的に賦課された資本維持要件を満たすために、資本管理を積極的に行っています。

資産運用会社は、資本構造を管理しており、市況の変化や営業活動に関するリスクの性格の変化に応じて資本構造を調整しています。同社は株主に支払う配当額の調整や有償増資又は減資を通じて、資本構造を維持又は調整することがあります。また、資本市場と金融投資業に関する法律とその下位規程に基づき、自己資本が最低営業資本額以上を保つようにしています。

31. 金融商品の公正価値開示

(1) 資産運用会社は財務書類上に公正価値で測定される金融商品について、公正価値測定に使用された投入変数により公正価値の次のように分類しました。

- (レベル1)同一の資産や負債に対する活性市場の(調整されていない)開示価格
- (レベル2)直接的(例:価額)又は間接的(例:価額から導出)に観測可能な、資産や負債に対する投入変数。ただし、水準1の公示価格は除く
- (レベル3)観測可能な市場資料に基づかない、資産や負債に対する投入変数(観測可能ではない投入変数)

次の表は当初認識後、公正価値として測定される金融商品を、公正価値が市場において観測可能に応じてレベル1から3と分類して分析したものです。

(当期末)

(単位：千ウォン)

区 分	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
金融資産				
当期損益金融資産	-	96,435,066	-	96,435,066
売却可能金融資産	69,618,400	5,596,260	-	75,214,660
合 計	69,618,400	102,031,326	-	171,649,726

(前期末)

(単位：千ウォン)

区 分	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
金融資産				
当期損益金融資産	-	122,394,019	-	122,394,019
売却可能金融資産	69,622,360	-	-	69,622,360
合 計	69,622,360	122,394,019	-	192,016,379

当期と前期においてレベル1とレベル2の間の有意的変更はありません。

経営陣は、財務書類上の償却後原価で測定される金融資産と金融負債の帳簿金額は、公正価値とほぼ等しいと判断しています。

(2)当期末および前期末現在、レベル2と3に分類される金融商品の公正価値測定値に使用された価値評価法と投入変数に対する説明です。

(当期末)

(単位：千ウォン)

区 分	公正価値	価値評価法	投入変数
金融資産			
当期損益認識金融資産			
投資信託証券	96,435,066	純資産価値法	組入資産の公正価値
売却可能金融資産			
投資信託証券	5,596,260	純資産価値法	組入資産の公正価値

(前期末)

(単位：千ウォン)

区 分	公正価値	価値評価法	投入変数
金融資産			
当期損益認識金融資産			
投資信託証券	122,394,019	純資産価値法	組入資産の公正価値

(3)公正価値で後続測定することが原則である金融資産や金融負債のうち、公正価値を信頼できる方法で測定できず、公正価値情報を公表しない金融資産と金融負債の内訳及び関連帳簿金額は次の通りです。

(単位：千ウォン)

カテゴリー	内訳	当期末 (2017年12月末)	前期末 (2016年12月末)
売却可能金融資産	出資金	3,163,833	3,163,833

32. 非現金取引

当期と前期のキャッシュフロー計算書に含まれていない主な非現金投資活動取引と非現金財務活動取引は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当 期	前 期
売却可能金融資産から従属企業投資へ振替	20,155,022	-
有形資産の取得のための未払金の変動	1,940	-
建設中の資産の本勘定振替	1,775,913	1,124,219
確定給付負債の再測定要素の変動	(318,676)	(511,846)
売却可能金融資産評価損益の変動	(5,837)	(505,887)
物的分割による資産負債の移転	30,978,595	-

33. 運用リース

(1)資産運用会社は車輛運搬具を運用リースで利用しており、リース期間は1年です。また、リース期間満了時に車輛運搬具を買取りできるオプションはありません。

(2)当期と前期において費用と認識されたリース料は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当 期 (2017年12月)	前 期 (2016年12月)
最低リース料	7,586,561	6,538,057

(3)当期末現在、取消不能リース契約により今後支払うと予想される最小リース料は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	金 額
1年以内	3,557,986
1年超過5年以内	28,125
合 計	3,586,111

34. 事業セグメント

(1)資産運用会社の企業会計基準書1108号「事業セグメント」による報告部門は単一部門であるため、部門の資産・負債及び収益・費用は表示していません。

(2)主要顧客に関する情報

当期営業収益には、資産運用会社の最大顧客であるサムスン生命保険(株)からの手数料収益36,714,601千ウォンが含まれており、上記会社以外に当期と前期に営業収益の10%以上を占める単一の他の顧客はいません。

35. 報告期間後の事件

(1)資産運用会社は2016年12月27日に開催された理事会の決議に従って、2017年1月1日付でアクティブ資産運用部分とヘッジ資産運用部分を物的分割してサムスンアクティブ資産運用株式会社とサムスンヘッジ資産運用株式会社を設立しました。

(2) 物的分割に従って分割新設法人であるサムスンアクティブ資産運用株式会社とサムスンヘッジ資産運用株式会社に移転された資産と負債の内訳は次のとおりです。

(単位：千ウォン)

区 分	サムスンアクティブ資産運用	サムスンヘッジ資産運用
資産		
現金及び現金性資産	-	9,021,405
当期損益認識金融資産	27,406,181	-
その他資産	4,150,679	1,773,167
資 産 合 計	31,556,860	10,794,572
負債		
その他負債	1,556,860	794,572
負 債 合 計	1,556,860	794,572
資本		
資本金	30,000,000	10,000,000
資 本 合 計	30,000,000	10,000,000
負債及び資本の合計	31,556,860	10,794,572

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

韓国の法令により、資産運用会社は間接投資財産を運用するにあたり、資産運用会社の役員・従業員及びその配偶者、資産運用会社の系列会社及び系列会社の役員・従業員及びその配偶者、資産運用会社の筆頭株主、主要株主及びその配偶者等の特別利害関係人と取引行為をすることはできません。但し、間接投資機構と利害の相反するおそれのない取引で、次のいずれかに該当する取引はこの限りではありません。

契約締結日から利害関係人ではない状態が6月以上続いた場合、その契約に伴う取引

韓国有価証券市場など不特定多数人が参加する公開市場を通じた取引

一般的な取引条件に照らして間接投資機構に有利な取引

その他大統領令に定める取引

5【その他】

(1) 定款の変更等

資産運用会社の定款の変更又は解散に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡又は事業譲受

監督当局の事前承認を条件として、資産運用会社は、韓国の一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他の韓国の会社に、その業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続します。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

資産運用会社及び本ファンドに重要な影響を与え又は与えることが予想される事実はありません。

資産運用会社の会計年度は12月末日に終了する1年です。

資産運用会社の存続期間は無制限です。但し、株主総会の決議によりいつでも解散することもできます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) HSBCソウル支店(「受託会社」)(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited, Seoul Branch)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、6,170億ウォン(618億円)

(ロ) 事業の内容

銀行業

(2) 韓国預託決済院(「一般事務管理会社」)(Korea Securities Depository(KSD))

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、525億ウォン(53億円)

(ロ) 事業の内容

投資会社の運用に係る事務(設立・登録及び清算に係る業務を含みます。)

投資会社の株式発行及び名義書換に係る業務

投資信託及び投資会社の計算に係る事務(保有資産の評価及び純資産額の計算)

理事会又は株主総会の招集及び運用に係る事務

法令又は定款による通知及び公告

投資限度超過等の投資制限を違反する状況に対するコンプライアンス点検

その他投資会社から委託を受けた事務

(3) 未来アセット大宇株式会社(「指定参加者」)(Mirae Asset Daewoo Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、34,020億ウォン(3,405億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(4) DB金融投資株式会社(「指定参加者」)(DB Financial Investment Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、2,122億ウォン(212億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(5) ユアンタ証券株式会社(「指定参加者」)(Yuanta Securities Korea., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、10,624億ウォン(1,063億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(6) メリッツ総合金融証券株式会社(「指定参加者」)(Meritz Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、7,175億ウォン(718億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(7) サムスン証券株式会社(「指定参加者」)(Samsung Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、4,585億ウォン(459億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(8) シティグループ・グローバル・マーケット証券株式会社ソウル支店(「指定参加者」)(Citigroup Global Markets Korea Securities Limited)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、500億ウォン(50億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(9) 新韓金融投資株式会社(「指定参加者」)(Shinhan Investment Corp.)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、15,470億ウォン(1,549億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(10) ユジン投資証券株式会社(「指定参加者」)(Eugene Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、5,376億ウォン(538億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(11) 韓国投資証券株式会社(「指定参加者」)(Korea Investment & Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、1,756億ウォン(176億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(12) SK証券株式会社(「指定参加者」)(SK Securities CO., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、1,620億ウォン(162億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(13) ハイ投資証券株式会社(「指定参加者」)(HI Investment & Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、2,007億ウォン(201億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(14) 大信証券株式会社(「指定参加者」)(Daishin Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、4,349億ウォン(435億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(15) KB投資証券株式会社(「指定参加者」)(KB Investment & Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、14,931億ウォン(1,495億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(16) KTB投資証券株式会社(「指定参加者」)(KTB Investment & Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、3,530億ウォン(353億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(17) NH投資証券株式会社(「指定参加者」)(NH Investment & Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、15,313億ウォン(1,533億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(18) キウム証券株式会社(「指定参加者」)(Kiwoom Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2017年12月31日現在、1,105億ウォン(111億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

2【関係業務の概要】

- (1) HSBCソウル支店(「受託会社」)(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited, Seoul Branch)
投資信託財産の保管及び管理、資産運用会社の投資信託財産の運用指示による資産の取得及び処分の履行、解約金及び利益金の支払、資産運用会社の投資信託財産の運用指示に対する監視業務、投資信託財産の評価の公正性及び基準価格算定の適正性の確認等を遂行します。
- (2) 韓国預託決済院(「一般事務管理会社」)(Korea Securities Depository(KSD))
金融委員会が決めた会計基準によって、正確かつ公正に基準価格を算定し、間接投資財産に関する毎分期の営業報告書を金融委員会及び金融投資協会に提出します。
- (3) 未来アセット大宇株式会社(「指定参加者」)(Mirae Asset Daewoo Co., Ltd.)
本ファンドの設定・追加設定を資産運用会社に要請する業務、及び本ファンドの解約・一部解約を資産運用会社に要請する業務、並びに投資者からの払込金等を設定単位に相当する資産に変更するための証券の売買又は委託売買業務等を遂行します。また、これら業務を通じて本ファンドの受益証券が韓国取引所で円滑に取引されるようにし、その価格が本ファンドの受益証券の1口当たり純資産価額に収斂するようにします。
- (4) DB金融投資株式会社(「指定参加者」)(DB Financial Investment Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (5) ユアンタ証券株式会社(「指定参加者」)(Yuanta Securities Korea Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (6) メリッツ総合金融証券株式会社(「指定参加者」)(Meritz Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (7) サムスン証券株式会社(「指定参加者」)(Samsung Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (8) シティグループ・グローバル・マーケット証券株式会社ソウル支店(「指定参加者」)(Citigroup Global Markets Korea Securities Limited)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (9) 新韓金融投資株式会社(「指定参加者」)(Shinhan Investment Corp.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。

- (10) ユジン投資証券株式会社(「指定参加者」)(Eugene Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (11) 韓国投資証券株式会社(「指定参加者」)(Korea Investment & Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (12) SK証券株式会社(「指定参加者」)(SK Securities CO., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (13) ハイ投資証券株式会社(「指定参加者」)(HI Investment & Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (14) 大信証券株式会社(「指定参加者」)(Daishin Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (15) KB投資証券株式会社(「指定参加者」)(KB Investment & Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (16) KTB投資証券株式会社(「指定参加者」)(KTB Investment & Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (17) NH投資証券株式会社(「指定参加者」)(NH Investment & Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。
- (18) キウム証券株式会社(「指定参加者」)(Kiwoom Securities Co., Ltd.)
上記(3)と同様の業務を遂行します。

3【資本関係】

サムスン生命保険株式会社は、資産運用会社の株式の100.00%を保有しています。資産運用会社とその他の会社との間には、資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

序説

韓国の資産運用業は、集合投資を事業とし、2人以上に投資勧誘を行い、投資者より資金等を集め、集合投資機構を通じて証券、不動産、特別資産、派生商品等の金融投資商品に投資を行い、その成果を投資者に配分することを目的とする産業をいいます。投資者側からみると、集合投資機構への投資は自己の資金が他の投資者の資金とともに集められ(Pooling)、第三者により運用されるものです。それゆえ、多数の投資者が存在するという共同性及び受動性という性質をもちます。

韓国の資本市場法は、2007年7月に国会で議決され、2009年2月4日から施行されました。資本市場法は、資本市場に係る金融産業の競争及び革新を促し、資本市場における投資者保護制度を先進化させる目的で、制定されました。資本市場法は、これまで資本市場を規律していた15の法律のうち、証券取引法、先物取引法、間接投資資産運用業法、信託業法、総合金融会社に関する法律、韓国証券先物取引所法の6つの法律を統合し、残りの9つの法律は、関連規定を一括整備するなど、資本市場関連法令・規制を改革したものです。

資本市場法の主な特徴は、金融投資商品概念の包括的な規定、経済的実質による金融投資業の機能別規律、金融投資会社の業務範囲の拡大、強化された投資勧誘規制の導入等による投資者保護制度の先進化等です。

(注) 「第3 投資信託制度の概要」において引用される法令は、別段の記載のない限り、韓国における法令を意味します。

資産運用会社に対する規制

(イ) 資産運用会社の最低資本金

全ての集合投資機構(混合ファンド含む。)を運用する場合は80億ウォン、証券集合投資機構及びMMFのみを運用する場合は40億ウォン、不動産又は特別資産集合投資機構のみを運用する場合は20億ウォンと定められています。

(ロ) 証券運用専門担当者に関する要件

金融投資業規定においては、運用する集合投資機構の種類により資産運用会社が必要とする専門担当者の種類及び最低保有人数について規定しています。全ての集合投資機構(混合ファンドを含む。)を運用するためには、証券運用専門担当者が5名、不動産運用専門担当者が3名必要であり、証券集合投資機構及びMMFのみを運用する場合は、証券運用専門担当者が4名必要です。不動産集合投資機構のみを運用する場合、証券運用専門担当者が2名、不動産運用専門担当者が3名必要であり、特別資産集合投資機構のみを運用する場合は、証券運用専門担当者3名を確保するように定められています。

証券運用専門担当者は、集合投資資産運用士試験に合格した者、資本市場法施行令第10条2項第1号より第8号までの金融機関、資本市場法による金融投資業関係機関、資本市場法による検査対象機関、韓国投資公社法による韓国投資公社、郵便局預金・保険に関する法律による通信官署、法律による共済事業を営む法人、「国際金融機構への加入措置に関する法律」第2条第1項各号の国際金融機関、国際金融機構への加入措置に関する法律第2条第1項各号の国際金融機構、国家財政法第8条第1項による基金管理主体が同法第77条第1項により設置した資産運用を専担する部署又は同法別表2による基金設置根拠法に基づき、基金の管理・運用を委託された年金管理公団等及びこれに準ずる業務を営む外国の機関や会社で集合投資財産、投資一任財産、国家財政法による基金、固有財産(資産総額2兆ウォン以上の同法第10条第2項第1号より第8号までの金融機関及びこれに準ずる業務を営む外国金融機関の固有財産又は金融投資商品に対する投資運用担当者別の運用規模が1,000億ウォン以上の固有財産に限る)を金融投資商品で運用する業務に2年以上従事した経歴がある者、経営参加型私募集合投資機構の集合投資財産を金融投資商品に運用する業務に3年以上従事して協会が定める証券運用関連の教育を履修した者をいいます。

不動産運用専門担当者は、鑑定評価士として鑑定評価分野又は不動産関連分野に5年以上従事した経歴がある者、不動産関連分野の修士課程修了以上の資格保有者、又は金融委員会が不動産の運用に関連する業務に関連すると認める専門教育課程を履修した者で不動産の取得・管理・開発又は諮問等、不動産の運用に関連する業務(以下「不動産運用業務」という。)に年以上従事した経歴がある者、不動産投資会社法に基づく不動産投資会社・不動産投資諮問会社・資産管理会社、不動産信託会社、資本市場法施行令第10条第2項第1号より第8号までの金融機関、その他金融委員会が認める不動産関係会社又は機関等において不動産運用業務に3年以上従事した経歴がある者、証券運用専門担当者として協会(韓国金融投資協会)が定める不動産運用業務関連教育を履修した者をいいます。

(ハ) 資産運用会社の不健全な営業行為の禁止

資本市場法は、資産運用会社が法に定める不健全な営業行為を行えないよう規定していますが、こうした制限は、投資者保護及び健全な取引秩序を維持するためのものです。即ち、集合投資財産を運用するにあたり、金融投資商品、その他の投資対象資産の価格に重大な影響を及ぼしうる売買の意思を決定した後、これを実行する前にその金融投資商品、その他の投資対象資産を資産運用会社が自己の計算で売買する行為、又は第三者に売買を勧誘する行為、自己又は資本市場法施行令で定める関係引受人(以下「関係引受人」という。)が引き受けた証券を集合投資財産として買取る行為、自己又は関係引受人が資本市場法施行令で定める引受業務を担当した法人の特定証券等(資本市場法第172条第1項の特定証券等をいい、以下同じ。)について、人為的な相場(資本市場法第176条第2項第1号の相場をいう。)を形成するために集合投資財産でその特定証券等を売買する行為、特定集合投資機構の利益を害しながら、自己又は第三者の利益を図る行為、特定集合投資財産を資産運用会社の固有財産又はその資産運用会社が運用する他の集合投資財産、投資一任財産(投資者から投資判断の一任を受け、運用する財産をいい、以下同じ。)又は信託財産と取引する行為、第三者との契約又は談合等により、集合投資財産で特定財産に投資する行為、投資運用担当者でない者に対して集合投資財産を運用させる行為、その他投資者保護又は健全な取引秩序を害する恐れがある行為として資本市場法施行令で定める行為(資本市場法施行令第87条第4項)がそのような行為にあたります。

集合投資資産の運用に関する行為規制

(イ) 集合投資資産運用関連規制

() 資本市場法における投資対象

韓国の金融商品は、銀行の預金のような貯蓄商品、災害又は各種事故発生時に経済的損失を補償する保険商品、そして金融投資商品等に区分されるようになりました。集合投資機構が投資する「金融投資商品」とは、利益を得る目的又は損失を回避する目的で、現在又は将来の特定時点で金銭、その他の財産的価値のあるもの(以下「金銭等」という。)を支払うことを約定することで取得する権利であり、その権利を取得するために支払った金銭等、又は支払わなければならない金銭等の総額(販売手数料等、資本市場法施行令で定める金額を除く。)がその権利により回収できた、又は回収できる金銭等の総額(解約手数料等、資本市場法施行令で定める金額を含む。)を超えるリスク(以下「投資性」という。)があるものをいいます。

従って、元本損失の可能性がある金融商品であれば、原則的に金融投資商品に該当し、資本市場法が包括する金融投資商品の範囲が大幅に拡大されました。但し、ウォン建て譲渡性預金証書及び受託者に信託財産の処分権限(韓国信託法第42条及び第43条による処分権限を除く。)が付与されていない信託の受益権に該当するものを除きます。

() 集合投資機構別の資産運用対象

資本市場法では集合投資機構の区分を、主要投資対象資産(集合投資機構資産の50%を超える投資資産)を基準に証券集合投資機構、不動産集合投資機構、特別資産集合投資機構、短期金融集合投資機構、混合資産集合投資機構等に分類しており、短期金融集合投資機構を除く全ての集合投資機構は、多様な投資対象の運用ができます。

証券集合投資機構は、集合投資資産の100分の50を超えて証券(資本市場法施行令で定める証券を除き、資本市場法施行令で定める証券以外の証券を基礎資産とする派生証券を含む。)に投資する集合投資機構であり、不動産集合投資機構、特別資産集合投資機構に該当しない集合投資機構をいいます。

不動産集合投資機構は、集合投資資産の100分の50を超えて不動産(不動産を基礎資産とする派生商品、不動産開発に係る法人に対する貸出、その他資本市場法施行令で定める方法で不動産、及び資本市場法施行令で定める不動産に係る証券に投資する場合を含む。)に投資する集合投資機構をいいます。

特別資産集合投資機構は、集合投資資産の100分の50を超えて特別資産(証券及び不動産を除く投資対象資産をいう。)に投資する集合投資機構をいいます。

混合資産集合投資機構は、集合投資資産の運用関連証券、不動産、特別資産の最低投資比率の適用を受けない集合投資機構で、主な投資対象及び最低投資限度等について別途法令上の制限がないため、どのような資産であれ投資比率の制限なく投資が可能であるというメリットがあります。

短期金融集合投資機構は、集合投資資産の全部を資本市場法施行令に定める短期金融商品に投資する集合投資機構で、資本市場法施行令に定める方法で運用される集合投資機構です。

() 集合投資資産運用の指示及び実行

資産運用会社は、投資信託財産の運用において、その投資信託財産を保管・管理する信託業者に対して、その指示内容が電算システムにより客観的かつ正確に管理できる方法で、投資信託別に投資信託対象資産の取得・処分について必要な指示を行わなくてはならず、その信託業者は資産運用会社の指示に従って投資対象資産の取得・処分等を行わなければなりません。

() 資産運用会社の資産運用上の制限

A. 証券の場合

投資対象資産が証券の場合、各集合投資機構の資産総額の100分の10を超えて同一銘柄に投資する行為、各資産運用会社が運用する集合投資機構全体の資産総額でもって、同一法人等が発行した持分証券総数の100分の20を超えて投資する行為、又は各集合投資機構の資産総額で同一法人等が発行した持分証券総数の100分の10を超えて投資する行為、一定の適格要件を満たさない者と場外派生商品を売買する行為、派生商品の売買に伴うリスク評価額が各集合投資機構の資産総額から負債総額を引いた価額の100分の100を超えて投資する行為、派生商品の売買に係り、基礎資産のうち、同一法人等が発行した証券の価格変動によるリスク評価額が各集合投資機構資産総額の100分の10を超えて投資を行う行為、同じ取引相手との場外派生商品売買による取引相手のリスク評価額が各集合投資機構資産総額の100分の10を超えて投資を行う行為が禁止されています。

B. 不動産の場合

不動産の場合、まず不動産を取得した後、国内の不動産の場合は3年、海外の不動産は集合投資規約に定める期間以内にこれを処分する行為が禁じられています。但し、不動産開発事業により組成又は設置した土地・建築物等を分譲する場合、また、集合投資機構が合併又は解除又は解散する場合はこの限りではありません。

また、建築物、その他の工作物がない土地で、その土地について不動産開発事業を施行する前にこれを処分する行為も禁止されています。但し、集合投資機構の合併・解除又は解散、及び不動産開発事業を行うために土地を取得した後、関連法令の制定・改定又は廃止等により事業性が著しく低下し、不動産開発事業を遂行することが困難であると客観的に立証され、その土地の処分が避けられない場合は除きます。

C. 集合投資証券の場合

この投資信託資産総額の100分の50を超えて同一の資産運用会社(資本市場法第279条第1項の外国資産運用会社を含む。)が運用する集合投資機構(同法第279条第1項の外国集合投資機構を含む。)の集合投資証券に投資する行為及び投資信託資産総額の100分の20を超えて同一の集合投資機構の集合投資証券に投資する行為は禁じられています。

また、投資信託財産で同一の集合投資機構の集合投資証券総数の100分の20を超えて投資を行う行為(この場合、この比率の計算は投資する日を基準とする。)、投資信託財産で資産総額の100分の40を超えて他の集合投資証券に投資できる集合投資機構の集合投資証券に投資を行う行為、私募集合投資機構(私募集合投資機構と同一又は類似した外国私募集合投資機構を含む。)の集合投資証券に投資する行為、投資信託の受益証券を販売する投資売買業者又は投資仲介業者が受け取る販売手数料及び販売報酬とその投資信託が投資する他の集合投資機構の集合投資証券を販売する投資売買業者(外国投資売買業者を含む。)又は投資仲介業者(外国投資仲介業者を含む。)が受け取る販売手数料及び販売報酬の合計が資本市場法施行令第77条第4項の限度を超えて集合投資証券に投資する行為も禁止されています。

D. その他の場合

その他、投資者保護又は集合投資財産の安定的な運用等を阻害する恐れのある行為として禁止されている行為としては、各集合投資機構に属する証券のうち、証券総額の100分の50を超えて解約条件付き証券を売却する行為、証券の範囲で資産総額の100分の50を超えて証券を貸与する行為、各集合投資機構の資産総額の範囲で100分の20を超えて証券を借り入れる行為があります。

(ロ) 集合投資機構の構成

() 投資信託

A. 投資信託の設定：信託契約書による信託契約締結

投資信託を設定しようとする資産運用会社は、資産運用会社及び信託業者の商号、信託元本の価額及び受益証券の総口数に関する事項、投資信託財産の運用及び管理に関する事項、利益分配及び解約に関する事項、資産運用会社・信託業者などが受け取る報酬、その他の手数料の計算方法及び支払時期・方法に関する事項(但し、資産運用会社が基準価格算定業務を委託する場合、その手数料は該当投資信託財産により負担するという内容を盛り込まなければならない。)、受益者総会に関する事項、開示及び報告書に関する事項、その他受益者保護のために必要な事項として資本市場法施行令に定める事項が記載された信託契約書により、信託業者と信託契約を締結します。

B. 信託契約の変更

投資信託を設定した資産運用会社が信託契約を変更しようとする場合、信託業者と変更契約を締結しなければなりません。この場合、信託契約のうち、資産運用会社・信託業者などが受け取る報酬、その他の手数料の引上げ、受託会社の変更(合併、分割、分割合併、資本市場法施行令第216条に定めた事由及び資本市場法施行令第245条第5項によって二つ以上のファンドの資産を別のマザーファンドに移すことで、そのファンドの受託会社が変わる場合は除く。)、信託契約期間の変更(投資信託を設定した当時より、信託契約書にその期間変更が明記されている場合は除く。)、その他、受益者の利益に係る重要な事項(投資信託の種類、主な投資対象資産の変更、投資対象資産に対する投資限度の変更、資産運用会社の変更、解約禁止型投資信託でない投資信託の解約禁止型投資信託への変更、解約代金支払日の延期、その他受益者を保護するために必要な事項として、金融委員会が定めて告示する事項のいずれか一つに該当する事項の変更など、主要事項を変更する場合は事前に受益者総会を経なければなりません。

C. 受益証券の発行

投資信託を設定した資産運用会社は、投資信託の受益権を均等に分割して受益証券として表示しなければなりません。受益者は信託元本の償還及び利益分配などについて受益証券の口数に従い、均等な権利をもちます。投資信託を設定した資産運用会社は、受益証券の発行価額の全額が払い込まれた場合、信託業者の確認を受けて資本市場法第309条第5項による方法で受益証券を発行します。受益証券は無額面記名式とします。

D. 受益者総会

投資信託は受益者全体で構成された受益者総会を置き、総会は資本市場法第190条又は信託契約に定めた事項についてのみ決議することができます。受益者総会は投資信託を設定した資産運用会社が招集します。但し、投資信託財産を保管・管理する信託業者又は発行済受益証券の総口数の5%以上を保有する受益者が受益者総会の目的と招集理由を記載した書面を提出することにより、受益者総会の招集をその資産運用会社に要請する場合、資産運用会社は1ヶ月以内に受益者総会を招集しなければなりません。

受益者総会の招集通知については韓国商法第363条第1項及び第2項に準じ、受益者総会を招集するにあたり会日を定め、2週間前に受益者に対して書面又は電子文書で通知書を送ります。但し、その通知書が受益者名簿上の受益者の住所に3年間続けて届かない時は、資産運用会社は該当受益者に対し総会の招集を通知しないこともあります。

受益者総会は、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の4分の1以上の数をもって決議します。但し、法令に定める受益者総会の決議事項以外であり、信託契約で定める受益者総会の決議事項については、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の5分の1以上の数をもって決議することができます。受益者は受益者総会に出席せずに書面で議決権を行使することができます。但し、次の要件を全て満たす場合は、受益者総会に出席した受益者が所有する受益証券の総口数の決議内容に影響を与えないように議決権を行使(以下「みなし議決権行使」という。)したものとみなします。

- a. 受益者のもとに、資本市場法施行令第221条第6項により、投資信託約款に記載されている内容を知らせる書面、電話・電信・ファックス、電子メール、又はこれに類する電子通信の方法で、議決権行使に関する通知があったものの、議決権が行使されていないこと
- b. みなし議決権行使の方法が投資信託約款に記載されていること
- c. 受益者総会で議決権を行使した受益証券の総口数が、発行済受益証券の総口数の10分の1以上であること
- d. そのほか、受益者の利益保護と受益者総会決議の公正性などのために、みなし議決権行使の結果を、金融委員会が定め告示する方法で受益者に提供すること

投資信託を設定した資産運用会社(資本市場法第190条第3項後段により受益者総会を招集する受託会社、又は発行済受益証券総口数の100分の5以上を所有する受益者を含む。)は、資本市場法第190条第5項による受益者総会の決議が成立しない場合、その日から2週間以内に延期された受益者総会(以下「延期受益者総会」という。)を招集しなければなりません。

受益者は、次のいずれかの場合、資産運用会社に対し、受益証券の数を記載した書面をもって、自己の所有する受益証券の買取りを請求することができます。

- a. 資本市場法第188条第2項各号以外の部分(本文)の後段による信託契約の変更又は第193条第2項による投資信託の合併についての受益者総会決議への反対(受益者総会の前に、該当資産運用会社に対し、その決議に反対する意思を書面で通知した場合に限る。)は、受益者がその受益者総会の決議日から20日以内に受益証券の買取りを請求する場合
- b. 資本市場法第193条第2項各号以外の部分(本文)の但書による投資信託の合併に反対する受益者が、大統領令に定める方法で受益証券の買取りを請求する場合

E. 投資信託の解約

資産運用会社は金融委員会の承認を得て投資信託を解約することができます。但し、受益者全員が同意した場合、該当投資信託の受益証券全てについて解約請求を受けて信託契約を解約しようとする場合、投資信託が最初に設定された後1年目となる日の元本額が50億ウォン未満の場合、又は、投資信託が最初に設定され1年が経過した後に、1ヶ月間続けて投資信託の元本額が50億ウォン未満の場合は、金融委員会の承認を得ずに解約することができ、解約後その事実を遅滞なく金融委員会に報告しなければなりません。

また、資産運用会社は、信託契約に定める信託契約期間の終了、受益者総会の投資信託解約決議、投資信託の被吸収合併、投資信託の登録取消しがあった場合、受益者総数が1人になる場合、又は、投資信託受益証券の上場が廃止される場合、遅滞なく投資信託を解約しなければならず、その解約事実を遅滞なく金融委員会に報告しなければなりません。

（ ） 投資会社

A. 投資会社の設立

金融会社の支配構造に関する法律第5条による役員欠格要件に該当しない発起人は、投資会社を設立時に定款を作成し株式を引き受けた後、遅滞なく金銭で引受価額を払い込みます。発行する株式の引受価額の払込みが完了した時は、遅滞なく議決権過半数の賛成により理事を選任しなければならず、選任された理事は、投資会社の設立について法令や投資会社の定款に対する違反事項の有無を調査し、その結果を理事会に報告しなければなりません。理事は調査結果、法令又は投資会社の定款に違反する事項を発見した場合、すみやかにこれを発起人に報告します。発起人は報告を受けた日から2週間以内に資本市場法施行令に定める書類を添付して設立登記をしなければなりません。

B. 投資会社定款の変更

投資会社は理事会決議で定款を変更することを原則とします。但し、資産運用会社・信託業者などが受け取る報酬、その他の手数料の引上げ、資産運用会社又は信託業者の変更、存続期間又は解散事由の変更、投資対象資産に対する投資限度の変更、投資会社の種類の変更、主な投資対象資産の変更、オープン型投資会社の解約禁止型投資会社への変更、解約代金支払日の延期及びその他株主保護のために必要な事項として金融委員会が定めて告示する事項の場合は、株主総会決議を経なければなりません。

（ ） 投資有限会社

資産運用会社が投資有限会社を設立する場合、目的、商号、投資有限会社財産の運用及び管理に関する事項などを記載した定款を作成し、記名捺印又は署名をしなければなりません。定款作成後の投資有限会社設立時に出資金を金銭で払い込まなければなりません。出資金額が払い込まれた日から2週間以内に定款、出資金の払込銀行、その他の金融機関の出資金の払い込み・保管に関する証明書を添付して設立登記をしなければなりません。

（ ） 投資合資会社

資産運用会社が投資合資会社を設立する場合定款を作成して無限責任社員1人と有限責任社員1人が記名捺印又は署名しなければなりません。定款作成後に出資金を金銭で払い込まなければなりません。出資金額が払い込まれた日から2週間以内に定款、出資金額の払込銀行、その他の金融機関の出資金の払い込み・保管に関する証明書を添付して設立登記をしなければなりません。投資合資会社社員の出資の目的は金銭に限り、投資合資会社の登録前は社員以外の者を社員として加入させることはできません。

（ ） 投資有限責任会社

資産運用会社が投資有限責任会社を設立する場合、目的、商号、投資有限責任会社財産の運用及び管理に関する事項などを記載した定款を作成して社員1人が記名捺印又は署名をしなければなりません。定款作成後の設立登記をするまで出資金を金銭で払い込まなければなりません。出資金額が払い込まれた日から2週間以内に定款、出資金の払込銀行、その他の金融機関の出資金の払い込み・保管に関する証明書を添付して設立登記をしなければなりません。

（ ） 投資合資組合

資産運用会社が投資合資組合を設立する場合、組合契約を作成して無限責任組合員1人と有限責任組合員1人が記名捺印又は署名しなければなりません。投資組合は資本市場法第182条により登録前に第三の組合員の加入を禁止しており、組合員の出資の目的は金銭に限ります。投資組合の登録前は組合員以外の者を組合員として加入させることはできません。

（ ） 投資匿名組合

資産運用会社が投資匿名組合を設立する場合、匿名組合契約を作成し、その匿名組合契約に営業者1人と匿名組合員1人が記名捺印又は署名しなければなりません。匿名組合員の出資の目的は金銭に限り、投資匿名組合の営業者は、登録前に匿名組合員以外の者を匿名組合員として加入させることはできません。投資匿名組合財産は資産運用会社である営業者1人が運用し、投資会社の法人理事に関する規定は投資匿名組合の営業者に準じます。

(ハ) 集合投資機構の業務遂行

（ ） 集合投資財産運用の主体

- A. 投資信託と投資匿名組合の場合は、資産運用会社が投資信託財産及び投資匿名組合財産を運用します。
- B. 投資会社・投資有限会社・投資合資会社・投資組合(以下「投資会社等」という。)の場合は、投資会社等の法人理事、業務執行社員又は業務執行組合員である資産運用会社が集合投資財産を運用します。

（ ） 集合投資財産に属する持分証券の議決権行使の主体

- A. 投資信託財産又は投資匿名組合財産に属する持分証券(その持分証券に係る証券預託証券を含む。)の議決権行使は、その投資信託又は投資匿名組合の資産運用会社が遂行します(資本市場法第184条第1項)。
- B. 投資会社等の集合投資財産に属する持分証券の議決権行使は、その投資会社等が遂行するものとされますが、投資会社等はその投資会社等の資産運用会社にその投資会社等の集合投資財産に属する持分証券の議決権の行使を委託することが可能です。

（ ） 集合投資財産の保管・管理業務の信託業者への委託

- A. 投資信託や投資匿名組合の資産運用会社又は投資会社等は、集合投資財産の保管・管理業務を信託業者に委託します(資本市場法第184条第3項)。
- B. 資産運用会社が自己の運用する集合投資財産を保管・管理する信託業者となることは禁止されています(資本市場法第184条第4項)。

（ ） 集合投資証券販売契約又は委託販売契約

- A. 投資売買業者と販売契約又は投資仲介業者と委託販売契約を締結
投資信託や投資匿名組合の資産運用会社又は投資会社等は、集合投資機構の集合投資証券を販売する場合、投資売買業者と販売契約を締結するか、投資仲介業者と委託販売契約を締結しなければなりません(資本市場法第184条第5項)。

B. 資産運用会社が集合投資証券を直接販売する場合

投資信託や投資匿名組合の資産運用会社が投資売買業者又は投資仲介業者として、集合投資機構の集合投資証券を販売する場合、販売契約又は委託販売契約は締結しません。

投資信託・投資匿名組合の資産運用会社が直接集合投資証券を販売する場合、資産運用会社自らが集合投資証券の販売のための投資売買業者又は投資仲介業者としての立場で集合投資証券を販売する(資産運用会社と集合投資証券販売社の地位を同時に保有)ため、集合投資証券の販売契約又は委託販売契約締結は要求されません。

() 投資会社業務の一般事務管理会社への委託

A. 投資会社は韓国商法上の株式会社の形態ですが、投資目的で設立された名目上の会社(Paper Company)に過ぎず、実質的業務を遂行する役員・従業員や本店・支店を置いていません。投資会社の特性を考慮し投資会社株式の発行及び名義書き換え、投資会社財産の計算、法令又は定款による通知及び公告、理事会及び株主総会の招集・開催・議事録作成などに関する業務、資本市場法第238条第8項に基づき委託された業務、投資会社の運営に関する業務を、一般事務管理会社に委託するよう義務付けています。

B. 投資信託や投資匿名組合の資産運用会社又は投資会社等が法令を違反して虚偽の基準価格を算定した場合、金融委員会はその投資信託や投資匿名組合の資産運用会社又は投資会社等に対して基準価格算定業務を一般事務管理会社にその範囲を定めて委託するよう命ずることができます。この場合、該当資産運用会社及びその資産運用会社の系列会社、投資会社・投資有限会社・投資合資会社の系列会社はその受託対象から除かれます。

() 業務の委託

A. 認可を受けた業務又は登録を受けた業務又は付随業務の一部を第三者に委託することができます。しかし、遵法監査人の業務(役員・従業員の法規遵守と関連した教育を除く)、内部監査業務、リスク管理業務、信用リスクの分析・評価業務などは、内部統制領域に該当する事項なので、委託を全面的に禁止しています。

B. 原則として、資産運用会社から業務委託を受けた第三者は再委託をしてはなりません。しかし、投資者保護を阻害しない範囲内で資産運用会社の円滑な業務遂行のため必要な場合、再委託を認めています。委託業務に付随する業務、外貨資産である集合投資財産の運用・運用指示業務、資本市場法第308条による預託対象証券など外貨資産の保管・管理業務などがこれにあたります。

() 信託業者の義務

A. 善管義務及び忠実義務

a. 韓国信託法第32条では、受託者は善良な管理者の注意で信託事務を処理しなければならないと規定して善管義務を認めている。ただし、信託行為で別に定めた場合にはそれに従うことができると規定しています。

- b. 韓国信託法第33条では、受託者は受益者の利益のために事務処理をするように規定して忠実義務を認めています。
- c. 資本市場法第102条は「信託業者は受益者に対して善良な管理者の注意をもって信託財産を運用」しなければならない、「受益者の利益を保護するために該当業務を忠実に遂行」しなければならないと規定しています。
 - aa. 善管注意義務の内容：一般的に受託者が信託事務を処理するうえで払うべき善管注意は「通常の合理的な者が同一事項について自己の財産と等しい水準の管理業務」を果たすものと理解されます。
 - bb. 忠実義務の内容
 - aaa. 利害相反防止義務：韓国信託法第34条第1項は、受託者が信託財産を固有財産とすること、又は信託財産に係る権利を取得することを禁じています。これは「受託者と信託財産の間」で単純に自己取引のみならず、受託者が信託と利益相反が生じる他の種類の取引あるいは状況にも類推適用され、受託者が信託を管理する期間は、自己の利益や第三者の利益が受益者の利益と相反しないようにすべきという「信託との利益相反回避義務」と理解されます。
 - bbb. 信託利益の享有禁止：受託者は信託財産から信託の利益を享有することが禁止されており、第三者に信託の利益を享有させることも許されていません。同義務は、受託者が利益相反回避義務という事前の制御にもかかわらず、利益相反的地位に立つことで取得することとなる潜在的な利益を「事前に禁止」することで、受託者の信託違反を抑制するため認められる義務です。
 - ccc. 信託情報の秘密保持義務
 - ・受託者の信託情報の秘密保持義務は、信託に関連して取得した情報が重要情報である場合、受託者に発生する義務です。
 - 信託業者は金融実名法に基づく金融機関であるため、同法による秘密保持義務もまた遵守する義務を負います。
 - ・秘密保持義務は、消極的な側面における秘密保持義務と積極的な側面の使用禁止義務に区分されます。
 - 秘密保持義務は受託者が信託業務に関連して取得した情報を、受託者のみが保有しなければならないという意味です。
 - 使用禁止義務は、受託者が信託情報を受益者の利益のためにのみ使用しなければならない、他の目的に使用してはならないという意味です。
 - ・信託情報の秘密保持義務は、信託に係わる重要情報を受託者が取得することにより発生した義務であるため、関連情報の重要性が持続する限り、信託が終了した後も継続すると理解されます。

B. 信託財産に関する情報提供義務

受益者は信託業者に対し営業時間内に理由を記載した書面により、その受益者に関連した信託財産に関する帳簿・書類の閲覧や謄本又は抄本の交付を求めることができます（資本市場法第113条第1項、資本市場法施行令第115条）。信託業者は次の事由がある場合は、受益者の帳簿などの閲覧及び開示要求を断ることができます。この場合、信託業者は閲覧や交付が不可能な旨とその事由を記載した書面を受益者に提出しなければなりません。

- a. 信託財産の運用内訳などが記載された帳簿・書類を提供することにより、提供された者がその情報を取引又は業務に利用する恐れ、又は他人に提供する恐れが著しい場合
- b. 信託財産の運用内訳などが記載された帳簿・書類を提供することにより、他の受益者に損害を被らせることが明らかに認められる場合
- c. 信託契約に解約された信託財産に関する帳簿・書類で保存期限が経過するなどの事由により、受益者の閲覧提供要請に応じることが不可能な場合

(二) 集合投資証券の販売及び買戻規制(韓国の投資者にのみ適用するよう韓国の財政経済部が有権解釈をしています。)

() 販売

資本市場法では投資者保護を強調しています。販売者に対し、投資勧誘に係る説明を義務付け、適合性原則を取り入れています。それ以外にも会社の利益と顧客の利益の間に発生しうる利害相反防止体制を構築し、発行開示規制の適用範囲を銀行債・集合投資証券・受益証券にまで拡大しました。

A. 販売広告

金融投資業者は集合投資証券の投資広告をする場合、次の事項を含まなければならない、集合投資機構の名称、集合投資機構の種類に関する事項、集合投資機構の投資目的及び運用戦略に関する事項、その他に集合投資証券の特性などを考慮し、資本市場法施行令に定める事項以外の事項は投資広告に使用できません。

- a. 集合投資証券を取得する前に投資マニュアルを読むよう勧める内容。
- b. 集合投資機構は運用の結果によっては投資元本の損失が発生する可能性があり、その損失は投資者に帰属するという事実。
- c. 集合投資機構の運用成果を含めて投資広告をする場合、その運用成果が未来の収益率を保証するものではないという内容。

金融投資業者は投資広告をするにあたって、資本市場法第103条第3項により損失の補填又は利益の保証をする場合を除いては、損失補填又は利益保証と誤認させる表示をしてはなりません。投資広告において表示・広告の公正化に関する法律第4条第1項による表示・広告事項がある場合は、同法の定めに従います。その他に投資広告の方法及び手続きなどについて必要な事項は資本市場法施行令で定められています。

- B. 販売価格及び手数料
- a. 金融投資業者は投資者から受け取る手数料の賦課基準と手続きに関する事項を定め、インターネットホームページ等を利用して開示しなければなりません。
 - b. 金融投資業者は上記 による手数料賦課基準を定める際、投資者を正当な事由なく差別してはなりません。
 - c. 金融投資業者は上記 による手数料賦課基準と手続きに関する事項を金融投資協会に通知しなくてはなりません。
 - d. 金融投資協会は上記 により通知を受けた事項を金融投資業者別に比較し開示しなければなりません。
- C. 投資勧誘準則の制定
- a. 金融投資業者は投資勧誘をするにあたり、金融投資業者の役員・従業員が遵守すべき具体的な基準及び手続き(以下「投資勧誘準則」という。)を定めなければなりません。但し、派生商品等に関しては一般投資者の投資目的・財産状況及び投資経験などを考慮して、投資者等級別に差等化した投資勧誘準則を作成しなければなりません。
 - b. 金融投資業者は投資勧誘準則を定めた場合、インターネットホームページ等を利用して開示しなければなりません。投資勧誘準則を変更した場合も同じです。
 - c. 金融投資協会は投資勧誘準則と関連し、金融投資業者が共通で使用できる標準投資勧誘準則を制定することができます。

() 集合投資証券の買戻

- A. 投資者はいつでも集合投資証券の買戻を請求できます(買戻禁止型は除く。)(資本市場法第235条第1項)。
- B. 買戻手続き
- 通常の買戻手続は以下の通りです。
- a. 投資信託受益証券及び投資匿名組合持分証券
販売会社 → 資産運用会社 → 買戻
 - b. 投資会社、投資有限・合資会社、投資組合(「投資会社等」)の持分証券
販売会社 → 投資会社等 → 買戻
- C. 買戻方法
- a. 資産運用会社又は投資会社等は大統領令に定める場合を除き、買戻請求日から15日以内に規約に定める買戻日に買戻代金を支払います(資本市場法第235条第4項)。
大統領令に定める例外は、以下の場合です。
市場性のない資産に10%を超えて投資するファンド、又は外貨資産に50%を超えて投資するファンドで、規約に15日を超えて定めた場合
 - b. 資産運用会社又は投資会社等が買戻代金を支払う場合、集合投資財産として保有している金銭又は集合投資財産を処分して得た金銭によらなければなりません。但し、投資者全員の同意を得た場合は、集合投資財産で支払うことができます。

- c. 買戻請求に応じる者は、買戻請求を受けた集合投資証券を、自己の計算で取得してはならず、また自己の計算他人に取得させてはなりません。

以下の場合には、自己の計算による買戻制限は、例外として認められます。

- ・MMFにおいて、ファンド別に100億ウォン以内で個人投資者に買戻請求日基準価格で買い取る場合
- ・投資者が金額基準で買戻請求するため、販売会社がやむを得ず集合投資証券の一部を買い取る場合

D. 買戻価格

- a. 資産運用会社又は投資会社は買戻請求日以降に算定される基準価格で買い戻さなければなりません(資本市場法第236条第1項)。

以下の場合には、例外となります(資本市場法施行令第255条)。

- ・投資者との事前約定によりMMFの当日の買戻しの場合
- ・年金基金投資プール又は外国換平衡基金によるMMFの当日の買戻しの場合

- b. 買戻請求日以降に算定される基準価格(資本市場法施行令第255条第3項)とは、買戻請求日から起算して第2営業日(基準時点以降の買戻の場合、第3営業日)以降に公告される基準価格で、集合投資規約で定めた基準価格をいいます。

- c. 資産運用会社又は投資会社等は集合投資財産の一部が買戻延期の事由に該当する場合、一部は買戻を延期し、残りについては買戻に応じることができ、買戻が延期された資産でのみ別途の集合投資機構を設定・設立することができます。

(ホ) 権利行使に対する規制

- () 資産運用会社は次に該当する場合、中立投票(Shadow voting)を行わなければなりません。但し、集合投資財産に属する株式を発行した法人の合併、営業の譲渡又は譲受、役員任免、定款の変更、その他集合投資財産に損失をもたらす恐れのある場合は、通常の議決権行使が可能です。(資本市場法第87条第1項、資本市場法施行令第89条)

A. 次に該当する者が株式発行人を系列会社に編入させるための場合

- a. 資産運用会社、その特殊関係人及び共同保有者
- b. 関係投資売買業者及びその系列会社
- c. 資産運用会社の大株主(筆頭株主の特殊関係人である株主を含む。)

B. 株式の発行人が資産運用会社と以下の関係にある場合

- a. 系列会社関係
- b. 関係投資売買業者及びその系列会社関係
- c. 資産運用会社の大株主(筆頭株主の特殊関係人である株主含む。)関係

(注) 中立投票(Shadow voting)とは、機関投資者以外の株主が議決した議決権の割合の通りに、機関投資者の議決権数を分けることです。機関投資者の投資比率が高い会社は、機関投資者が株主総会に出席して議決権を行使することができない場合、総会参加株主数が一定の基準に満たず、株主総会自体が無効となる可能性があります。その場合、機関投資者が株主として決議に参加はするものの、議決結果そのものには影響を及ぼさないようにする方式が中立投票です。

- () 相互出資制限企業集団に属する企業集団の場合、原則として上記但書は適用されません(資本市場法第87条第2項)。
- A. 但し、集合投資財産で資産運用会社の系列会社である株券上場法人が発行した株式を保有している場合で、合併、営業の譲渡又は譲受、役員任免及び定款の変更について中立投票を行う場合、集合投資財産に明らかに損失をもたらすことが予想される場合は、通常の議決権行使ができません。
- B. この場合、通常の議決権行使の限度は、その法人の特殊関係人が行使できる株式数を合計し、その法人の発行株式総数の15%を超えてはなりません。
- () 同一銘柄投資限度(例外による限度超過を含む。)及び系列会社証券投資限度を超えて投資した株式の場合は中立投票をしなければなりません。
- () 資産運用会社は第三者との契約により議決権を交えて行使するなど、議決権行使制限規定を免れるための行為が禁止されています(資本市場法第87条第4項)。
- () 金融委員会は、資産運用会社が議決権行使制限規定に違反して議決権を行使した場合、6ヶ月以内の期間を定めて、その株式の処分を命じることができます。

特殊な形の集合投資機構

(イ) 買戻禁止型投資機構

投資した資金につき、集合投資機構で定めた一定条件に至るまで買戻ができない集合投資機構です。買戻が不可能なため、買戻資金を集めるためのポートフォリオ内の現金保有比率を抑えることができ、集合投資機構資産を安定的に運用することができます。このような閉鎖型集合投資機構は主に流動性の低い資産を運用する場合に主に利用され、投資者保護のために一定の条件が求められています。

- A. 集合投資機構資産総額の20%以上を不動産及び特別資産のような流動性の低い資産に投資する不動産集合投資機構、特別資産集合投資機構、混合資産集合投資機構は閉鎖型で設立することができます。
- B. 最初の設定日から90日以内に集合投資機構を取引所に上場しなければなりません。上場された集合投資機構は取引所で売買を通じて他の投資者に譲渡でき、最低限の買戻しの機会を投資者に保障します。

(ロ) 種類型集合投資機構

マルチクラス集合投資機構と通称される集合投資機構です。販売報酬、販売手数料及び買戻手数料をそれぞれ異なるように適用した集合投資機構で、これにより基準価格に差が生じます。一般的に販売報酬設定と同時に優先的に付加する先取型、投資金額に応じて報酬が差等適用されるクラスなど、販売による様々な需要に応じて設立されます。

(ハ) 転換型集合投資機構

別名、アンブレラ集合投資機構ともいいます。投資者の判断により一つの集合投資機構で別の集合投資機構に転換投資を行うことができます。転換の際に買戻手数料を求められることはありません。

(二) 母子型集合投資機構

同一の投資対象と投資戦略をもつ多数の集合投資機構(子集合投資機構)の資産を一つの集合投資機構(母集合投資機構)に集め、統合運用を行う集合投資機構です。

(ホ) 上場指数集合投資機構

特定の指数又は価格と収益率が連動するように設立された集合投資機構で、取引所に上場され、株式売買と同じ方式で取引を行うことができる集合投資機構です。

第4【参考情報】

本ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

1 有価証券報告書及びその添付書類

計算期間 第9期(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

平成29年4月27日関東財務局長に提出

2 半期報告書

計算期間 第10期中(自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)

平成29年9月28日関東財務局長に提出

第5【その他】

該当事項はありません。

本ファンドの前期財務書類に対する監査報告書は、当期財務書類に対する監査報告書をご参照ください。

[次へ](#)

管理会社の前期財務書類に対する監査報告書は、当期財務書類に対する監査報告書をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

サムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]

受益者及びサムスン資産運用株式会社 代表理事 殿

当監査人は、添付のサムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]の財務諸表を監査しました。同財務諸表は、2017年12月31日及び2016年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了する各会計期間の損益計算書、資本変動表、及び有意的な会計方針の要約、その他の説明情報で構成されています。

財務諸表に対する経営陣の責任

資産運用会社の経営陣は、企業会計基準書第5003号「集合投資機構」に沿って財務諸表を作成し、公正表示する責任があり、不正や誤謬による重要な歪曲表示のない財務諸表を作成するために必要であると定められた内部統制についても責任があります。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査人が実施した監査を根拠として、当該財務諸表について意見を表明することです。当監査人は韓国会計監査基準に沿って監査を実施しました。この基準は、当監査人が倫理的に求められている事項を順守し、財務諸表に重要な歪曲表示がないかについて、合理的な確信が得られる方法で監査を計画し実施することを求めています。

監査は、財務諸表の金額と開示についての監査証拠を入手する手続きを含みます。手続きの選択は、不正や誤謬による財務諸表の重要な歪曲表示リスクの評価など、監査人の判断によって変わります。監査人はこうしたリスクを評価する際、状況に適合する監査手続きを設計するために、企業の財務諸表の作成及び公正表示に関する内部統制も考慮に入れます。しかし、これは内部統制の効果についての意見を表明するためではありません。監査はまた財務諸表の全般的な表示に対する評価に加え、財務諸表を作成するために資産運用会社の経営陣が採用した会計方針の適合性、経営陣が導出した会計推定値の合理性についての評価も含みます。

当監査人が入手した監査証拠は、監査意見のための根拠として十分かつ適合していると我々は確信しています。

監査意見

当監査人の意見では投資信託の財務諸表はサムスンKODEXサムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]の2017年12月31日及び2016年12月31日現在の財務諸表と、同日に終了する報告期間の財務成果を企業会計基準書第5003号「集合投資機構」に沿って重要性の観点から公正に表示しています。

大韓民国の企業会計基準の適用(注:本項目は原文の独立監査人の監査報告書には記載されておませんが、本報告書及び添付の財務諸表の表示内容に誤解を生じさせないため、当監査人の訳注として記載しております。)

会計原則及び監査基準とこれら実際の適用方法は各国により異なります。添付の財務諸表は、財務状態及び経営成績を、大韓民国以外の国で一般に公正妥当と認められた会計基準及び慣習に準拠・提示することは意図していません。また、これら財務諸表の監査において大韓民国で利用される手続き及び慣習は、その他の国で一般に公正妥当と認められ適用される基準及び原則とは異なります。この為、本報告書及び添付の財務諸表の利用にあたっては、大韓民国の会計手続き及び監査基準又これら実際の適用方法の十分な理解が必要です。

安 進 会 計 法 人

代 表 理 事

李 廷 熙

2018年 2月 26日

当監査報告書は監査報告書日(2018年2月26日)現在で有効なものです。従って、監査報告書日以後同報告書を閲覧する時点の間に、添付の投資信託の財務諸表に重大な影響を及ぼす事象又は状況が生ずる可能性があり、そのため当監査報告書が修正されることもあります。

[次へ](#)

原文は添付文書の独立監査人の監査報告書原文を参照のこと。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

サムスン資産運用株式会社

株主及び理事会 殿

当監査人は、添付のサムスン資産運用株式会社の財務諸表を監査しました。同財務諸表は、2017年12月31日及び2016年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了する各会計期間の包括損益計算書、資本変動表、及びキャッシュフロー計算書並びに有意的な会計方針の要約、その他の説明情報で構成されています。

財務諸表に対する経営陣の責任

経営陣は、韓国採択国際会計基準に沿って財務諸表を作成し、公正表示する責任があり、不正や誤謬による重要な歪曲表示のない財務諸表を作成するために必要であると定められた内部統制についても責任があります。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査人が実施した監査を根拠として、当該財務諸表について意見を表明することです。当監査人は韓国会計監査基準に沿って監査を実施しました。この基準は、当監査人が倫理的に求められている事項を順守し、財務諸表に重要な歪曲表示がないかについて、合理的な確信が得られる方法で監査を計画し実施することを求めています。

監査は、財務諸表の金額と開示についての監査証拠を入手する手続きを含みます。手続きの選択は、不正や誤謬による財務諸表の重要な歪曲表示リスクの評価など、監査人の判断によって変わります。監査人はこうしたリスクを評価する際、状況に適合する監査手続きを設計するために、企業の財務諸表の作成及び公正表示に関する内部統制も考慮に入れます。しかし、これは内部統制の効果についての意見を表明するためではありません。監査はまた財務諸表の全般的な表示に対する評価に加え、財務諸表を作成するために経営陣が採用した会計方針の適合性、経営陣が導出した会計推定値の合理性についての評価も含みます。

当監査人が入手した監査証拠は、監査意見のための根拠として十分かつ適合していると我々は確信しています。

監査意見

当監査人の意見では会社の財務諸表はサムスン資産運用株式会社の2017年12月31日及び2016年12月31日現在 の財務諸表と、同日に終了する各報告期間の財務成果及びキャッシュフローを韓国採択国際会計基準に沿って重要性の観点から公正に表示しています。

大韓民国の企業会計基準の適用(注:本項目は原文の独立監査人の監査報告書には記載されておりませんが、本報告書及び添付の財務諸表の表示内容に誤解を生じさせないため、当監査人の訳注として記載しております。)

会計原則及び監査基準とこれら実際の適用方法は各国により異なります。添付の財務諸表は、財務状態及び経営成績を、大韓民国以外の国で一般に公正妥当と認められた会計基準及び慣習に準拠・提示することは意図していません。また、これら財務諸表の監査において大韓民国で利用される手続き及び慣習は、その他の国で一般に公正妥当と認められ適用される基準及び原則とは異なります。この為、本報告書及び添付の財務諸表の利用にあたっては、大韓民国の会計手続き及び監査基準又これら実際の適用方法の十分な理解が必要です。

三 逸 会 計 法 人
代 表 理 事 金 永 植

2018年 3月 15日

当監査報告書は監査報告書日(2018年3月15日)現在で有効なものです。従って、監査報告書日以後同報告書を閲覧する時点の間に、添付の会社の財務諸表に重大な影響を及ぼす事象又は状況が生ずる可能性があり、そのため当監査報告書が修正されることもあります。

[前へ](#)

[次へ](#)

原文は添付文書の独立監査人の監査報告書原文を参照のこと。

[前へ](#)